ケニア共和国 公共サービス・ジェンダー省 SDPS

ケニア共和国 人材育成奨学計画 準備調査報告書

2020年5月

独立行政法人 国際協力機構(JICA)

一般財団法人 日本国際協力センター(JICE)

資金
JR
20-011

要約

1. 調査概要

(1) 調査背景

人材育成奨学計画(以下、「JDS」)は、日本政府の「留学生受入10万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として1999年度よりウズベキスタン及びラオスの2カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2019年度までに計18カ国から4,662人の留学生を受け入れてきた。

JDS では 2009 年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4 期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に関係する公務員に限定する「新方式」に国別に順次移行してきた。

JICA が実施した基礎研究「JDS の成果に関する要因分析」(2014年度)と基礎研究「JDS の効果検証」(2019年度)(以下、「基礎研究」)では、対象国の JDS の効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が示された。2019年度の基礎研究では、JDS 留学生の学位取得率は 98.7%、公務員現職率は約 80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケートでは、JDS を通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、さらに 11 カ国中 9 カ国で前回の基礎研究調査時から役職率が増加しており、JDS の継続で役職率の着実な上昇につながることが確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国など他ドナーとの競合が活性化している例がみられることを踏まえ、今後の JDS の取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定における戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。

また、JDS を実施中の国に対して、事業の継続と共に、3 つの発展段階(①開発課題への対応、②開発課題への対応+日本の国益、③日本の国益)を定め、段階に応じて対象機関・人材の焦点をシフトしていく必要があるとしている。

ケニア共和国(以下、「ケニア」)は「ビジョン・2030(Vision 2030)」「という国家開発計画に基づき、2030年までに中所得国入りを目指しており、我が国は、ケニアの経済成長を通じて安定した持続的な社会の構築とケニアの目標達成を支援するため、経済インフラ整備や農業開発をはじめとする同国開発課題に貢献する支援を行っているが、いずれの開発課題におても、行政能力向上と制度構築が大きな課題となっている。そこで、政府の中核的人材の育成を目的として、ケニアは2019年度に新規JDS実施国として準備調査対象となった。また今般、プロジェクト実施の妥当性の検証と共に、先方政府のニーズを把握した上で、当該国における経済協力方針及びJICAプログラム等を踏まえたプロジェクトの形成を目的として、本準備調査が実施された。

¹ ケニア政府ホームページ(https://vision2030.go.ke/)(2020 年 4 月 15 日閲覧)

(2) 調査目的

本準備調査の主な目的は次の通りである。

- ➤ ケニアの現状とニーズを調査分析の上、2021 年度から 2024 年度までの 4 期分の留学 生受入計画を策定する。
- ➤ JDS 本体実施準備に向け、同受入計画の下、JDS 重点分野別の詳細実施計画となる基本計画案を作成し、概略設計を行う。

(3) 調査手法

本準備調査の中で、2019 年 10 月から 2020 年 3 月までケニアにおいて現地調査を実施した。

▶ 2019 年 10 月~2020 年 3 月:現地調査

- 日本の経済協力方針、ケニアの開発ニーズに合致するサブプログラム/コンポーネントの設定
- 各サブプログラム/コンポーネントに対する教育プログラムを有する本邦受入大学 の配置案の確定
- 各サブプログラム/コンポーネントに対応する対象機関の選定
- 実施体制の確認

▶ 2020年2月:事業規模の算定

▶ 2020 年 4 月:サブプログラム基本計画案の作成

(4) 調査結果

ケニア JDS 事業の枠組み

ケニア政府との現地協議において、次表の通り、ケニア JDS 事業の新たな援助重点分野、 開発課題、受入大学が決定された。

ケニア JDS 事業の枠組み (2021 年度~2024 年度)

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	受入 上限数
	1-1 中央政府及び地方政	広島大学大学院	人間社会科学研究科	2名
	府に係る行政能力の向上	政策研究大学院大学	政策研究科	2名
1. 行政機能の改善	1-2 経済計画/政策及び公 共財政管理/公共投資管理 に係る能力向上	国際大学大学院	国際関係学研究科	3名
	1-3 法律策定・運用に係る 能力向上	九州大学	大学院法学研究院	2名
	1-4 都市および地域開発 計画/政策に係る能力向上	東洋大学	国際学研究科	3名

② 対象機関

今回の調査では、対象機関・対象グループについて、JICA が提案しケニア側が合意した 対象機関に所属する中央政府及び地方公務員を対象とする方向で合意した。

③ 博士課程への受入れの検討

博士課程への受入れについて、現地調査で各省庁に聞き取りを行ったところ、ケニアにおいては博士留学後の組織への貢献等を視野に入れ、その導入を歓迎する意見があった。対象機関へのアンケートでは、回答した機関の 83%が必要と回答しており、博士留学のニーズが高いことが確認された。

対象者を含む募集選考の詳細は、2020 年度の第一回運営委員会で協議・合意することとした。

④ 運営委員会メンバー

運営委員会は、ケニア側委員(公共サービス・ジェンダー省公共サービス局(以下、「SDPS」)、The National Treasury and Planning (以下、「財務省」))及び日本側委員(在ケニア日本国大使館、JICA ケニア事務所)にて構成され、JDS 事業の実施・運営方針について協議・決定を行うことで合意に達した。

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
	役割	機関名			
← − ¬/□	共同議長	公共サービス・ジェンダー省 SDPS			
ケニア側	委員	The National Treasury and Planning			
D + /84	委員	在ケニア日本国大使館			
日本側	共同議長	JICA ケニア事務所			

ケニア JDS 事業運営委員会メンバー

(5) 妥当性の検証

ケニアの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS 事業とケニアの開発計画との整合性等について分析した。ケニア JDS 事業の援助重点分野は、ケニア政府の国家開発計画「ビジョン・2030」及び「ビッグ・フォー」の達成に資するものとして位置づけられる。

また、2012 年 4 月に策定された我が国の「対ケニア国別開発協力方針」では、人材育成を援助の重点分野としているほか、「ケニア JICA 国別分析ペーパー(2018 年 3 月)」でも同方針に準じて協力の方向性を分析している。本事業は各開発課題への対応のために、それぞれの分野を所管する政府機関の中核的人材の育成を行う案件として位置付けられ、我が国及び JICA の協力方針と合致する。

以上のように、JDS 事業は、対象国の国造りを担う人造りを目的とし、ケニアの中・長期的開発計画の目標達成に資するプロジェクトである。また、我が国の援助政策・方針との整合性が極めて高く、各協力プログラムにおける技術協力や円借款プロジェクト等を補完し、協力の相乗効果を高めるものである。

(6) 概略事業費

JDS を実施する場合に必要となる事業費総額は、約 2.3 億円と見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

▶ 日本側負担経費:約2.3億円(2020年度事業5ヵ年国債)

▶ ケニア側負担経費:なし²

▶ 積算条件

• 積算時点:2020年2月

- 為替交換レート:1米ドル =110.17円、1ケニアシリング=1.08円
- 業務実施期間:事業実施期間は、実施工程の通り。
- その他:日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

2. 提言

本準備調査を通じて得られたケニア JDS の事業実施における課題・提言は、以下の通りである。

(1) 実施体制について

① 効果的な事業設計

今般の調査では、公務員人事政策の策定及び公務員の採用・昇進を担う公共サービス委員会(以下、「PSC」)と、公務員の研修・人材育成を担う SDPS から、事業枠組みの設定にあたり、公務員の人事制度と公務員の海外研修制度について具体的な情報を得ることができた。本体事業の実施が始まり、優秀な公務員を戦略的に募集・選考して我が国へ派遣するために、さらに公務員の人事制度と海外研修制度について情報収集を行うことで、今後事業を実施する上でより効果的な募集・選考が可能となる事業設計をすることが重要である。

② 運営委員会メンバーの積極的な参画

「2-1-2. JDS の実施体制」において、JDS 運営ガイドラインに基づく運営委員会の機能・役割、実施機関、JICA 事務所、エージェントの役割について説明しているが、我が国の閣議にて JDS の実施が承認されたらすぐ、再度関係者の間でそれぞれの役割を確認することが重要である。また、JDS が事業として開始されたら、運営委員会メンバーには候補者の募集

² ただし、無償資金協力に係る銀行手数料等はケニア政府が負担。

に関する計画の検討段階から積極的に事業に参画してもらい、優秀な応募者の獲得とスムーズな送り出しに繋げることが重要である。

③ G/A の締結から資金請求の手続きについて

2019 年 10 月の現地調査時、SDPS に対して、G/A 締結後から資金請求までの流れについて説明し概ね理解を得た。今後は、2020 年 8 月までに G/A 及びエージェントの契約締結が予定されるが、ケニア側政府関係者内の合意を得るため、再度、具体的且つきめ細かな説明をケニア側に行う必要がある。また、JDS は他無償事業と異なり、G/A 締結の翌年 3 月末までに留学候補者の選考を終えて大学へ出願する必要があるため、各締結は 2020 年 7 月末には終える必要があり、それまでに各関係機関のフォローアップが肝要となる。

(2) 事業実施における外部要因

① 新型コロナウイルスの影響について

本年 2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響について、本調査では 2020 年 2 月~3 月に実施予定であった 2 回目の現地調査の実施を阻む外部要因となり、先方政府関係者への面談等に支障が生じた。新型コロナウイルスに関する状況が、2020 年度の応募者数に影響するかどうかも現時点では予測ができないが、当件に関して他ドナーから 2020 年夏・秋の留学生の受入動向や 2020 年度の応募者数の変化、及び政府内の留学に関する反応等の情報収集を行いつつ留意する必要がある。

② 安全管理の留意点について

ケニアは、アル・シャバーブ及び他の武装集団の脅威を低減することを目的としたアフリカ連合ソマリア・ミッション(AMISOM)へ派兵しており、同武装集団による報復テロの脅威への対策が課題となっている。そのため、2020年7月頃に予定するJDSプロジェクト事務所の設置の際には、JICAケニア事務所の安全担当者と相談しつつ進める必要がある。さらに、今後事業を実施するにあたり、ナイロビ市内での安全管理だけでなく、モンバサ・カウンティで募集説明会等を実施する場合は、JICAケニア事務所及び在ケニア日本大使館から事前に情報収集を行い、十分に安全管理には留意し事業活動を行うことが重要である。

(3) 大学配置について

基礎研究にて「戦略性強化のためのデザイン改善」として、短期研修の選択肢拡大が提案されている。また、ケニアでは英国の奨学金プログラムでは1年で修士号を取得可能なコースが中心であり、ケニアと英国との歴史的背景からも人気が高く2,000名が応募しているプログラムもある。そのため、こういったドナーの奨学金プログラムが実施される同国で後進として奨学金事業を開始するには、JDSでも2年コースのみならず1年コースの修士プログラムを選択肢として提供することが優秀な候補者獲得の鍵となる。

(4) JDS の対象機関・対象グループについて

JICA が提案しケニア側が合意した対象機関に所属する公務員及び地方公務員を対象とする方向で合意した。一方、ケニア側及び日本側からもさらに対象機関の検討について要望があがった。ついては、事業開始と共に開催される第一回運営委員会で全体方針を固める際に再度これらの点を勘案の上で協議し、合意を得る必要がある。

(5) 候補者の募集活動について

ケニアでは、英国、中国、韓国等のドナー間の留学生の獲得は競争が活発であるため、より効果的に、ケニアで新規事業となる JDS の魅力・利点をアピールする宣伝方法を検討する必要がある。そのためには、JDS の対象となる中央政府公務員及びナイロビ及びモンバサ・カウンティに勤務する地方公務員に向けた広報がそれぞれ必要である。

そのため基本方針として、まずは窓口となる SDPS の JDS 担当から各省の研修担当(SDPS デスク担当) へ情報の共有・伝達をしてもらうことになるため、現地で JDS 事業を実施する実施代理機関については、SDPS 及び各省庁の SDPS デスク担当へのきめ細かい説明と良好な人間関係を構築することが重要である。信頼関係を構築した上で協力を仰ぐことで、各省庁内での情報普及・浸透に一定の効果が見込めることになる。

また、安全面からモンバサでの募集説明会が難しい面も考慮し、様々な広報ツールやアクセス・チャンネルを用いて、より多くの潜在的候補者に情報が行き渡るような募集活動を行う必要がある。

JDS の魅力を発信するコンテンツとしては、我が国の国際レベルの修士・博士プログラムの提供に加え、当該国に即したカリキュラムを提供する目的で考案された「特別プログラム」を提供するなどきめ細やかな指導体制・受入体制が整えられていること、更に行政官交流会等の留学の付加価値を高めるプログラムが提供される予定であること、JICA の「JICA 開発大学院連携(JProUD)」にて、日本の開発経験が学べる点も大きなアピール材料になろう。

(6) 他の JICA 案件との関係性の整理、連携可能性の検討

JDS を ODA 事業として実施する以上、単なる個人への奨学金プログラムではなく、他の案件と同様、ケニアにおける国別開発協力方針の中の重点分野への貢献に係る「開発のための投入」という観点から、他の ODA 事業との関係性の整理と連携可能性の検討を行うことが重要である。また、JICA ケニア事務所内の所員や専門家への本事業の周知、有能な相手国人材の JDS への応募勧奨、日本留学生同窓会ネットワークの活用などが求められる。

そのため、まず本調査では同国にて我が国が実施する全人材育成事業の把握、すなわち、既に実施されている人材育成に係る全体像及び今後の方向性を検討し、それらをもとにした JDS の位置づけの明確化を行った。具体的には、JDS を含む留学生事業を、ケニアの政策(ビッグ・フォー)、対象者、研究課題に基づき、分類・整理し、さらに他事業との連携可能性について検討した。JDS が開始される際には、JICA 関係者へ JDS についての説明と協力依頼だけではなく、他事業との連携可能性について更に検討することを期待したい。

(7) 日本の大学との連携について

「1-4-3.日本の大学の活動状況」で記載のように、近年、日本の大学においても学生の獲得だけでなく研究領域・フィールドとしてのアフリカへの関心が高まると同時にアフリカの大学・研究機関との学術連携等が模索されている。JICA の技術協力プロジェクトの担い手として活動してきた大学の中からも、今後アフリカへの進出に向けた動きが活発化することが予想される。JDS においても、多数の応募者を獲得するために、大学と協同して日本留学をアピールしていくことが求められる。

(8) ジェンダー配慮について

本準備調査では JICA のジェンダー指針に従い、ケニアのジェンダーに関する国家政策と 公務員の政策、公務員制度におけるジェンダー配慮の取組み等について調査を行った。本調 査の結果、ケニア政府のジェンダー配慮に関する方針に沿って当国の JDS 事業にてジェン ダー配慮が必要であるとの結果に至った。

ついては、2020年7月頃から本体事業が開始され、第一回運営委員会で2020年度事業の全体方針を固める際には、本準備調査の結果を踏まえ、女性のJDS事業への参加促進の方針及び方法を検討し、ケニア側関係者と協議・合意することが重要である。

(9) 留学生の送り出し準備について

公務員の海外研修は「1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況」で記述のように、留学を含む長期研修の際は、渡航前に留学生の所属先が用意し SDPS が承認する「Training Bond(宣誓書)」に留学生は署名し、留学後に政府への復職を誓う必要がある。また、宣誓書の承認から署名までに通常 2~3 カ月を要すため、誓約書がスムーズに承認・署名されるように、選考自身は3月末には終えて余裕を持って準備する必要がある。

(10) 来日前のオリエンテーションについて

大学内でケニアもしくはアフリカからの留学生が少ない場合、コミュニケーション方法の違いにより仲間作りができず、環境に馴染めないため研究に支障がでる可能性が高い。また、ケニアは赤道直下の国で年間の気温の変化が少ないため、日本の冬は、日本人が想像する以上にケニア人にとっては寒さが厳しい。こういった点も考慮に入れて、ケニア留学生が日本で円滑に留学生活を送ることができるような準備を促すための来日前オリエンテーションを提供することが必要である。

(11) 付加価値プログラムの必要性

現地調査で訪問した省庁からは、2年間の滞日中に、官庁や企業でのインターンシップ等より実践的な研修が有益との提案が出された。留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係構築、また他奨学金との差別化の観点から、このような付加価値が見込める取り組みをより一層進めるべきである。その際、特別プログラムの経費の活用についても、受入大学側に依頼するだけではなく、より JICA の意図に沿って使用できる仕組みの検討が必要である。

(12) 日本語習得の必要性

日本人の心や精神性の深いところまで理解し、将来日本とケニアとの懸け橋となるには、 日本語の習得が有用なツールの1つである。現地調査では、我が国へ留学した経験を持つ者 からヒアリングする機会があったが、彼らが一様に訴えたのは日本語の必要性であった。他 国で実施した帰国留学生へのアンケートでも同じく日本語の必要性が高いことが確認され た。言語は文化理解の基礎であり、日本人とコミュニケーションを図る必須のツールである。 さらに日本語学習を継続させるには、日本語が必要となる機会を提供することが不可欠で ある。そのため、日本の官庁や企業等でのインターンシップだけでなく一般の日本人と触れ あうことのできるホームステイ・プログラム等も有効である。

(13) ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用と実施代理機関の役割

① 帰国後のフォローアップのための滞日中に取るべき施策

継続的なフォローアップを容易にし、その活動を「我が国とケニアのパートナーシップ強化」という事業成果の発現に繋げるためには、まずは滞日中から我が国へのロイヤリティを高め、帰国後も我が国との関係を保つ動機を与える必要がある。帰国後のフォローアップでは、滞日中に高めたロイヤリティを維持・発展させる施策を実施することによって、より高い事業成果の発現が期待できる。

② 帰国後のフォローアップ施策

持続的にフォローアップを行うには、滞日中に高めたロイヤリティを維持・向上するための施策を実施するため、現地で先行して活動を行う JICA ケニア帰国研修員同窓会 JEPAK (JICA Ex-participants Alumni of Kenya)、ケニア日本留学生同窓会 KEJAA (Kenya Japan Alumni Association)、KAKEHASHI アフリカ、チーヴニング奨学金の同窓会組織等のノウハウを吸収し、連携を図りながら、日本側が支援し、フォローアップ・コンテンツを充実させることが期待される。特に活動が軌道に乗るまでの数年間は、日本側による資金援助や活動のファシリテーターとしての役割が求められる。なお、長崎大学のケニア拠点事務所や北海道大学のサテライト拠点とも協働しつつ、日本関係者が一丸となってケニアの日本留学経験者をとりまとめていくトップリーダーの再生産が図られるような仕組み作りを検討することが重要である。

③ フォローアップのための行政官ネットワーク構築

日本へのロイヤリティ向上という観点から、滞日中の JDS 留学生に対して提供すべき施策としては、日本文化理解講座や、日本の開発経験を伝えるセミナー等が一般的に考えられるが、JDS 留学生が各国の政策立案に携わる行政官であるという JDS 事業最大の特徴を活かした施策が望ましい。親日・知日家として我が国とケニアとの架け橋となる事が期待されている JDS 留学生にとって、将来のキャリアパスにおいても有用なネットワークとは、日本の省庁とのネットワークであろう。行政官との交流や、我が国省庁関係者を講師としたセミナーやワークショップ開催等を通じたネットワーク構築支援が望まれる。

④ 実施代理機関に求められる役割

(a) 媒介者としての役割

JDS 留学生は滞日中に様々な日本人とのネットワークを築いている。しかしながら、個人同士の関係性構築では、適切な相手と出会うことは容易ではない上に、点としてのネットワークでしかなく、散発的な効果しか期待できない。そこで、実施代理機関が JDS 留学生と我が国の ODA 関係者や各省庁との媒介として機能することを期待したい。実施代理機関が双方の関心に基づいたマッチングや、組織的ネットワーク構築機能を果たし、より高い事業成果につながる事が期待される。

(b) 留学生との強固なネットワーク基盤

モニタリング等で定期的にコンタクトを取り、また緊急時にはすぐに手を差し伸べる実施代理機関は、JDS 留学生にとって、強固な信頼関係で結ばれているパートナーのような存在である。このため、実施代理機関は JDS 留学生の資質等を含めた情報を詳細に、かつ一元的に把握することが可能となっている。

実施代理機関に求められる役割は、互いの信頼関係を基礎とした、滞日中・帰国後のJDS 留学生とのネットワーク基盤としての機能であろう。実施代理機関が果たしている JDS 留学生との関係性構築の機能は、フォローアップの観点から着目されるべき点である。

(c) 我が国の各省庁とのネットワーク基盤

他方、我が国の省庁関係者に対する JDS 事業の広報活動も重要である。実施代理機関が独自に行ったアンケート調査によると、我が国省庁関係者の JDS 事業への認知度は極めて低い状況にある³。しかしながら、我が国の省庁関係者にとって JDS 留学生とのネットワークの重要性は高い。例えばインフラ輸出の観点からは、人材育成はインフラ輸出のあらゆる取り組みの土台を形成するものであるとされ、その多面的意義が経協インフラ戦略会議でも指摘されている⁴。

各省庁がケニアで展開する事業に関係する省庁出身者が日本にいる事、帰国留学生が実際に各国で昇進を果たし、外交・経済面でも重要な役割を担っている事、実施代理機関の存在によって適切なネットワークを容易に選択できる利便性を知らしめ、JDS 事業を活用するという機運を高めることが肝要である。従って、実施代理機関は、ODA 関係者のみならず、我が国の各省庁とのネットワークと情報発信力を持つことが期待される。以上のような取り組みをもって、JDS 事業が相手国の開発と我が国の経済成長を同時に達成する人材育成事業となり、我が国とケニアが Win-Win の関係を構築する事が可能になる。

³ JICE 主催「行政官交流会」アンケートによる。

⁴ 内閣府第16回経協インフラ会議(2015年3月2日)

目 次

要	約	i
第1章	JDS 事業の背景・経緯	1
1-1.	JDS 事業の現状と課題	1
1-2.	無償資金協力要請の背景・経緯	9
1-3.	行政官のキャリアパスおよび人材育成状況	10
1-4.	我が国の援助動向	15
1-5.	他ドナーの援助動向	24
1-6.	対象機関の人材育成ニーズ及び人材層の状況	27
第2章	JDS 事業の内容	34
2-1.	JDS 事業の概要	34
2-2.	JDS 事業の概要事業費	41
2-3.	相手国側負担事業の概要	43
2-4.	JDS 事業のスケジュール	43
2-5.	募集・選考方法	44
2-6.	来日前オリエンテーション、来日後研修、付加価値提供活動	46
2-7.	モニタリング・厚生補導	49
2-8.	フォローアップの計画	50
第3章	JDS 事業の妥当性の検証	52
3-1.	JDS 事業と開発課題及び国別開発協力方針との整合性	52
3-2.	JDS 事業で期待される効果	54
3-3.	他ドナーの奨学金事業との比較優位性	55
3-4.	プロジェクト評価指標関連データ	56
3-5.	課題・提言	58
3-6.	結論	68
[資	料]	
1. 調査	団員・氏名(JICA 官団員調査団)	
2. JDS	事業準備調査フロー図	
3. 面会	者リスト	
4. 協諱	議事録(M/D)	
5. 重点	5分野/開発課題毎の4カ年受入人数	

略語表

略語	英語	日本語
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
EAC	East African Community	東アフリカ共同体
E/N	Exchange of Note	交換公文
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GNI	Gross National Income	国民総所得
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JDS	Project for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
JEPAK	JICA Ex-Participants Alumni of Kenya	ケニア帰国研修員同窓会
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JICE	Japan International Cooperation Center	一般財団法人日本国際協力センター
KEJAA	Kenya Japan Alumni Association	ケニア日本同窓会協会
KES	Kenya Shilling	ケニアシリング
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
MEXT	Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology	文部科学省
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済開発協力機構
PSC	Public Service Comission	公共サービス委員会
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SDPS	Ministry of Public Service and Gender, State Department for Public Service	公共サービス・ジェンダー省、公共サ ービス局
SNS	Social Networking Services	ソーシャル・ネットワーキング・サー ビス
TOEFL	Test of English as a Foreign Language	トフルテスト
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画

第1章 JDS 事業の背景・経緯

1-1. JDS 事業の現状と課題

1-1-1. プロジェクトの背景

合計

人材育成奨学計画(Project for Human Resource Development Scholarship:以下、「JDS」)事業は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」のもと、1999 年度に創設された無償資金協力による留学生受入事業である。JDS 事業の目的は、「対象国において社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院で学位(修士号・博士号)を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること、また人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資すること」である。2000 年度の留学生受入開始から 2019 年度までに計 18 カ国から 4,662人の留学生を受け入れてきた。

JDS 事業はもともとアジアの市場経済移行国を対象としたが、その後、フィリピンを始め 広くアジア圏の国へ、2018 年度にはブータン、パキスタン、東ティモールの 3 カ国が対象 国として加わり、現在は 18 カ国を対象にしている。さらに、モルディブ、ケニア、エルサルバドルが加わる事が予定されている。なお、インドネシアは円借款による留学生受入が始まった 2006 年度に、中国は 2012 年度の留学生の受入れを最後に、国際協力機構(以下、「JICA」)による JDS 事業の対象から外れた5。

受入年度 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 合計 1. ウズベキスタン 20 20 2. ラオス 3. カンボジア 4. ベトナム 5. モンゴル 20 20 20 20 16 17 6. バングラデシュ 15 15 29 19 20 20 7. ミャンマー 8. 中国 9. フィリピン 10. インドネシア 11. キルギス 12. タジキスタン 13. スリランカ 14. ガーナ 15. ネパール 20 20 16. 東ティモール 17. パキスタン 18. ブータン

表 1 JDS 事業の受入実績

単位:人

40 79 152 239 243 240 271 266 266 256 241 234 237 203 226 241 266 281 321 360 4.662

⁵ 中国はその後我が国外務省の予算により「中国若手行政官等長期育成支援事業 (JDS 中国)」として継続実施中。

また、当初は学術分野での受入計画を毎年策定し、官民両方から人材を受け入れていたが、2009 年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に関係する公務員に限定する方式に国別に順次移行した。この方式では、同じ対象分野、対象機関、受入大学のもとで4期分の留学生の受入れを行うことにより、JDS事業を通じた日本政府の開発援助の選択と集中を図り、JDS留学生が帰国後に所属組織で留学成果を活用しやすくするよう、各省庁にJDS帰国留学生の集団「クリティカル・マス」(効果発現が期待できる集団)を形成することを狙いとした。また、受入大学を4期分固定することで、対象国の関係機関と日本側受入大学とのネットワークの形成を図り、各国の開発課題や人材育成ニーズにより合致した教育・研究プログラムを提供することとした。

1-1-2. プロジェクトの課題

JICA が実施した基礎研究「JDS の成果に関する要因分析」(2014 年度)と基礎研究「JDS の効果検証」(2019 年度)(以下、「基礎研究」)では、対象国の JDS の効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が示された。2019 年度の基礎研究では、JDS 留学生の学位取得率は 98.7%、公務員現職率は約 80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケートでは、JDS を通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、さらに 11 カ国中 9 カ国で前回の基礎研究調査時から役職率が増加しており、JDS の継続で役職率の着実な上昇につながることが確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国など他ドナーとの競合が活発化している例がみられることを踏まえ、今後の JDS の取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定における戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。

表 2 今後の JDS が取るべき方向性 (2019 年度、基礎研究)

提言	具体的施策					
対象の明確化	● JICA の他の奨学金	● JICA の他の奨学金プログラムとの役割分担				
選定の戦略化	● 特別選別枠の設定					
	 事業の基本枠組み	•	1年コースの設定			
	争未の基本性祖の	•	中堅層への対象者拡大(年齢要件の緩和)			
	来日前プログラム	•	3 カ月間の日本語研修			
		•	日本の省庁・地方自治体等とのネットワーク形成			
支付加压体 //•	 留学中のプログラム	•	政府機関・NGO・企業等へのインターンシップの実			
高付加価値化	笛子中のプログラム		施			
↓ ブランド化		•	接遇やセレモニー(来日時の要人表敬等)			
))) PiL		•	フォローアップ活動の強化(同窓会ネットワーク支			
	帰国後の活動		援や帰国後の研究活動支援等)			
		•	帰国留学生リストの日本関係機関への共有・周知			
	広報・プロモーショ	•	パンフレットデザインの刷新			
	ン手法の改善・強化	•	ウェブ応募の導入			

^{6 2014} 年度の基礎研究では、第 1 期生が帰国直後であったガーナは対象外となり、11 カ国で実施となった。2019 年度の基礎研究では、東ティモール、パキスタン、ブータンは卒業生が輩出されていないため対象外となり、13 カ国で実施となった。

2

また、JDS を実施中の国に対して、事業の継続と共に、ドナーが対応すべき開発課題が減っていくことから、JDS では3つの発展段階(①開発課題への対応、②開発課題への対応+日本の国益、③日本の国益)を定め、段階に応じて対象機関・人材の焦点をシフトしていく必要があるとしている。第2の発展段階へ移行が可能と思われる国に対しては、日本の立場から経済・外交的なメリットの大きい機関へ特別選別枠を設定する等、外交効果への期待を意識した事業運営が必要である。

1-1-3. 社会経済概況7

ケニアは東アフリカに位置し、面積は 58 万 km²で、日本の約 1.5 倍の大きさである。1963年に英国の植民地から独立したが、現在も英国連邦加盟国の一つとなっている。首都のナイロビは、東アフリカにおける通信・金融・交通の中心都市であり、第二の経済都市でありインド洋に面したモンバサは、東アフリカ最大の港を持ち、ウガンダやルワンダ等の周辺内陸国への重要な玄関口となっている。

ケニアは 40 以上の民族から成る多民族国家であり、主要な民族はキクユ、ルヒヤ、カレンジン、ルオ等で、公用語はスワヒリ語と英語である。宗教はキリスト教が約 80%、イスラム教が約 10%、その他伝統宗教となっている。

ケニアの主要産業は農業であり、GDPに占める割合は3割程度であるが、農業従事人口は総人口の4割以上、農村部では7割以上に上る8。さらに、輸出品目のうち農産物の輸出額は輸出総額の65%を占め、特に、紅茶、園芸作物(花き、野菜、果実)で輸出総額の50%近くを占めている9。近年、ケニアではバラを中心とする切り花の生産が盛んで、ヨーロッパを中心に輸出が伸びており、農業は観光とともに外貨獲得において重要な産業となっている。

2001 年、東アフリカの地域統合を目指した東アフリカ共同体(East African Community: EAC)がケニア、タンザニア、ウガンダの3カ国により再結成され、2007年にはルワンダとブルンジ、2016年には南スーダンが加わり、6カ国に拡大している。EACでは将来的な人の移動の自由化、関税の撤廃、共通通貨の達成などを目指しており、2010年にはEACの共同市場が発足し、物・人・労働力・サービス・資本の移動が原則自由になった。

ケニアの主要社会指標及び主要経済指標を、以下の表に示す。

⁷ JICA「国別指標一覧 (2019年3月版)」、外務省「国別データ集2017」、外務省「ケニア共和国基礎データ」、JETRO「ケニア基本情報」記載の情報を基に作成。

⁸ FAO, Kenva at a glance, 2019

⁹ Kenya National Bureau of Statistics, Statistical Abstract 2018

表 3 ケニアの主要社会指標

指標	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
人口(百万人)	46.7	47.9	49.1	50.2	51.4
人口増加率(%)	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3
都市人口増加率(%)	4.3	4.2	4.1	4.1	4.1
人口密度(人)	82	84	86	88	90
GNI(百万 USD)	57,833	61,836	66,851	72,130	83,063
一人当たり GNI (USD)	1,240	1,290	1,360	1,440	1,620
貧困率(1日2ドル未満、%)	-	36.8	1	-	1
平均寿命(才)	64	65	65	66	1
合計特殊出生率	3.9	3.8	3.7	3.6	-
携帯電話保有率(100人当たり人数)	72	79	79	85	96

出所: World Bank, World Development Indicators Online (November 2019)

表 4 ケニアの主要経済指標

指標	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
GDP(百万 USD)	61,448	64,008	69,189	78,757	87,908
GDP 成長率(%)	5.4	5.7	5.9	4.9	6.3
消費者物価上昇(インフレ)率(年率、%)	8.1	10.0	5.6	10.6	2.8
一次産業割合(対 GDP 比、%)	27.5	30.2	31.1	34.8	34.2
二次産業割合(対 GDP 比、%)	17.4	17.3	17.9	16.8	16.4
三次産業割合(対 GDP 比、%)	48.0	46.2	44.7	43.6	1
輸出割合(対 GDP 比、%)	18.3	16.6	14.3	13.3	13.2
輸入割合(対 GDP 比、%)	33.0	27.6	23.3	24.2	23.0
総資本形成率(対 GDP 比、%)	22.4	21.5	18.3	18.8	18.4
租税収入(対 GDP 比、%)	16.9	16.3	16.2	15.7	1
軍事費(対 GDP 比、%)	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2
貿易取引(対 GDP 比、%)	39.9	34.4	28.6	28.5	26.6
対外債務残高(百万 USD)	16,900	19,767	21,694	26,830	31,511
海外送金受取額(百万 USD)	1,441	1,569	1,745	1,962	2,720
外国直接投資純流入額(百万 USD)	821	620	393	671	1,626
開発援助受取額(百万 USD)	2,661	2,464	2,188	2,475	-

出所: World Bank, World Development Indicators Online (November 2019)

(1) 政治体制10

ケニアの政治体制は共和制であり、国家元首は直接選挙により選ばれる大統領で、任期は5年である。2013年には首相制が廃止され、一院制から二院制(カウンティ(County、地方自治体)の代表である上院と選挙区議会の下院)に移行した。

1963 年の建国以来、初代大統領であるジョモ・ケニヤッタ、二代目大統領のダニエル・アラップ・モイが属するケニア・アフリカ民族同盟(Kenya African National Union: KANU)による一党制の長期政権が続いていたが、1991 年に複数政党制が導入され、2002 年の総選挙では、ムワイ・キバキが率いる複数の政党による連合組織が勝利し、政権交代が実現した。

 $^{^{10}}$ JICA「国別指標一覧(2019年3月版)」、外務省「国別データ集2017」、外務省「ケニア共和国基礎データ」、JETRO「ケニア基本情報」記載の情報を基に作成。

2007年の大統領選でキバキが再選した後、2013年の大統領選ではKANU出身(現、国民連合)のウフル・ケニヤッタが当選し、2017年の大統領選でも再選し、現大統領となっている。ケニアでは民族対立による政党間の対立が激しく、5年に一度行われる大統領選挙では暴動が繰り返されている。特に2007年に行われた大統領選では1,000人を超える死者が生じ、2017年の大統領選は最高裁により無効とされ、同年にやり直し選挙が行われた。

ケニアの現行憲法は、2010 年 8 月 27 日に施行された。現憲法下では、国家体制は「The Executive」「The Legislature」「The Judiciary」「The Devolved Governments」の 4 つで構成され、Executive は大統領、副大統領、内閣、Legislature は国会、Judiciary は司法当局、Devolved Governments はカウンティ政府を指し、行政、立法、司法の三権分立を基本としている」。

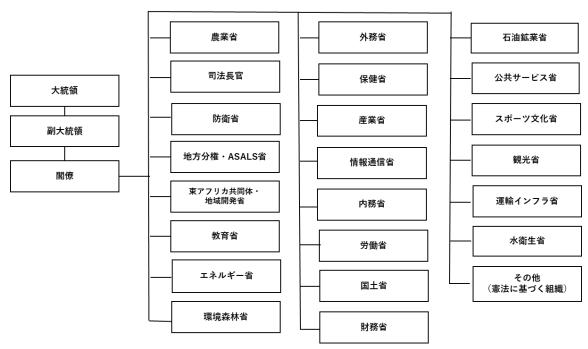
省庁と位置付けられる機関は2019年時点で34機関あり、21の Ministries、Attorney General of Kenya、憲法直下に設立された機関と大統領命により設立された機関が12機関ある¹²。 Ministries は内閣(Cabinet)の下に位置付けられ、さらに複数の傘下機関を持つ。これらの傘下機関は合計で259機関になる。

現憲法制定までは中央政府主導の国家体制であったが、憲法において 47 のカウンティを地方行政の単位とすることが決定され、大統領権限の縮小、地方分権化に移行している。 2013 年の総選挙後にはカウンティ政府が設立され、カウンティ政府には中央から多くの権限が委譲され、カウンティの予算・職員も従来の地方行政区や中央から配置・配転された。各カウンティの下には、サブカウンティ(Sub-county)、区(Ward)、村(Village)の下位行政区分が設置されている。このように地方分権化によるカウンティへの権限移譲が進んでいるものの、カウンティの行政実施能力には課題も多く、大統領の権限は依然として強い傾向にある。

ケニアの政府組織一覧図を、以下に示す。

National Council for Law Reporting with the Authority of the Attorney-General, Constitution of Kenya, 2010

¹² 現地調査による入手情報を基に纏めた。



出所:調查団作成

図1 ケニアの政府組織一覧

JDS の事業におけるケニア側実施機関となる公共サービス局(以下、「SDPS」)の母体となる公共サービス・ジェンダー省(以下、「公共サービス省」)、及び The National Treasury and Planning(以下、「財務省」)は、それぞれ政府内で重要な組織である。

1-1-4. 開発計画

ケニアの国家開発計画は、2008年に策定され、2030年までの目標を示した「ビジョン・2030」である。同ビジョンは国の長期的な開発の青写真を示しており、「豊かな生活と共に世界的に競争力のある繁栄した国家を作り出す」ことを標榜し、2030年までの新興工業国・中所得国入りを目指している¹³。

上記の長期開発戦略に基づき、「中期計画 (Medium Term Plan: MTP)」が第一期、第二期、第三期と策定されており、第一期中期計画 (2008年~2012年) は、2007年の大統領選挙による騒乱後の急速な経済及び社会の回復を目指した。第二期中期計画 (2013年~2017年) は、「ケニアの転換ー分権化、社会経済開発、公平と国家結束に向けた道のり」を掲げ、第一期中期計画の成果に基づき、インフラ投資による経済成長の加速及び教育・医療分野での社会サービスの向上を築いていくことを主眼とした。

現行中期計画である第三期中期計画 (2018年~2022年) は、第一期、第二期中期計画の成果に基づき、政府が実施を計画する主要政策、法的・組織的変革に沿うプログラム、プロジェクトを継続して実施することを掲げているが、現大統領のイニシアティブにより、「ビッグ・フォー」と呼ばれる重点政策が打ち出され、同政策の実施が優先されている。ビッグ・

¹³ Ministry of State for Planning, Vision 2030, 2008

フォーは「工業化及び製造業・農産加工業の振興」「食料安全保障・栄養」「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」「手頃な住宅へのアクセス改善」の4つの重点分野から成り、各分野に関連した政策、プログラム、事業に対し、政府予算が優先的に配分されている¹⁴。

ビジョン・2030 とビッグ・フォーの概要をまとめた表を、以下に示す。

表 5 ビジョン・2030 の概要

目標	重点分野	共通課題
経済成長率 10%の維持	観光農業卸売・小売製造業ビジネスプロセスアウトソーシング金融サービス	
衛生的かつ安全な環境で 人々が住め、平等で、公 正、結束力のある社会	 教育及び職業訓練 保健・医療 水及び衛生 環境 住宅及び都市化 ジェンダー及び若者・弱者 平等及び貧困削減 	インフラ・エネルギー 科学技術 土地改革 人材育成 治安の改善 公的サービスの向上
法に従い、すべてのケニア国民の人権と自由を守る政治の上に成り立つ民主政治のシステム	 ★の支配 選挙と政治プロセス 民主化・国民参加 透明性及びアカウンタビリティ 公共サービスの管理と運営 安全保障・平和の定着・紛争の予防と解決 	

出所: Ministry of State for Planning, Vision 2030

表 6 ビッグ・フォーの概要

重点分野	目標
工業化及び製造業・農産加工 業の振興	2022 年までに GDP に占める製造業の割合を 9.2%から 20%に、すべての農産物のうち少なくとも 50%を農産加 工品に増加
食料安全保障・栄養	灌漑事業用の多目的小規模ダムの建設、食料貯蔵施設の 建設、高いインパクトを与える栄養介入を通じた食料安 全保障・栄養の促進
ユニバーサル・ヘルスケア	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの 100%達成
手頃な住宅へのアクセス改善	全国で 5 年間に 50 万戸の手頃な家屋を建設することによる手頃な住居の提供

出所: The National Treasury and Planning, Third Medium Term Plan 2018-2022

7

 $^{^{14}\,}$ The National Treasury and Planning, Third Medium Term Plan 2018-2022

1-1-5. 高等教育事情

ケニアの教育制度は、初等教育 8 年、中等教育 4 年、高等教育 4 年の 8-4-4 制で、高等教育には学部課程(4 年)、修士課程(1~2 年)、博士課程(3 年)のほか、ポスト中等教育機関にて提供されるディプロマコース(2~3 年、取得資格は Higher Diploma、Diploma、Certificate)がある 15 。

高等教育に進学するには、中等教育修了試験 (Kenya Certificate of Secondary Education: KCSE) において一定以上の成績を取得する必要がある。KCSE の成績評価は $A\sim E$ (プラス・マイナスを含む) の 12 段階で行われるが 16 、大学進学には平均 C+以上が必要とされ、平均 B+以上であれば、政府の学資援助を受けて国立大学に入学することが可能になる $^{17-18}$ 。

2012 年に制定された大学法(Universities Act)の下、高等教育機関には、国立大学(Public Chartered Universities)、私立大学(Private Chartered Universities)、国立短期大学(Public Constituent Colleges)、私立短期大学(Private Constituent Colleges)、暫定認定機関(Institutions with Letters of Interim Authority)の 5 種類がある¹⁹。2017 年 11 月時点における各大学・機関の数は、以下のとおり。

表 7 ケニアの高等教育機関の数(2017年11月時点)

高等教育機関		校数
国立大学(Public Chartered Universities)		31 校
私立大学(Private Chartered Universities)		18 校
国立短期大学(Public Constituent Colleges)		6 校
私立短期大学(Private Constituent Colleges)		5 校
暫定認定機関(Institutions with Letters of Interim Authority)		14 校
	計	74 校

出所: Commission for University Education, Accredited Universities

国立大学・私立大学の一部は、ケニアの大学で最も古く 1970 年に設立されたナイロビ大学を始め、 $80\sim90$ 年代に設立された大学が多いが、計 74 校中 55 校は 2000 年以降に設立されている 20 。 2000 年代以降、大学の数が急激に増えているが、人口増加に伴う中等教育修了者数の増加及び経済成長に伴う教育熱の高まりにより、高等教育に対する需要が増加していることによる。ケニアは学歴社会であり、就職においても学位やディプロマ、修了証書等が重視されるため、社会人の入学も多い 21 。 2016 年における高等教育の総就学率は、11.7%である 22 。

¹⁵ World Education Services, Education in Kenya, 2015

¹⁶ A、A-、B+、B、B-、C+、C、C-、D+、D、D-、Eの 12 段階。

¹⁷ 岸 真由美「ケニアの高等教育事情」2012 年

¹⁸ 日本学術振興会ナイロビ研究連絡センター「ケニアの高等教育報告書」2015年

¹⁹ Commission for University Education, Status of Universities http://cue.or.ke/index.php/status-of-universities

²⁰ Commission for University Education, Accredited Universities, 2017

²¹ 岸 真由美「ケニアの高等教育事情」2012 年

²² World Bank, World Development Indicators 2018

2011 年度~2017 年度における国立・私立大学の学生数は、以下のとおり。2011 年から2017 年の間に国立大学だけで入学生数が30万人以上増え、302%の増加率となっている。

表 8 ケニアの国立大学・私立大学の入学生数

単位:人

	2011/12 年	2012/13 年	2013/14 年	2014/15 年	2015/16 年	2016/17 年	2017/18 年注1
国立大学学部生	141,764	170,417	264,649	323,434	367,757	411,905	439,965
国立大学大学院生	16,153	24,417	38,318	4,274	59,277	67,407	32,977
ディプロマ等	5,904	6,856	26,792	32,510	2,786	3,978	NA
国立大学計	163,821	201,690	329,759	400,218	429,820	479,312	494,896
私立大学 ^{注2}	60,712	54,459	71,646	85,889	76,532	85,195	80,928

出所: Kenya National Bureau of Statistics, Statistical Abstract 2018

注:ケニアの学校年度は1月~11月であるが、大学は9月~6月。

注1:暫定数值

注2:私立大学の学部生、大学院生、ディプロマ等の内訳は、データ入手不可

一方、このような急激な大学進学者数の増加による弊害も生じており、大学の設備不足による教育環境の低下や、教員不足による教育の質の低下も招いている²³。さらに、高等教育需要の高まり及び国内の教育環境の低下を背景に、海外の大学・大学院への留学希望も増えていると見込まれ、教育省傘下の高等教育ローン委員会(Higher Education Loans Board)のホームページにおいて、教育ローンの案内や国内・海外給付奨学金の案内が出されている。

1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯

ケニアにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状があり、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が課題となっている。

また、対ケニア国別開発協力方針(2012年4月)では、「持続的な経済・社会の発展の促進」を基本方針とし、5つの重点分野の一つとして「人材育成」に重点を置いている。また、政権中枢で将来活躍が見込まれる若手行政官の人材育成を支援することは、我が国の主要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」の目指す「法の支配」(ガバナンス能力強化)や「経済的繁栄の追求」(人的連結性)に合致するものである。

以上の背景の下、今般ケニア政府より日本政府に対し、2021 年度から同事業 4 期分の留学生受入計画について要請が出された。本事業による行政官の人材育成を通じ、行政組織の強化並びに開発課題の解決に貢献することが期待されている。

9

²³ 岸 真由美「ケニアの高等教育事情」2012年

1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況24

(1) ケニアの公務員制度

ケニアの公務員制度は、2006 年に改訂された公務員規定によって定められている。ケニアの公務員は中央政府の省庁、国家委員会、政府研究所、国営企業、地方政府に勤務する者を指し、公務員制度に係る方針の策定は公共サービス委員会(以下、「PSC」)が所管する。公務員はA~VまでのJob Groupに基づく職位が設けられている(表 10 参照)。2018 年の国家統計局データでは政府公務員数は約84.3万人で、うち中央省庁の公務員は約20万人である。ケニアでは失業率が高いため、安定した公務員職の人気は高く、公務員には国内の大学をトップの成績で卒業した者が多いと言われている。

式 カスピング に857も五切兵気				
2018 年度公共セクターにおける職員数	(単位:千)			
省庁及び司法局、議会等	206.4			
教職員	313.6			
政府組織(Parastatals)	96.7			
政府が 50%以上の株式を持つ組織	47.5			
地方政府	178.7			
合計	842.9			

表 9 公共セクターにおける公務員数25

本調査にて JDS の対象として想定される主要省庁に対して行った。アンケート調査によると、回答のあった 30 機関に所属する公務員の人数は各省庁によって 100 名程度の組織もあれば、財務省のように 25,000 名以上の組織もあった。30 機関の合計した公務員数は約 5万8千名、40歳以下は約9,000名が確認できた。

年齢構成では、JDS 修士・博士プログラムの主ターゲットとなる 25 歳から 40 歳の若手職員の割合が全体の 16%であった。また、組織によって若干の年齢構成に差はあるものの、JDS 修士プログラムの候補者層である 25 歳から 40 歳の若手職員が全体職員の 30%以上を占める機関は 30 機関中 12 機関あることがわかった。これらのデータは、政府が過去 10 年以上若手公務員の雇用を控えていたことを裏付けている。なお、40 歳以下の男女比は、男性 66%、女性 34%であった。

²⁴ PSC が策定する方針「Human Resource Policies and Procedures Manual for the Public Service, May 2016」及 び同委員会からのヒアリングを基に纏めた。当方針では、公務員の募集、選考、採用、昇進、異動、公務員サービスの待遇(権利、義務等)等を定めている。

^{25 2018} 年の国家統計局データ (https://www.knbs.or.ke/download/economic-survey-2019/)

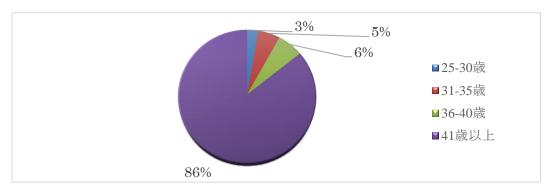


図2 対象機関の年齢構成

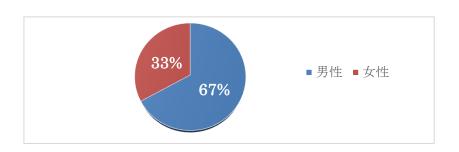


図3 対象機関職員の男女の割合

なお、SDPS からヒアリングした全中央省庁の公務員に関する統計データによると、40 歳以下の公務員数は約2万4千人で、男女比は、男性60%、女性40%であった。

修士号は、先述のように、Assistant Director(Job Group P、グレード 7)以上のポストに就くための必要条件であるが、回答があった組織に所属する公務員の 15%が修士号を取得していた。

博士号取得者は18機関78名、回答があった機関の職員数に対して約1%の割合であった。 博士号取得者が5名以上確認できた省庁は産業省(16名)、外務省(11名)、水資源庁(8名)等で、アンケート調査で博士留学のニーズが確認された省庁と一致していた。

なお、ケニア政府は、財政難を理由に過去 10 年間以上若手公務員の採用を積極的に行ってこなかったため、省庁全体で若手公務員の数が少ないことが課題となっている。その状況を改善するため、PSC は 2019 年 10 月に中央省庁にて大学生のインターンの受入を試行的に開始し、若手公務員の雇用促進を図っている。

(2) ケニアにおける公務員のキャリアパス

PSC の発行する公務員制度に関する人事方針「Human Resource Policies and Procedures Manual for the Public Service, May 2016」によると、各省庁における人材管理を効果的に実施するため、各省には人事管理アドバイザリー委員会、能力評価委員会が設置されている。人事管理アドバイザリー委員会は毎月、能力評価委員会は四半期毎に定例会議を行っている。

人事管理アドバイザリー委員会は、各組織の事務次官(委員長)、人事局長(事務局)、7

名の委員等で成り立ち、①職員の公募、選考、採用、②人事評価、昇進、研修、研修評価について、各担当職員に対して指導を行う。一方、能力評価委員会は、事務次官(委員長)、各部門局長、総務局長、企画課長、人事局長(事務局)等で成り立ち、①各組織の戦略に対する実施状況についての四半期評価、②政府の人事評価制度に基づく人事評価の実施、③人事制度のモニタリング、人事評価・レポートに関する制度の開発と実施、④報酬、処罰に関する信頼性の担保についての機能を有している。

① 公務員の公募と採用

ケニア公務員の採用方針は PSC が策定し、公務員の採用を実施する。各政府組織は、採用が必要な空席を含む人事計画を毎年年度当初に PSC へ提出する。JDS のターゲットとなる、大学卒業者が応募する職位(Job Group)J、K、L については、各省庁が PSC へ報告し空席の公募への承認を得る。空席情報は PSC のウェブサイトや大学の掲示板、主要な新聞(毎週火曜日)に掲載される。採用は公平な競争試験の結果によって決められる。なお、管理職の職位となる Job Group P 以上の空席の補充については、各省で推薦された対象者の人事評価等を PSC へ提出し、PSC が形成する選考委員会にて面接試験を実施して決定する。

職位	クラス	グレード	必要な条件(学位等)	
Head of Public Service	Job Group V	1	リーダーシップ能力	
Principal Secretary, Director General	Job Group U	2, 3	学士号(修士以上の学位も条件と	
Secretary, Director	Job Group T, S	4, 5	なる)	
Deputy Director	Job Group R、Q	6	マネージメント能力、技術能力試	
Assistant Director	Job Group P	7	対験に合格。修士以上の学位も条件となる。	
Principal Officer	Job Group N、M	8	能力試験に合格	
Senior Officer	Job Group L	9	管理職のエントリーレベル	
Officer I	Job Group K	10	学士号以上(+数年の研修歴)	
Officer II	Job Group J	11	学士号(大卒のエントリーレベル)	
一般職	Job Group H - A	12-17	ディプロマ、高卒等	

表 10 ケニア 公務員のクラス・代表的官職位例

公務員の採用プロセス

- 各省内の空席に応じて、採用に必要な資格要件、業務内容を PSC が決定。
- PSC のウェブサイトや大学の掲示板、主要な新聞(毎週火曜日)に、空席情報が掲載される。
- 候補者は PSC のウェブサイトを通して必要な情報を入力して応募する。
- PSC の選考委員会が、応募書類から資格要件によって候補者を絞り込む。
- ショートリストされた候補者を面接して選考し、合格者を決定する。
- 合格者のリストが、各政府組織へ通知される。

(3) 昇進と必要な学位、人事異動、人材育成制度

公務員の昇進に関する方針を含めた公務員人事制度運用の方針は PSC が策定し、その方針に沿って、Pより下位のポストは各省庁に試験の実施が委任され、各省庁が昇進試験を実施する。昇進に必要な条件は方針によって定められているが、各省庁の専門分野やポストの条件によっても決められる。PSC によると、昇進には勤務経験年数、勤務評価、学位等が考慮されるため、学位取得のみにより段階を飛び越えて昇進できるわけではなく、一般的には、同じポストでの2~3年の勤務経験が昇進の条件となっている。そのため、ケニアの公務員人事制度は、年功序列的な制度ともいえる。ケニアの官職のクラスと昇進に必要な能力及び試験は表10のとおり。大学卒業者はOfficer II (Job Group J)、すなわち主任レベルからキャリアが始まる。

学歴として修士号が必要となるのは Assistant Director (Job Group P) 以上となる。また、Job Group P以上は PSC の設置する昇進委員会が昇進試験を実施する (Pより下のポストは、先述のように各省庁に試験の実施が委任される)。各省へのアンケート調査によると、博士号は一般的には昇進に必要な条件ではないが、政府組織及びポジションにより必要とされるケースも確認された。

昇進試験のプロセス (例: Job Group K のケース)

- Job Group K のポジションに 3 年勤務後、年度の終わりの人事評価で研修ニーズ及び 昇進に関する確認を行う。
- 昇進の場合、ケニア政府大学校(Kenya School of Government)もしくは専門分野に関する研修コースを受講。分野によっては試験を課すケースもある。
- 省内の昇進委員会によるインタビューを受ける。

人材育成のための制度について、PSC が公務員の人材育成・研修の方針を策定し、各行政機関はその方針に従って組織内の研修を実施している。PSC が推奨する研修分野は、若手公務員の研修、ビッグ・フォーに関連した研修、リーダーシップ研修、マネージメント研修等である。

PSC はまた、これら公務員の研修データの取り纏めを担っており、その年次報告書²⁶によると、 $2014\sim2015$ 年の期間に 3,546名が研修に参加している。その中の 25.5%が、博士(20名)、修士(435名)、学士(139名)等の長期研修に参加している。

政府の研修機関としては、PSC の傘下機関であるケニア政府大学校があり、公務員への研修を担っている。ケニア政府大学校ではリーダーシップ開発、マネージメント、公務員倫理等についての研修を提供している。各省庁では、昇進予定の職員に同校のコースを受講させている。

²⁶ Public Service Comission, Annual Report For The Financial Year 2014/2015, December 2015

ケニア政府大学校の研修の他に、公務員の人材育成・研修が各省庁で実施されている。これら各省庁における人材育成・研修の監督及び評価を担当しているのは、公共サービス省のSDPSである。その中でも海外研修を含む 6 カ月以上の長期研修の場合、研修員はケニア政府代表(SDPS²⁷)の承認のもと、所属先との間に Training Bond(研修に係る契約)を締結する必要がある。当該契約では、研修後、公務員として勤務する条件(復職期間等)が定められている。所属先との雇用条件によって、研修中に給与も支給される。Training Bond はケニア政府の Comissionaer for Oaths (宣誓管理官)が保証する法律文書である。なお、Training Bond の締結に係る政府内の手続きに 1~2 カ月の期間を要するため、余裕をもって手続きを開始する必要がある。

長期研修に係る契約内容や条件は Public Service Training Bond Guidelines に定められている。当ガイドラインによると、研修期間により復職期間が定められている(半年~1年以下:1年間、1年~2年:2年、2~3年:3年、3年以上は不在期間によるが5年以下とする)。また、復職義務期間を満たす前に公務員を辞める場合は、復職しなかった期間の比率によって研修に係る費用を政府へ返済する必要がある。

ドナーの研修・奨学金プログラムの政府窓口もまた SDPS が担当している。当局の中にドナー毎の担当者が任命され、日々これらプログラムの実施を行っている。

モンバサ・カウンティの公務員制度について

当カウンティの公務員制度については、ケニアの法律の下、カウンティ独自で職員(地 方政府公務員)の採用・昇進を行っている。

採用と昇進についてカウンティの Public Service Board が担当している。Public Service Board はカウンティ政府内の部局と異なり、独立した組織であるが、職員は当カウンティに所属する地方政府公務員である。

昇進に関しては 3 年の勤務が必要となる。インタビューに出席した人事局の Chief Officer (中央政府の Principal Secretary に相当) は 33 年間当カウンティに(カウンティの前身の組織の時期から)勤務しており、カウンティに勤務しながら学士、修士、博士号を取得していた。また、修士号取得後に 2013 年から Chief Officer に就いており、修士号、博士号は昇進に多大に影響するとの言及があった。

 $^{^{27}}$ SDPS によると、各政府組織の人事局内に SDPS デスクがあり、彼らが各組織内の研修実施の承認を担当している。

(4) ジェンダー配慮

ケニアは、1984 年に「女性に対する差別撤廃条約 (CEDAW)」を批准した。同国における一般的なジェンダー格差の状況について、2018 年の世界男女格差指数では、149 カ国中76 位に位置し、ジェンダー主流化をさらに促進するためにケニア政府は努めている。

ジェンダーに関するナショナルマシナリーとしては、国家ジェンダーと平等委員会法により、2011 年 8 月、国家ジェンダーと平等委員会が設立された。当委員会は、国内法だけでなく、CEDAW や持続可能な開発目標(SDGs)等の国際条約で定めた方針に沿い、女性や子供の権利等を所管する政府の委員会として活動している。また、ケニア政府における国民の平等を監視する組織として National Cohesion and Integration Commission がある。さらに、公共サービス・ジェンダー省も地域社会におけるジェンダー主流化を促進する一翼を担っている。

ケニア政府は、「ビジョン・2030」の中で、女性の全面的で平等な社会参加を国家開発の 視点でも重要事項として掲げ、政府全体としてジェンダー主流化を進めている。

ケニアの公務員制度では、男女のいずれかの性が政府組織内の 3 分の 2 以上を占めることを禁じている。PSC は、公務員制度におけるジェンダーの平等を含む事項について、四半期毎に各省と共に報告書にまとめる義務があり、年次報告書を政府及び大統領へ提出して報告する義務がある。

なお、実際 SDPS から共有された中央省庁の公務員データでも、女性は全体の 40%を占めていた。また、人材育成方針にもジェンダー主流化が反映され、男女が平等に研修を受けるように配慮されていた。

1-4. 我が国の援助動向

1-4-1. 我が国の援助動向

ケニアにとって、我が国の対ケニア経済協力実績は DAC の中で第 3 位(2017 年)であり重要なドナーの 1 つとなっている。無償資金協力を始め様々な ODA 事業を実施しており、その総額は累計で 3,183.52 百万ドル(2017 年度まで)となっている。2017 年度末までの対ケニア協力額の累計は、援助形態別にその内訳を見ると、有償資金協力 888.65 百万ドル、無償資金協力 1,196.18 百万ドル、技術協力 1,098.70 百万ドルにのぼる。

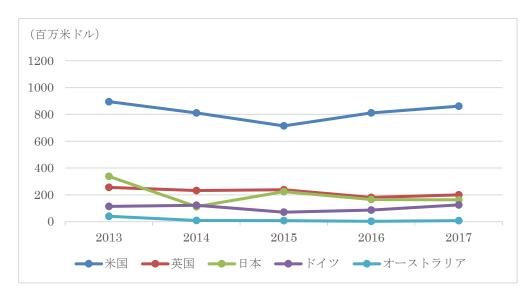


図 4 主要ドナーによる対ケニア援助実績推移 (DAC のみ) (支出総額ベース) 28

ケニアに対する我が国の ODA の基本方針では、「持続的な経済・社会の発展の促進」を大目標に設定し、「当国は『ビジョン・2030』という長期開発戦略に基づき、2030年までの中所得国入りを目指している。我が国は、ケニアの開発計画である『ビジョン・2030』及び『ビッグ・フォー』で掲げられている目標への達成に貢献するため、5 つの援助重点分野(中目標) への支援を重点的に展開していく」としている。また、援助重点分野に紐づき 13 の開発課題(小目標)が設定されている(表 11 参照)。

表 11 我が国の対ケニア国別開発協力方針

基本方針(大目標)	重点分野(中目標)	開発課題 (小目標)
	経済インフラ整備	・輸送インフラ整備・電カアクセス改善・民間セクターの開発
	農業開発	・市場に対応した農業開発
持続的な経済・社会の発展の促進	環境保全	·水資源保全 ·気候変動対策 ·環境管理能力向上
	人材育成	基礎教育の充実高等教育の拡充
	保健・医療	・エイズ・感染症問題の改善・保健システム強化
	その他	·南南協力 ·平和構築·定着

²⁸ OECD Query Wizard for International Development Statistics (http://stats.oecd.org/qwids/) を纏めた。(2020 年 3 月 19 日閲覧)

1-4-2. 我が国の留学制度

2018 年 5 月 1 日時点、国費・私費いずれを含む日本への留学生総数は 298,980 人²⁹である。出身地域別留学生の割合については、アフリカ地域からの留学生が全体の 0.8%となっている。出身国別留学生数では、2018 年度の記録ではケニアからの全留学生数は 180 人である。その中でも、特に日本へ留学する私費留学生が年々増加しており、2009 年では私費留学者数は 66 人であったが、2015 年以降大幅に私費留学生数が増え、2018 年は 133 人となり、10 年間で 2 倍以上に増えている。

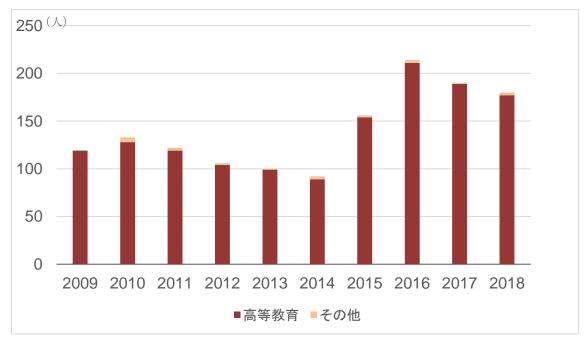


図5 ケニアから日本への留学生数

我が国政府による、ケニアからの留学生を含む外国人に対する留学生事業は、主に5つの機関によって実施されている。JDSと同様に、行政官を対象としたものは、文部科学省国費外国人留学制度、日本政府から国際機関への拠出金を通じた奨学金事業、JICAの長期研修員の3つに大別される。表12は、これらの概要を整理したものである。

²⁹「平成 30 年度外国人留学生在籍状況調査結果」、2018 年、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)

表 12 ケニアにおける我が国の留学制度

実施機関	事業名	アにあげる我か国の留字制度 趣旨等		
文部科学省	国費外国人留学制度	日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を仮 進するとともに、諸外国の人材養成に資する。		
日本学術振興会 (JSPS)	外国人研究者 招へい事業	個々の外国人特別 <u>研究員</u> の研究の進展を支援するとともに外国人研究者との研究協力関係を通じた日本の学術研究の推進及び国際化の進展を図る。		
	論文博士号取得希望者 に対する支援事業	アジア・アフリカ諸国の優れた研究者が日本の大学において 大学院の課程によらず論文提出によって博士の学位を取得で きるように支援する。対象国の学術研究水準の向上と日本と 対象国の学術交流関係の発展を目的とする。		
阳弦华	日本/世界銀行共同大 学院奨学金制度 (JJ/WBGSP)	欧米、日本等の開発関連分野の修士課程において学ぶ機会を 途上国の <u>中間管理職</u> の人々に対して提供する。25年以上前 より日本政府の拠出金により運営されている。これまで 5,000人以上が受給、2億ドル以上が日本政府から執行され ている。開発途上国の官民両方が対象。		
外務省	日本アフリカドリーム 奨学金プログラム (JADS)	関連する専門的な経験および自国の開発に従事してきた歴史を持つアフリカ開発銀行(AfDB)加盟国を対象に、エネルギー開発もしくは関連分野における大学院プログラムで、奨学生は帰国後に母国へ戻り、得た知識と技術を使って自国の持続可能な開発に寄与することが求められている。		
	長期研修員	開発途上国の <u>JICA 事業のカウンターパート</u> や相手国政府関係機関の優秀な若手人材を1年以上受け入れ、総合的かつ高度な知識・技術を習得させる技術協力事業。		
JICA	アフリカの若者のため の産業人材育成イニシ アティブ(以下、「ABE イニシアティブ」) 「修士課程およびイン ターンシップ」プログ ラム	アフリカ諸国において産業開発を担う優秀な若手人材を外国人留学生として、修士課程へ受け入れ、また日本企業への見学およびインターンシップ実習を行うプログラムとなっている。プログラムを通じて、アフリカにおける産業開発に資する日本とアフリカの間での人脈が形成され、日本企業がアフリカにおいて経済活動を進める際の水先案内人として活躍することが期待されている。		
	SDGs グローバルリーダー コース	アジア、大洋州、中南米、アフリカ諸国の行政官等が、日本の大学院の博士・修士課程で学び、学位取得を目的としている。将来、各国が抱える持続可能な開発目標(SDGs)の政策課題の解決に向け、政策決定に深く関わるトップリーダーとなること、そして、日本の関係者(官公庁、民間企業、大学、NGO、JICA等)と各分野のネットワークを構築・強化し、結果として、日本を良く知る人材の育成、日本との繋がりを強化することを目指している。		
国際交流基金	日本研究 フェローシップ	海外における日本研究を振興するために、日本について研究する学者・研究者・博士論文執筆者等に、日本での研究・調査活動を行う機会を提供する。自然科学・医学・工学分野は対象外。期間は最長 14 カ月まで。		

(1) 国費外国人留学生制度(文部科学省)

我が国がケニアに対して実施している留学生制度として、1954 年度に創設された「国費外国人留学生制度」がある。当制度で実施している「研究留学生」プログラムは本事業と同じ大学院レベルの留学制度である。

国費留学生の内訳では、修士留学者の数は、2009 年度から 2018 年までの 10 年間に計 103 名を受け入れている。博士留学者の数は、2009 年度から 2018 年までに計 217 名を受け入れている。なお、在ケニア日本大使館によると、ケニアの国費留学生のほとんどが民間人で、公務員は少ない。修士・博士課程の留学生を対象とする研究留学生プログラムでは、大使館推薦で毎年 5~6 名の留学生がケニアから来日している。研究分野は理系(工学、電子工学、物理学等)が中心となっている。

表 13 国費外国人留学制度における大学院課程を対象とするプログラム

プログラム名	研究留学生
目的	日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資する。日本の大学にまず研究生として1年半~2年間学び、当該期間に大学院(修士・博士)の入学試験に合格すれば、奨学金給付期間が延長される。日本語能力のない者はそのうち半年間が予備教育機関となる。
設立年	1954 年
募集分野	日本の大学院で受け入れ可能な全ての分野
教授言語	日本語または英語 (積極的に日本語を学習しようと意欲のある者)
定員	なし
主な資格要件	年齢: 35 歳未満 職務経験: 不問(学部生も対象)
選考方法	在外公館による選考・推薦、日本の大学による推薦

(2) ODAによる留学スキーム

ODA による留学スキームでは、JICA の技術協力による長期研修員受入の実績があり、現在ケニアでは、ビジネスの水先案内人の育成に主眼を置いた ABE イニシアティブ、研究者を育てることに主眼を置いた SDGs グローバルリーダー・コースが実施されている。

2014 年から始まった ABE イニシアティブでは、2018 年度までに計 150 名(5 期生まで)がケニアから来日し、ビジネス、経済、保健、農業分野を含め多岐にわたる分野で学ぶと共に日本企業でインターンシップを行っている。また、ケニアでは当プログラム開始から公務員及び民間人を対象としてきたが、2020 年度来日生(7 期生)以降から民間人を主要ターゲットとする予定である。

表 14 ABE イニシアティブ

目的	アフリカ諸国において産業開発を担う優秀な若手人材を外国人留学生として、修士課程へ受け入れ、また日本企業への見学およびインターンシップ実習を行うプログラムとなっている。プログラムを通じて、アフリカにおける産業開発に資する日本とアフリカの間での人脈が形成され、日本企業がアフリカにおいて経済活動を進める際の水先案内人として活躍することが期待されている。
プログラム	修士課程
募集分野	主に工学系、農学系、経済・経営学系をはじめ、全ての学術分野を対象
教授言語	英語
対象	アフリカ全 54 カ国の公務員及び民間人
主な資格要件	年齢:40 歳未満
選考方法	書類選考、面接等

ケニアでは、SDGs グローバルリーダー・コースにて大学の研究者をメインターゲットとしている。

表 15 SDGs グローバルリーダー・コース

目的	アジア、大洋州、中南米、アフリカ諸国の行政官等が、日本の大学院の博士・修士課程で学び、学位取得を目的としている。将来、各国が抱える持続可能な開発目標(SDGs)の政策課題の解決に向け、政策決定に深く関わるトップリーダーとなること、そして、日本の関係者(官公庁、民間企業、大学、NGO、JICA等)と各分野のネットワークを構築・強化し、結果として、日本を良く知る人材の育成、日本との繋がりを強化することを目指している。
プログラム	修士課程、博士課程
募集分野	行政・公共政策、財政・金融、国際関係、ビジネス、国際貿易・投資(国によっては 他分野での受入可能性有)に関する政策課題や開発課題
教授言語	英語
対象	公務員、研究者等
主な資格要件	年齢:40 歳未満
選考方法	書類選考、面接等

ケニアで 2020 年度から新しく導入される予定の JDS では対象を公務員としているため、 他の人材育成プログラムとは同国の若手リーダーを育成する事業としてお互いにその特徴 を活かして補完関係にある。

表 16 ケニア 各 JICA 長期研修事業(留学プログラム)の特徴

JICA 長期研修事業	対象プログラム	対象グループ
ABE イニシアティブ	修士課程	ビジネス・経済分野の民間人及
ADE 1 = 27 / 1 /	修工球性	び公務員
SDGs グローバルリーダー・コー 修士・博士課程		教育機関及び研究所職員(研究
ス	修工・ 将工 味性	者)
JDS(修士・博士)	修士・博士課程	公務員

(3) 現地における同窓会活動

ケニア国内で活動する、我が国へ留学した留学生の同窓会としては、文部科学省奨学金帰国留学生同窓会(Kenya Japan MEXT Alumni)、世界青年の船、一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)同窓会、JICA ケニア帰国研修員同窓会 JICA Ex-Participants Alumni of Kenya(JEPAK)、KAKEHASHI アフリカなど 5 つの同窓会組織があり、これらを束ねる形として、日本同窓会協会 Kenya Japan Alumni Association(KEJAA)が設立された。

- ① JICA ケニア帰国研修員同窓会 JEPAK (JICA Ex-Participants Alumni of Kenya)
 - 1989年に設立され、JICA事業の研修修了者で構成されており、修了生は官民にまたがり、セクター、地域とも多様である。会員は、短期研修、長期研修員含めて 2019年 10 月時点にて 5,000 名ほどであるが、活動的な会員は 100 名程である。
 - 2年ごとに総会を開催し、選挙によって会長など役員会のメンバーを選出する。役員会はシニア会員が多く、会長の役割は、主に役員会の開催や活動の企画、JICA等との調整となる。
 - 毎年4月に1年間の組織の活動予算を組む。年間予算は約1.2~1.3百万ケニアシリング(KES)であり、予算源はJICAからの補助金のほか、メンバーの会費徴収から成る。一般会員の年会費は1,500 KES/年で、特別会費(永久会費)は5,000 KESである。会費を支払っているのは活動的な会員のみとなり、会の活動は予算に応じて決められるため、予算が少ない時は活動の規模も小さくなってしまうことが課題となっている。
 - JEPAK の主な活動
 - ◆ 年次会合、ニュースレターの発行
 - ◆ カンファレンスの開催(保健や農業などの課題別、2019 年度は Post TICAD 7 のカンファレンスを開催予定)
 - ◆ スタディツアーの実施(2019年8月にはオルカリア発電所やナイバシャを視察)
- ② 文部科学省奨学金帰国留学生同窓会(Kenya Japan MEXT Alumni)30
 - 2008 年設立。日本留学者で構成されており現在 129 名が登録している。年次総会を 開催し、その場で同窓会活動等を話し合って決めている。

30 帰国留学生会:アフリカ参照(https://www.studyinjapan.go.jp/ja/network/list/africa/)(3月26日参照)

● 活動内容

- ◆ 日本留学に関する情報提供関連ニュースレターの発行
- ◆ 日本文化紹介関連

③ KAKEHASHI アフリカ

- ABE イニシアティブ研修員によって組織されたネットワーク
- 約 450 人のメンバーが運営・活動
- 「水先案内人」として、日本企業への情報提供、勉強会、ネットワーキング、コンサルティングサービス、人材紹介等を実施
- 2018 年ケニアにて正式に NPO 法人として認定

KAKEHASHI アフリカ、東アフリカ地域代表からのメッセージ (Mr. SATI Arthur:大阪大学情報科学研究科修士課程修了)

高い技術力を背景に、日本留学は自身の知識をさらに深めるための素晴らしい選択でした。日本の技術・研究開発能力はケニアをはるかに上回っています。その日本で、ABE イニシアティブを通して日本留学して様々な経験を積むことは、自身の力では手が届かないキャリア形成の絶好のチャンスでした。

現在、ケニアの大学で情報技術を教えています。私は大阪大学の修士課程に留学しましたが、現在のキャリア形成には必要不可欠でした。次の目標としては、博士号を取得して自身の知識と研究の専門性をさらに向上させたいと願っています。

留学中は、日本企業とのビジネス・ネットワークも構築することができました。留学後は、KAKEHASHI アフリカの創設メンバー兼会長として、文字通り、日本とアフリカの間の良好な関係とビジネス・ネットワークの構築も促進しています。

ケニアの公共サービスでは、特に政策の策定と実施のために高度な研修と専門知識を持つ人材が必要とされています。高度な専門知識を持つ人材が不足することにより、ビッグ・フォーとビジョン・2030の実現が妨げられる可能性もあります。JDSという若手公務員のための奨学金プログラムは、本当に適切なタイミングでケニアに導入される事業であり、公務員の人材育成にとっては絶好のチャンスです。私はすべての若手公務員にJDS留学を強くお勧めしたいと思っています。

1-4-3. 日本の大学の活動状況

日本の多くの大学がケニアから留学生を受け入れている。先に記載のように、2018 年までの 10 年間でケニアからの年間留学生数は約 2 倍に増えている。また、同国における日本の大学による学生獲得と大学間交流の促進のための活動も活発化している。

一例では、文部科学省委託事業「日本留学海外拠点連携推進事業 (アフリカ・サブサハラ)」 ³¹の一環として、2019 年 9 月に首都ナイロビで、北海道大学の主催による日本留学フェアが開催された。日本からは北海道大学のほか、秋田大学、愛媛大学、岡山大学、帯広畜産大学、京都大学、東洋大学、長崎大学、山梨学院大学、あしなが育英会の計 9 大学 1 機関が参加した。また、日本留学フェアのサイドイベントとして、日本留学促進を目的にすると共に、日本とケニアの大学間交流を深め、将来の共同研究と学生交流の活性化を視野に入れた学術交流ワークショップも開催された。

ナイロビに北海道大学のアフリカルサカオフィスのサテライト拠点の設置もすすめられており、今後当サテライト拠点を中心に、日本とケニアの学生交流の促進が予定されている。

また、長崎大学は2005年からケニアに大学教員が常駐する研究施設を開設し、熱帯地域における研究を先端化させるとともに、熱帯医学修士課程や国際健康開発研究科の教育・人材育成を行っている。

さらに、同国ではジョモ・ケニヤッタ農工大学のように、長期にわたり京都大学や岡山大学が中心となり、のべ50を超える日本の大学が同学への支援に協力すると共に、大学間の交流が続いているグッドプラクティスもある。

1-4-4. 民間の協力・交流状況32

我が国とケニアの貿易額(2018年)は、対日輸出76.9億円に対して、対日輸入が990億円となっており、我が国から同国への大幅な輸出超過となっている。主要品目は、ケニアからの輸入が切り花、紅茶、コーヒー等、我が国からの輸出が輸送機器、鉄鋼、一般機械である。我が国からの直接投資は3億円(2016年)である。

ケニアに進出する日本企業数は現在 54 社が進出し、首都のナイロビには、三菱商事等の総合商社や日本郵船等の海運・物流サービスを含む日本企業の多くが拠点を置いている。 JETRO が 2017 年度に実施した「アフリカ進出日系企業実態調査」ではケニアは、「市場拡大と成長性」等の理由から、注目国のトップに位置付けられている。2017 年度以降、製造業、物流業社が同国に支店や販売拠点を設立する動きが加速している。

(https://www.hokudai.ac.jp/international3/internationalization/overseaoffices/lusaka/)(2020 年 4 月 15 日閲覧) ³² 外務省ホームページ(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/)(2020 年 4 月 15 日閲覧)

³¹ 北海道大学は、2014年より文部科学省から委託をうけ、アフリカのルサカオフィスを拠点として「留学コーディネーター配置事業(サブサハラ・アフリカ)」を実施。サブサハラ・アフリカにおける専門人材育成への貢献と日本の大学の教育・研究基盤拡大および多様化を目的とした留学生受入れを目指し、留学フェアを企画実施するなどの活動を行っている。北海道大学ホームページ

ケニアにて、JETRO が現地における我が国と現地企業をつなぐ試みを積極的に実施しており、現地政府・企業関係者及び現地でビジネス活動を行う日本企業を招き、ビジネスフォーラム等を開催している。また、2020年1月には、TICADVI及びTICAD7の成果を踏まえ、我が国の提唱する「質の高いインフラ投資」の理解を促進し、案件形成のための意見交換を行い、本邦インフラ関連企業の現地進出を支援することを目的として、御法川国土交通副大臣がケニアを訪問し、同国の政府要人に対して質の高いインフラ輸出に係るトップセールスを行った。

なお、ABE イニシアティブで留学したケニアの研修員の中に、日系企業や JICA の事業で活躍する者は多く、帰国後は日系企業と母国との架け橋となり活躍している。例えば、2014年に来日した Mr. MAITAI Christopher Mutuma(宮崎大学大学院工学研究科)は、仲間と共同でアビバ・テクノロジー社を創立すると共に、同氏が ABE イニシアティブに参加して築いたネットワークを生かして、10 社以上の日本企業との業務連携に取り組んでいる。

1-5. 他ドナーの援助動向

ケニアに対するドナーの援助実績については、DACの支出総額データ(2018年)によると、1位米国、2位英国、3位日本、4位ドイツ、5位フランスとなる。援助分野としては、エネルギー、経済、平和と安定の確立等がドナーの共通した対象分野となっている。

ケニアに対して二カ国間協力を実施しているドナーの中での借款供与額では、中国が1位となる。中国は、一帯一路構想の一環として各種大型インフラ事業を実施していることから、中国からの借入は今後も増加傾向にある。なお、2位は日本、3位はフランス、4位のドイツである³³。

奨学金プログラムについては、ケニアでは様々なドナーにより奨学金プログラムが実施されている。JDS と同様、行政官の育成を主な目的とする留学事業は英国政府奨学金(コモンウェルス奨学金)、中国政府奨学金及び韓国国際協力団(以下、「KOICA」)の奨学金事業がある。

他に、公務員だけでなく民間セクターも含め広く優秀な留学生を公募するものとしては、インド政府奨学金、英国政府(チーヴニング奨学金)等の奨学金プログラムがある。一般公募の奨学金については、これら奨学金を利用して公務員も留学しているため、これら奨学金事業も JDS の競争相手となる可能性が高い。特にチーヴニング奨学金では、毎年 2,000 名の応募があり、ケニアと英国の歴史的背景からも人気が高く、その募集時期や公募・選考の方法に留意する必要がある。

³³ 外務省ホームページ(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/)(2020 年 3 月 26 日閲覧)

表 17 ケニアにおける主な他ドナーの留学事業 (主に公務員を対象)

事業名	対象	学位	分野	受入人数
英国政府奨学金 (コモンウェルス奨学金)	公務員 大学教員	修士、博士	特に無し	約 37 名/年
中国政府奨学金	公務員	学士、修士、博士	社会科学、自然科学、等	約 30 名/年
KOICA 奨学金 (KOICA Scholarship Program)	公務員	修士	公共政策を中心とした多岐にわたる分野	約 12 名/年

表 18 ケニアにおける主な他ドナーの留学事業 (一般公募)

事業名	対象	学位	分野	受入人数
インド政府奨学金	公募	学士、修士、博士	多岐にわたる分野	約 52 名/年
英国政府奨学金 (チーヴニング奨学金)	公募	修士	政治、国際関係、経済等	約 32 名/年

① 英国政府奨学金(コモンウェルス奨学金)

コモンウェルス奨学金は、1959 年に創設され、ケニアでは公務員を対象として、1 年修士、3 年博士プログラムを提供している。分野は科学、技術、保健医療、平和構築、レジリエンス能力の強化等。資格要件は、修士は35歳以下、博士は45歳以下である。なお、博士については、公立大学教員を優先している。フルスカラシップである。

応募方法は、ケニア教育省のウェブサイトから専用の応募書類を入手し記入すると共に、コモンウェルス奨学金のウェブサイトにて応募書類を作成し提出する。また、これらの応募書類及び他必要書類(卒業証書、出生証等)の一式を教育省へ送付する。

2015年には33名が選ばれ、女性14名、男性19名が修士、博士留学生として派遣された。同窓会組織としてはコモンウェルス奨学金同窓会があり、活発に活動を展開している。

② 中国政府奨学金

ケニアでは、近年一帯一路政策の一環として、中国政府からの援助が増加している中、中国政府の奨学金事業を利用して中国へ留学する学生数も増加している。中国政府が提供する奨学金プログラムの中には、中国語で授業を受けるコースがあるが、その場合は1年間中国語を勉強した上で大学へ進学することになる。教育省によると、大学進学の前に中国語を1年間学習する場合、長期間職場を離れることになるため、公務員にとっては言語が中国留学のハードルとなるケースもある。

公務員を対象とする奨学金プログラムでは、分野は特に設定されていないが、年齢については、学士は25歳以下、修士は35歳以下、博士は40歳以下を条件にしている。フルスカラシップである。

応募方法に関しては、応募者はウェブサイトを通して応募し、在ケニア中国大使館が選考を実施している。教育省のウェブサイト情報では、当プログラムでは年間約30名の留学生を受け入れている。

③ KOICA 奨学金事業

KOICA の奨学金事業では、ケニアに特化した、分野、人数の設定はない。応募条件等は全て KOICA 本部が決定し、全対象国からほぼ同じ条件で受入れている。博士課程での受入れば無い。当奨学金には KOICA の対象国から応募が可能で、2019 年は 12 名、2018 年は 13 名、2017 年は 5 名と年によって合格者数は異なる。ただし、対象は公務員のみとなっており、ケニアでは公共政策分野への応募者が多い。フルスカラシップである。

ケニアでは、政府が若手公務員の雇用を長期間してこなかったため、公務員の平均年齢が高く40歳以下の公務員数が少ないため、応募条件として現在45歳を上限にしているが、40歳に下げることを検討している。地方政府(カウンティは若い政府で若手が多い)を対象とするのであれば、40歳に下げても候補者が集まる可能性がある。

SDPS を通して公募を行っているが、応募者が集まらないため、KOICA 事務所自身でも 広報セミナーを実施して候補者を募っている。

ジェンダー配慮の方針を導入し、留学生の40%以上が女性となるように取り組んでいる。 また、留学生の派遣前研修では、ケニアに特化してジェンダー研修等を実施している。留学 生に問題があれば、所属省と相談し、解決を図っている。

帰国後には、年に一回同窓会を行い、長期・短期研修を含めた同窓生間の意見交換セミナー等の実施や、2000~3000 米ドルの予算を同窓会に委託して、イベントを実施している。 長期・短期を含めた同窓会のウェブサイトや SNS (Facebook) で情報交換を行っている。

④ インド政府奨学金

インド政府はケニアだけに特化した奨学金事業及び研修を実施しておらず、インド政府の全支援国を対象に ITEC (Indian Technical Economy Cooperation)、ICCR (The Indian Counsil for Cultural Relations)、IAFS (India-Africa Forum Summit)の 3 つの研修プログラムを実施している。

研修プログラムの中でも、学士・修士・博士プログラムに関する資格要件は、ケニア国民を対象として、学士は 25 歳以下、修士は 35 歳以下、博士は 45 歳以下である。分野設定は特に無い。フルスカラシップである。

修士等の長期研修を含むすべての研修では、応募者は各研修専用のポータルサイトにアクセスして応募する仕組みであり、選考はインド本国にて行われている。大使館はケニア外務省への情報の送付、関係省庁からの応募を促進するのみとなる。なお、ジェンダー配慮等は特に行っていない。

また、長期を含むすべての研修員に、研修終了後特に条件を設定していない。公務員であれば、所属先が帰国後の条件を設定している。

⑤ 英国政府奨学金(チーヴニング奨学金)

チーヴニング奨学金事業は、1983年に創設され、秋(9~10月)から始まる1年修士プログラムである。分野は政治、国際関係、経済など、多岐にわたり、特に限定されていない。 資格要件も、特に無い。フルスカラシップである。

ケニアでは現在に至るまで約 490 名を英国の大学院へ派遣し、2019 年は 32 名を派遣した。卒業生にはスポーツ文化省の大臣や裁判官等も輩出している。

選考には約8か月を要し、毎年2,000名ほどが応募している。8~11月までの応募書類締め切り後、3回の選考を経て、ショートリストに残った約100名が大使館での面接へ進むこととなる。募集活動は、ウェブサイトやSNS(Twitter、Facebook)、ナイロビ、モンバサ以外のカウンティへの訪問、ラジオ、卒業生の口コミなどを活用して幅広く実施している。

なお、留学生の選考ではジェンダーバランス、地域バランスも配慮しているが、特別な割合を決めているわけではない。

帰国後の留学生のフォローアップには、電話、eメール、SNS (WhatsApp) 等を利用してフォローアップに努めているものの、連絡先や職場の変更等もあり、ネットワークの維持・管理が課題となっている。

同窓会組織には帰国した留学生 100 名が登録しており、同窓会イベント、ネットワーキング、大使館イベントへの参加等がある。同窓会長を選んでイベント運営等を学生たちに任せているが、これらはボランティア活動となる。一年に一度はイベントを企画しているが、ボランティアベースであることから自立して活動することは難しい。

1-6. 対象機関の人材育成二一ズ及び人材層の状況

JDS の成果発現の前提条件となる、適格な人材の選出に向け、対象機関の人材育成ニーズや人材層の状況を把握するため、JDS の対象機関として想定される主要省庁に対してアンケートと聞き取り調査を実施した。

(1) アンケート調査の概要

2019年10月から2020年3月にかけて、想定する対象機関に対してアンケートを実施した。アンケート用紙は英語で作成した。

• アンケート送付日:2019年10月

- 締切:2019年10月
- 送付先:35 政府組織(JICA から対象機関として推薦があった中央省庁及び局)
- 回収率:約86%(35組織中、30組織が回答)

(2) 聞き取り調査の概要

国内における既存資料分析結果及びアンケート調査の結果を踏まえて、2019 年 10 月~2020 年 3 月にケニアでの現地調査のため、30 の主要対象機関及び他政府機関を訪問して、人材育成ニーズや開発課題を聞き取った。併せて、2020 年 7 月以降に実施予定の JDS への協力依頼を行った。また、各対象機関にて、人事担当者から聴き取りを行うだけでなく、JICA事務所からも聴き取りを行い、JDS との連携可能性や他 JICA事業を踏まえた JDS への要望等を聞き取った。

(3) 本調査のファインディング

① 人材育成ニーズ

対象機関へのアンケート及びヒアリングでは、共通する人材育成ニーズとして、職員の行政運営能力、政策策定能力、プロジェクト運営能力の強化に関するニーズ、各セクターに関する専門的能力強化等が挙げられた。

地方分権・Arid and Semi-Arid Lands(以下、「ASALS」)省からは、ASALS と呼ばれる乾燥地域での生計向上やコミュニティ統合の必要性から、レジリエンスの構築、生計支援の知識、平和構築の知識と技術、ガバナンスについてのニーズが挙げられた。

産業省からは、上記の共通する人材育成ニーズに加え、ビジョン・2030 の経済目標を達成するため、競争力のある製造部門を創出することを目指し、専門分野として技術革新、研究開発、繊維製品、特許、商標および登録、中小企業経営等についての人材育成ニーズ及び管理職を対象とする博士留学についてのニーズが挙げられた。

司法長官オフィスからは、法律および政策における新たに出現する国内・国際的法律上の課題(商法、取引法、金融取引法、国際法、国際貿易投資法、海法、石油・ガスに関する法、公共政策、法の作成等での課題)に対応するための人材育成についてのニーズが挙げられた。

エネルギー省からは、スマートグリッドパワーシステム管理、電力システム計画、地理空間、プロジェクトの技術的および財務モデリングについての人材育成ニーズが挙げられた。

なお、アンケート調査で確認した対象機関の人材育成ニーズを表 19 にまとめた。

表 19 主要対象機関の人材育成に関する優先分野

対象機関	優先順1位	優先順2位	優先順3位	
公共サービス・ジェンダ 一省	業務管理と改善	人材管理と育成	ICT とイノベーショ ン	
財務省	財務管理と監査管理	人事管理における法 的および調査スキル	現金管理を含む債務 リスクと負債管理の フレームワーク	
産業省-産業局	プロジェクトのモニ タリングと評価	交渉技術	政策策定とプロジェ クト実施	
産業省- 貿易局	組織が適切に機能 し、成長するために 必要な職員の技能の 向上	能力向上の機会提供	仕事環境に応じてよ りダイナミックに対 応可能な能力強化	
農畜水産・灌漑省- 家畜局	専門技術能力の開発	家畜部門に関連する 修士号および博士号 プログラム		
地方分権・ASALS 省- ASALS 局	レジリエンスの構築/ 生計支援のための知 識と技術	平和構築における知識と技術	ガバナンス	
運輸インフラ省- 運輸局	長期的保管コストの削減	資金調達と管理	人材の電子管理	
エネルギー省	スマートグリッドパ ワーシステム管理	電力システム計画-地 理空間	プロジェクトの技術 的および財務的モデ リング	
司法長官オフィス		国際的法律上の課題(R 易投資法、海法、石油 の課題)		
国土委員会	土地評価、調査、土 地管理	コーポレートガバナ ンス	人材の管理と慎重な 財務管理	

② 博士留学のニーズ

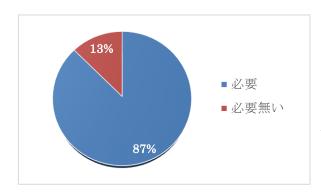


図6 博士留学のニーズ

アンケート調査にて、博士留学が必要かどうか質問したところ、当質問に回答した30機関中26機関(87%)が博士留学を「必要」と回答した。つまり、概ね全ての機関にて博士留学の必要性が認識されていた(図6)。

中でも、エネルギー省は「本省は現在、新しい地熱発電とグリーンエネルギー分野の強化を進めているため、当分野の研究と地理・空間分析を専門とする職員が必要であり、博士留学が必要となっている」と回答している。また、PSC は「博士課程で学ぶことで、PSC で重要な任務となる公務員の人事管理ポリシーとガイドラインの開発、パフォーマンス改善と公共サービス提供プログラムの実施等が可能となる」と回答している。また、運輸インフラ省でも「博士課程で学ぶことは省内の研究・分析に貢献すると共に、効果的な事業モニタリング、官民パートナーシップの構築、効果的なサービス提供のための政策を策定するのに貢献する」と回答している。

アンケート調査にて、多くの機関が博士留学に強い関心とニーズを示し、かつ博士号を持つことで専門性と管理職のポジションへ昇進する可能性等のメリットを示していた。また、現地調査で対象機関を訪問した際のヒアリングでは運輸インフラ省のように、局長のポストへの昇進に博士号が条件となる省も確認された。また、省庁の傘下機関である、政府の政策立案のためのデータ分析・専門分野の報告書等を策定している研究所等では、局長以上のポストへの昇進には博士号が条件となる組織も確認された。一方、多くの省庁では博士号は昇進の必要条件ではなく、加点・評価要素である事が確認された。

③ 派遣を希望する留学先

各対象機関が職員の派遣を希望する留学先では、日本が1位、英国2位、中国3位、韓国4位、インド5位の順位となった。また、ドナーが提供する研修機会や分野を優先しているため、派遣先の国について特に優先順位は無いと回答した機関も多かった。

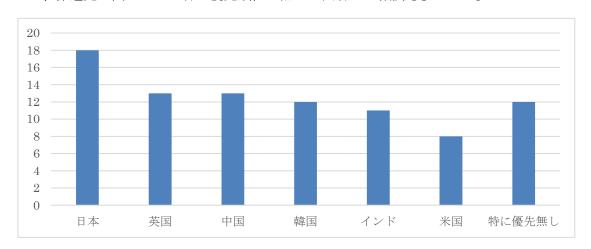


図7 主要対象機関の希望留学先

④ ドナーの奨学金プログラム (短期・長期)

アンケートの回答では、日本、中国、英国、インド政府が提供する短期・長期研修にて職員を海外へ派遣している機関が多かった。中でも中国は複数の研修で研修生を受け入れしているだけでなく、農・畜産・灌漑分野で修士、博士の奨学金プログラムを提供していた。

対象機関の中では、農畜水産・灌漑省、運輸インフラ省、ナイロビカウンティが複数のドナーから短期・長期研修機会の提供を受けて職員を派遣していた。

表 20 対象機関職員が派遣されているドナーの海外奨学金プログラム

対象機関	対象(対) 関 対 が が に こ れ に 要 学金 ー マッチュ・ダー	E	分野
	プログラム名 JICA/SATREPS	日本	Technical Training on Sericulture
	JICA	日本	Agriculture
	JICA/ABE Initiative	日本	Applied Life and food science
	JICA/SDGs Glabal Leadership Programme	<u> </u>	Masters Degree and Internship programe of African
	JICA SDGS Glabai Leadership Programme	日本	business Education Initiative for youth
農畜水産、灌漑省		日本	Water Mgt ITEC/SCAAP
	ITTEC	インド	
	KOICA	韓国	Agriculture and Non Technical Courses
	商務部	中国	Masters, Phd
	China Scholarship	中国	Agriculture
	China Scholarship (PhD)	中国	Environment Science
	JICA	日本	Port management Rail Operations
	JICA	日本	
	JICA	日本	ABE Masters/PhD
	KOICA	韓国	All Sectors
運輸インフラ省	ITECGOI	インド	Masters/PhD
	World Bank Indian Technical and Economic	世界銀行	Transport
	Cooperation/Special Commonwealth Assistance	インド	Technical
	Australian Awards African Scholarships	豪州	Technical
	Chevening Scholarships	英国	Technical
	Russian Government Grant	ロシア	Oncology
	Baylor College of Medicine	ウガンダ	Pediatric Hematology & Oncology Fellowship
	Commonwealth Government Scholarship	英国	Water Sanitation and Health Engineering
ナイロビ・カウンティ	French Development Agency	フランス	Agroparistech sponsored Training
7 1=2 37274	Orange Knowledge Programme (OKP)	タイ	Urban Water Engineering
	Bill & Melinda Gates Foundation	オランダ	Sanitation
	National Science Foundation Grant Award	米国	Doctorate Programe in Computer Science
	University of Rwanda College of Health Sciences (WHO)	ルワンダ	Health Supply Chain Management
	JICA Master of Energy Engineering	日本	Engineering
エネルギー省	JICA Master in Science –Renewable Energy	日本	Renewable Energy
エイルヤー省	Master in Energy Technology and Management	タイ	Engineering
	Danida fellowship, PhD Programme on Strategic Management	デンマーク	Strategic Management
	ПЕС	インド	All Sectors
داء علاد داء	KOICA	韓国	All Sectors
産業省	ПЕС	India	All Sectors
	Chinese Economic and Commercial Centre	中国	Manufacturing
	Chevening Scholarship	英国	International Relations
外務省	Commonwealth Scholarship	英国	International Relations
	Irish Aid Fellowship	アイルランド	International Relations
	DAAD	ドイツ	Surveying, Hydrography
土地省	Print Promotion	ドイツ	Printing
	JICA	日本	Management
	GRIPS	日本	Economics & Customs
歳入庁	wco	ドイツ	Customs
地方分権・ASAL省	China Scholarship	中国	Leadership
内務省	UNAFEI	日本	Prevention of Reoffending
	i		ļ

ABE イニシアティブ研修員の留学事例

研修員氏名: Mr. Benedict Mutunga Joseph

所属先:運輸インフラ省、Bungoma Region、Regional Mechanical Engineer

奨学金プログラム名: ABE イニシアティブ

ABE イニシアティブを選んだ理由:日本に留学して、日本の進んだ技術を学びたかった。 他に留学の機会(中国)もあったが、日本を選んだ。

留学経験の活用事例:全てとは言えないが、留学で得た知識を業務で活用している。日本 企業とも関わる機会は多く、例えば、コマツ、いすぶ、トヨタ等から機材を調達すること がある。欧米の機材も日本の機材も性能に大きな違いはないが、日本の機材はメンテナン スの質が高いため評価が高い。

ABE 留学後、副地域エンジニアから地域エンジニアに昇進し、Bungoma 地域と Busia カウンティを担当している。日本での修士留学を経て昇進することができたので、ABE イニシアティブには大変感謝している。

日本留学の利点:芝浦工業大学大学院理工学研究科に留学した。研究室をはじめあらゆる設備が整っており、実際に調査研究の経験を積むことができる点が日本留学の大きなメリットである(ケニアでは実験設備がなく、本を読むのみ)。指導教官も日本だけでなく米国などで留学経験を積んだ教員もおり、経験、知識共に豊富である。

⑤ ジェンダー配慮について

先述のように、ケニア政府は、「ビジョン・2030」の中で、女性の全面的で平等な社会参加を国家開発の点でも重要事項として掲げ、政府全体としてジェンダー主流化を進めている。ケニアの公務員制度では、男女のいずれかの性が政府組織内の3分の2以上を占めることを禁じているが、対象機関へのアンケートの結果では男性66%、女性34%で、政府方針とほぼ一致しており、方針が浸透していることを裏付けている。また、今回の調査時に局長レベルの女性に多数面会し、多数の女性が局長以上の高位に就き活躍していることも確認できた。

一方、ABE イニシアティブの 1~5 期生までの公務員・大学職員の中で女性の割合は 24% (50 名中 12 名)となっており、上記の女性公務員の割合と比較すると少ない。ABE イニシアティブの募集では、対象全 54 カ国のアフリカ諸国向けに募集を行っているという性質上、自然体で女性に特化することなく男女平等に募集・選考が行われているため、結果として、ケニアでは公務員・大学職員の中での女性の割合は 24%、民間人の留学生を含む全体数での比較ではさらに下がり 21% (150 名中 32 名)となっている。

これらデータ分析結果から、政府内では女性の公務員は30~40%を占めているが、候補者・研修員数の性別による差異の緩和へ配慮を行わずに候補者の募集・選考を行う場合は、女性の候補者・研修員数が公務員の割合と必ずしも同じ割合になるわけではないことが推測される。そこで、ケニア政府の方針にも沿った事業成果を得るためにも、JDSでは各プロセスにおいて、女性候補者・留学生を増やすためのジェンダー配慮と工夫が必要であると考える。

ケニアで奨学金事業を実施するドナーの中でも、KOICA ではケニア独自の方針として明確にジェンダーバランスを定め留学生の 40%は女性と設定している。また、同国特有の課題への配慮から、留学前の研修ではジェンダー研修も取り入れている。こういったドナーの取り組みを参考にしてケニア側と協議し、よりよい事業設計が期待される。

第2章 JDS 事業の内容

2-1. JDS 事業の概要

前述の通り、JDS 事業は、我が国政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、開発途上 国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度に新設された無償資金協力による留学生受入事業である。

JDS 事業の開始当初、留学生個人の能力向上が主な目的であったが、2009 年度事業より 段階的に新たな方式に移行し、目的を各国の行政能力の向上とし、将来、各国の課題解決の ための政策立案ができる人材を対象としてきた。この方式の特徴は、個人の留学支援を目的 とした従来の留学制度とは異なり、対象国が JDS の日本側関係機関と協議の上決定する援助重点分野(サブプログラム)に携わる人材の育成に主眼が置かれている点にある。

本準備調査は、上述した JDS の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や 我が国の対ケニア国別開発協力方針に基づき設定されたサブプログラム・コンポーネント における人材育成ニーズ及び想定される対象機関における候補者の有無等の調査を行い、 その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージとした JDS の事業規模と、各サブプログラム の事業計画(サブプログラム基本計画)の策定を行うものである。

2-1-1. プロジェクトの基本設計

2019 年 10 月に実施された現地調査において、対象国の国家開発計画や我が国の対ケニア国別開発協力方針に基づくと共に、ケニア政府の人材育成ニーズを踏まえて、表 21 の通りケニア JDS 事業の援助重点分野、開発課題及び想定される研究テーマが決定された。これらの援助重点分野、開発課題は、ケニアの開発課題に取り組む中核となる上級職公務員の育成を支援することを目標として設定されたものである。

同国では、ABE イニシアティブや SDGs グローバルリーダー・コース等の多数の留学事業が既に実施される中で、新たに実施される JDS の位置づけを明らかにしつつ、将来の政府幹部候補生育成の核となる事業となるようケニアに特化した開発課題を策定した。開発課題の策定に際しては、保健政策、環境管理、気候変動対策等の分野は他の事業でカバーできる点も考慮した結果、公共政策、行政、公共財政管理等の分野は、セクターにかかわらず全公務員にとって重要な分野で能力強化が必要であるとの観点から、ケニア政府の人材育成において特にニーズが高い行政、経済・財政、法律、都市・地域開発の分野を中心に開発課題を設定することとなった。

(1) 事業枠組み、開発課題(コンポーネント)、研究テーマ

2019年10月の現地調査において、日本側の枠組み案を提示したところ、ケニア政府の国家開発計画であるビジョン・2030及びビッグ・フォーの実現に資する事業としてケニア政府側より合意を得た。JDSの事業枠組み及び各開発課題の設定に係る背景は以下の通り。

表 21 ケニア JDS の事業枠組み (2021 年度~2024 年度)

JDS 援助重点分野 (サブプログラム)	JDS 開発課題 (コンポーネント)	想定される研究テーマ
	1-1 中央政府及び地方政 府に係る行政能力の向上	・政治経済学、ガバナンス/行政 ・地方行政、地方分権、地方自治 ・国際関係・保健政策・食料安全保障
1. 行政機能の改善	1-2 経済計画/政策及び 公共財政管理/公共投資管 理に係る能力向上	・理論経済学(マクロ、ミクロ) ・公共財政管理/公共投資・産業政策 ・金融政策・債務管理・保健財政
1. 门政城市の以告	1-3 法律策定・運用に係る能力向上	・行政関連法・ビジネス関連法 ・国際関係法(ビジネス関連、海洋関連、等)
	1-4 都市および地域開発 計画/政策に係る能力向上	・都市計画・地域開発/地方開発計画 ・都市インフラ計画(運輸交通、上下水道、廃棄 物、等)・環境管理、気候変動対策

開発課題 1-1 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上

ケニア政府は、長期開発計画であるビジョン・2030 を掲げ、また 2022 年までの重点政策 分野としてビッグ・フォーを推進することで社会経済の発展による改革に取り組んでいる が、各開発課題を取り扱う行政組織が縦割り構造であることに加えて、計画の実施段階にお ける行政官の経験や能力が総じて十分ではない状況にある。このため幅広い分野の行政官 育成を通じ、行政能力の向上(政府内の調整能力向上を含む)と制度構築が望まれている。 このような状況を踏まえ当開発課題では、ケニアの政権中枢で将来活躍が見込まれる若手 行政官の能力向上を支援する。

開発課題 1-2 経済計画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る能力向上

ケニア政府は、社会経済の発展による改革に取り組んでおり、発展の基礎となる経済・社会インフラの整備にも精力的に取り組んでいる。一方、恒常的な経常収支赤字、高水準にある公的債務も含めた財政運営能力の強化が課題となっており、これは開発パートナーの支援を受けて実施している様々なプロジェクトにも影響する課題となっている。このような状況を踏まえ当開発課題では、経済・公共財政・公共財政管理分野の政策・制度策定及び関連事業の効果的な実施を担う若手行政官の能力向上を支援する。

開発課題 1-3 法律策定・運用に係る能力向上

ケニア政府は、経済・社会インフラ事業を含む各種施策を進めるに際して、法律等の制定・ 運用を含む政府側の法務能力向上が求められるケースが増えている。加えて、近年のケニア におけるビジネスの関心の高まりを受け、ビジネスに関連する法務能力強化も急務となっ ている。このような状況を踏まえ当開発課題では、行政関連法、国際関係法(ビジネス関連、 海洋関連等)等の策定・実施を担う若手行政官の能力向上を支援する。

開発課題 1-4 都市および地域開発計画/政策に係る能力向上

ケニアでは、急激な都市化の進行や都市部の人口比率の増加により、都市部における給水・衛生サービスへのアクセス需要の高まりや、ごみ発生量の増加による公衆衛生の悪化、環境汚染に伴う健康被害、都市交通の未整備による大規模渋滞等の問題が発生している。また、国土の8割を乾燥・半乾燥地帯(ASALS)が占め、水・森林等の環境資源の保全は極めて重要な課題であり、近年の気候変動の影響で一層顕在化する傾向にある干ばつ等による被害への対応は喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ当開発課題では、都市計画、都市インフラ計画等の分野の政策・制度策定及び関連事業の効果的な実施を担う若手行政官の能力向上を支援する。

(2) 対象機関・対象グループ

ケニアの開発課題の解決に寄与する中核人材の育成に資するため、ケニア政府の国家開発計画であるビジョン・2030 及びビッグ・フォーを実現するため、JICA が提案した 4 つの開発課題に沿って日本側が提案しケニア側が合意した対象機関に所属する公務員を JDS の対象とする方向で合意した。ケニア側から、カウンティ政府職員を対象に含める提案があったのに対し、調査団からまず JICA 事業と関係が深いナイロビ政府及びモンバサ政府公務員を対象とし、応募者の実績を踏まえて、他カウンティ政府職員を対象に含めるかどうか次年度以降に検討したい旨提案し、了解を得た。また、日本側から提案があった対象機関を中心に引き続き検討し、2020年7月に予定する第一回運営委員会の場で決定することになった。

(3) 受入大学

本準備調査に先立ち、JICA はこれまで JDS 留学生及び ABE イニシアティブ留学生等の受入実績のある大学及び新たに受け入れを希望する大学に対して、ケニア JDS 事業における想定対象分野/開発課題を提示し、各大学より受け入れを希望する国・課題に関して受入提案書の提出を募った。その結果、19 大学 24 研究科から計 30 件の提案書が提出された。

各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでの JDS 留学生を含む留学生の受入実績等の項目について、JICA において評価要領に基づき受入提案書を評価した。その後、本準備調査の現地協議において、各コンポーネントに対して提案のあった本邦大学の中から日本側の評価による上位大学をケニア政府側に提示し、各大学の特徴等について説明した。その結果、表 22 の通り受入大学及び受入人数枠で合意した。

表 22 ケニア JDS の受入大学

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	受入 上限数
	1-1 中央政府及び地方政	広島大学大学院	人間社会科学 研究科	2名
	府に係る行政能力の向上	政策研究大学院大 学	政策研究科	2 名
1. 行政機能の改善	1-2 経済計画/政策及び公 共財政管理/公共投資管理 に係る能力向上	国際大学大学院	国際関係学研 究科	3名
	1-3 法律策定・運用に係る能力向上	九州大学	大学院法学研 究院	2 名
	1-4 都市および地域開発 計画/政策に係る能力向上	東洋大学	国際学研究科	3名

(4) 博士課程への受入れの検討

ケニア側運営委員会メンバーとの会議では、年間上限派遣人数を 1 名とする方向で合意 した。また、応募資格要件と募集選考の詳細は 2020 年度の第一回運営委員会で協議・合意 することとした。

2019 年 10 月~2020 年 3 月の間に実施された現地調査において、各省庁に聞き取りを行ったところ、ケニアの公務員にとって修士号は Job Group P(Assistant Director 以上)への昇進のために必須条件となる一方で、博士号は必ずしも必要とされていないという意見もあったが、博士留学後に専門知識を持った人材による研究分析及び政策立案のような組織への貢献等を視野に入れ、博士課程を加えることが歓迎される意見が多く聞かれた。前述のように対象機関へのアンケートでは、必要と回答している機関は回答した機関の 87%であった。他国では技術系の省庁でニーズが高かったが、ケニアでは経済系の省庁でも博士号のニーズが高く、対象機関でのヒアリングの際にも、博士課程への受入れを強く望む意見が多く挙がった。

2-1-2. JDS の実施体制

(1) 運営委員会メンバー

運営委員会は、ケニア側委員(公共サービス省 SDPS、財務省)及び日本側委員(在ケニア日本国大使館、JICA ケニア事務所)にて構成され、JDS 事業の実施・運営方針について協議・決定を行うことで合意に達した。

ケニアでは SDPS が公務員の研修全般を担当し、ドナーの奨学金プログラムの政府窓口となっている。また、財務省は二カ国間協力の政府窓口であるため、両組織の代表がメンバーとして適任である旨ケニア側からコメントがあった。

2020 年度の事業開始から、当該運営委員会メンバーで JDS 事業を実施することとなる。 ケニア側の共同議長は SDPS 代表、日本側の共同議長は JICA ケニア事務所代表となった。

表 23 ケニア JDS 運営委員会メンバー

	役割	機関名		
<i>← − → /</i> □□	共同議長	公共サービス省 SDPS		
ケニア側 	委員	財務省		
口士/即	委員	在ケニア日本国大使館		
日本側	共同議長	JICA ケニア事務所		

(2) 運営委員会の役割

新規運営委員会メンバーには JDS 運営ガイドラインに基づく運営委員会の機能・役割(表 24) を説明した。今後は募集方針や最終候補者の選定だけでなく、一般的に JDS 事業の課題である優秀な候補者のさらなる確保について、各省庁に対して働きかけるための協力が期待されている。

表 24 運営委員会の役割

	X = Z = Z = X = X = X = X = X = X = X =
役割	詳細
	ケニアの国家開発計画と日本の開発協力方針に基づき、各年度の募集活動の基
募集選考方針の決定	本方針(優先開発課題、主要対象機関、応募勧奨方法等)を決定する。
	JDS 運営ガイドラインに基づき、ケニア JDS の選考方針を決定する。
 候補者の面接	第三次選考(総合面接)において面接官として候補者を評価する。運営委員会
候補有の血接	における最終候補者の決定を行う。
最終候補者の承認	選考プロセスを経て選ばれた最終候補者を運営委員会で承認する。
帰国留学生の有効活	留学生の帰国時に所属組織への復職を側面支援する。
用の促進およびフォ	プロジェクト効果発現を目指して帰国留学生の活用策を検討し、フォローアッ
ローアップ	プを行う。
	留学生の突発時に対処方針を決定し、必要な措置を講ずる。
その他、JDS 事業	壮行会や帰国報告会等の各種イベントに出席し、事業成果の発言に向けた助言
の監督	を行う。
	その他、JDS 事業運営上必要な事項について対応し、意志決定を行う。

(3) 実施機関、JICA事務所、エージェントの役割

JDS の実施機関となる予定の SDPS には、JDS 運営ガイドラインに基づき、実施機関、JICA 事務所、実施代理機関の役割を説明した。事業実施の2年目以降は毎年4月の閣議を経て、JDS 実施に係る E/N、G/A の締結がされる。各 JDS 関係者の協力により、G/A 締結の翌年夏の留学生来日を目指し、事業のスムーズな実施・運営を期待したい。

【実施機関】ケニア政府代表として、JDSの事業実施監理を司る。

- ① E/N、G/A 締結に係る政府内の調整を二カ国間協力の政府窓口である財務省と共に実施。
- ② G/A 締結の後、実施代理機関と JDS 実施に係るエージェント契約の締結、及び契約に 係る事業実施の経費支払い事務手続き (B/A、A/P を含む)。
- ③ 運営委員会の共同議長として代表を選任。
- ④ JDS の事業実施管理。

【JICA 事務所】共同議長を務める。また、日本側代表として G/A 締結を行う。

【実施代理機関】実施代理機関は JICA の推薦を受けて、被援助国政府と実施代理業務契約を締結し、以下の業務を行う。

- ① 留学生候補者の募集、選考手続き支援
- ② 留学生候補者への留学情報の提供留学生の来日・入学時に必要な手続き
- ③ 学費、奨学金等の資金管理
- ④ 来日準備支援・来日時オリエンテーションの実施
- ⑤ 留学生の滞日中モニタリング(学業面、生活面)
- ⑥ 帰国プログラムの実施(帰国支援、評価会、帰国後報告会)
- (7) その他本事業を実施するために必要な業務

2-1-3. サブプログラム基本計画 (修士課程)

2019 年 10 月の現地調査で合意した枠組みの下、修士課程については JDS 重点分野 (サブプログラム) 別に基本計画案を作成することとし、今後 JDS 本体事業 (プロジェクト) の開始時点の第一回運営委員会で決定することとした。

同基本計画は、案件目標や評価指標だけでなく、それぞれの JDS 重点分野で、ケニアの 開発政策における JDS 事業の位置づけ、日本の援助方針と実績、本邦の受入大学の活動等 をまとめた指針である。4期分の留学生の受け入れを1つのパッケージ(フェーズ)として 策定する。同計画に基づいて6年にわたり同一のサブプログラム/コンポーネント、対象機関及び受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の 能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させることを目的としている。

なお、応募資格要件について、SDPS からヒアリングしたところ、修士プログラムについては 40 歳以下を条件とすることが望ましいとの言及があった。資格要件の詳細は、2020 年度第一回運営委員会で協議して決定する。

	衣 23 ソープ JDS 事業 修工課程心券負債安計業
項目	概要
国籍	ケニア国籍
年齢	40歳以下(来日年度4月1日現在)
学歴	学士号を有すること
応募資格者	詳細は第一回運営委員会にて決定
職務経験	詳細は第一回運営委員会にて決定
語学力	日本の大学院で修士号を取得するために十分な英語力を有する者。
	既に海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士号」を取得していない者、
	また、現在他の海外支援による奨学金を受給していない者あるいは受給予定でない者
Z 10 44h	本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築
その他 	に貢献する明確な意思を有する者
	軍に現に奉職していない者
	心身ともに健康である者

表 25 ケニア JDS 事業 修士課程応募資格要件案

2-1-4. 博士課程の受け入れ方針

本準備調査にて、更にハイレベルの人材を輩出するための博士枠の導入について検討するため、ニーズ調査を実施した。調査に際して、以下の目的、基本方針に関するポイント等を案とした。

(1) 目的

博士枠設置の目的としては、対象国の開発課題に対し、特に高度な知識と研究実績に基づき、大局的な意思決定・政策判断ができることに加え、グローバルな視野及び人材ネットワークの構築を通じて、対象国の代表として国際的な議論をもリードし、国内外に影響力を発揮できる人材の育成である。併せて、博士課程まで一貫した日本との関係構築・進化を通じ、対象国における真の知日派リーダー育成を目的とする。

(2) 基本方針

事業が実施されてからの2年目の秋入学であり、人数は修士枠と別に設定する。また博士 枠は充足目標とせず、適格な人材が出た場合のみ適用する。

(3) 受入形態・待遇

支援期間は原則3年間を上限とする³⁴。また滞日中の奨学金は国費留学生の博士課程研究 留学生に準じる。

(4) 募集選考方法

通常の修士枠と別に募集選考を行い、対象国 JDS 運営委員会で決定する。応募者本人が受入大学側の事前了解(と指導計画・推薦状等必要書類)を取り付けた上、応募書類一式、研究計画もそろえて応募する。選考について、対象国 JDS 運営委員会側で選考を行う。特に、日本側メンバーの JICA 事務所、日本国大使館の主体的関与が重要となり、将来のトップリーダーとなる人材としての資質を審査するための JICA 事務所長クラスによるインタビューも検討する。

なお、2019 年 10 月の現地調査時に、博士課程プログラムの導入については、対象機関のニーズ及びキャリア開発 (昇進) との関係を踏まえて導入を検討する旨ケニア側へ説明し、最大 1 名/バッチであることを説明した。博士課程に関する応募要件等の詳細については、当該ミニッツ上では決めず、引き続き運営委員会で協議することを説明した。

2020年3月の現地調査時に、SDPSからヒアリングしたところ、博士プログラムについては45歳以下を条件とすることが望ましいとの言及があった。資格要件の詳細は、2020年度第一回運営委員会で協議して決定する。

³⁴ 博士号取得見込みが高いと判断される場合に限り、6カ月上限での延長も可能としている。

表 26 ケニア JDS 博士課程資格要件案

項目	要件
年齢	45 歳以下(来日時 4 月 1 日時点)
学歴	(日本で)修士号を取得した者
応募資格者	詳細は第一回運営委員会にて決定
職務経験	募集締め切り時点で、入省後3~5年間を経ていること。(同上)
語学力	TOEFL iBT 61 (ITP 500) / IELTS 5.5 以上
	指導予定教員から推薦状を得ていること
7. D/4h	所属組織から留学許可を得ていること
その他	軍に現に奉職していない者
	心身ともに健康である者

2-2. JDS 事業の概要事業費

JDS を実施する場合に必要となる事業費総額は、約2.3億円となり、日本とケニアとの負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記(3)に示す積算条件によれば、次の通りと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

(1) 日本側負担経費

2020年度ケニア国人材育成奨学計画 (5ヵ年国債)概略総事業費約 237.4百万円

(単位;千円)

			(単位;千円)
年度		概略事業費	
	実施経費	大学直接経費(入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費 (航空運賃、支度料、奨学金、他) 留学生国内経費 (来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費)	1, 01
2020年度 Term−1	役務経費	現地活動経費(旅費、現地傭人費、事務所借上費、他) 募集選考支援経費 留学生保険加入費 来日後ブリーフィング/オリエンテーション経費 大学会議経費	32, 50
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	16, 30
	2020年 事業費 計		49, 82
	実施経費	大学直接経費 (入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費 (航空運賃、支度料、奨学金、他) 留学生国内経費 (来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費) 特別プログラム経費	45, 86
2021年度 Term-2	役務経費	現地活動経費(旅費、現地傭人費、事務所借上費、他) 事前研修経費 留学生用資材費 留学生保険加入費 来日後ブリーフィング/オリエンテーション経費 モニタリング経費 受入付帯経費(突発対応)	11, 71
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	16, 75
	2021年 事業費 計		74, 33
	実施経費	大学直接経費(入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費 (航空運賃、支度料、奨学金、他) 特別プログラム経費	47, 52
2022年度 Term-3	役務経費	運営委員訪日ミッション経費 モニタリング経費 受入付帯経費(突発対応)	3, 42
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	15, 89
	2022年 事業費 計		66, 84
	実施経費	大学直接経費(入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費 (航空運賃、支度料、奨学金、他) 留学生国内経費 (来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費) 特別プログラム経費	27, 41
2023年度 Term-4	役務経費	現地活動経費(旅費、現地傭人費、事務所借上費、他) モニタリング経費 受入付帯経費(突発対応) 帰国プログラム(本邦) 経費 帰国プログラム(現地) 経費	2, 86
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	10, 25
	2023年 事業費 計		40, 53
	実施経費	大学直接経費(入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費 (航空運賃、支度料、奨学金、他) 留学生国内経費 (来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費) 特別プログラム経費	2, 31
2024年度 Term-5	役務経費	現地活動経費(旅費、現地傭人費、事務所借上費、他) モニタリング経費 受入付帯経費(突発対応) 帰国プログラム(本邦) 経費 帰国プログラム(現地) 経費	64
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	2, 91
	2024年 事業費 計		5, 86
事業費 総額	合計		237, 39

(注)上記の概算事業費は、E/N上の供与限度額を示すものではない。

(2) ケニア側負担経費

なし35

(3) 積算条件

• 積算時点 : 2020 年 2 月

為替交換レート: 1米ドル =110.17円、1KES=1.08円

業務実施期間:事業実施期間は、実施工程に示した通り。

その他:日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

2-3. 相手国側負担事業の概要

JDS 留学生の募集・選考期間は、公務員の研修窓口である SDPS が運営委員会議長として、JDS の計画・実施・管理・監督を行う主導的役割を担い、募集要項の配布促進等を通じて応募勧奨に協力し、コンポーネント毎に設定された主要対象機関に対して、JDS 事業への協力の働きかけを行う。

JDS 留学生の留学期間中は、ケニア政府は実施代理機関を通じて留学生に対し定期的にモニタリングを実施し、JICA に報告を行う。また、実施代理機関から提出される定期報告書により、JDS の事業進捗や懸案事項等について確認し、必要に応じて他の運営委員会メンバーと協力して適切な措置を講じるほか、JDS 留学生が修士論文を作成する上で必要なデータの収集支援等を行う。

JDS 留学生の帰国後は、帰国留学生が母国の開発課題の解決に向けた取り組みに貢献すること及び人的ネットワーク構築が JDS の主目的のひとつであることに鑑み、ケニア政府は留学生の帰国後に帰国報告会を開催して留学成果を把握するとともに、その後の動向調査や我が国との学術、文化交流・協力の促進等について必要な措置を行うこととする。また、運営委員会は、留学生の帰国にあたり、留学前と同じ職務もしくは JDS 留学経験を活かして政府組織の中枢で活躍できるような職務が与えられるよう関係省庁へ働きかけ、事業効果発現を促す。

2-4. JDS 事業のスケジュール

本協力準備調査の結果、我が国外務省及び JICA が 2020 年度以降の JDS 事業実施を正式に決定した場合、向こう 4 期の事業については図 8 に示されたスケジュールに基づく実施が想定される。具体的には、年度毎に E/N (交換公文) 及び G/A (贈与契約) の締結後、JICA が、協力準備調査を受託したコンサルタントを実施代理機関としてケニア政府に推薦し、当該コンサルタントが JDS 事業におけるケニア政府との契約を締結した上で、ケニア政府に代わり事業の実施を担うこととなる。

35 ただし、無償資金協力に係る銀行手数料等はケニア政府が負担。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
準備調査	!								
第1期(修士)		募集選考	来日		帰国				
第2期(修士)			募集選考	来日		帰国			
第3期(修士)				募集選考	来日		帰国		
第4期(修士)					募集選考	来日		帰国	
第1期(博士)		募集選考	来日			帰国			
第2期(博士)		·	募集選考	来日			帰国		
第3期(博士)			_	募集選考	来日			帰国	
第4期(博士)					募集選考	来日			帰国

図8 実施工程

2-5. 募集 · 選考方法

2-5-1. 募集方法

(1) 募集ツール

募集ツールとして、募集ウェブサイト、JDS事業募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを作成する。なお、部数やデザイン等は運営委員会で別途決定する。

募集要項、応募様式、広報資料(ポスター、チラシ、ウェブサイト用資料)は、必要情報に加えて「応募書類作成のアドバイス」を載せるなど応募者のニーズに沿った情報を盛り込むよう工夫をする。また、これら募集ツールを有効に活用できるようにする。例えば、ケニアではインターネットが普及しているため、実施代理機関が運営する JDS 事業用のウェブサイトを活用し、募集要項、応募書類、英語問題サンプル、数学過去問題がダウンロードできるようにする。また、応募者がウェブサイトを通して応募もできるようにする。これにより、募集説明会に出席できない地方の応募者も情報へのアクセスが容易となるように工夫する。

また、SDPS を通じて各対象機関の研修担当部署へ候補者募集の公示を通達してもらい、 さらに各省庁の SDPS デスク及び地方カウンティの人事担当への情報の伝達を行ってもら えるよう依頼する。 政府機関に勤務する ABE イニシアティブ研修員からは、教育省のウェブサイト(ドナーの奨学金プログラム)、Facebook、在ケニア日本大使館の国費留学情報ウェブサイト等を留学に関心がある者は閲覧しているので、JDS でもこういった広報ツールの活用を勧められた。また、「自身は ABE イニシアティブ研修員の友人から勧められたので、元研修員から公務員の友人へ広報してもらう口コミや、ターゲットの省庁が決まっていれば、その機関に対して奨学金事業を紹介する一番良い手段として、その機関内での説明会を活用するするとよい」との提案もあった。さらに、「奨学金プログラムによっては家族の同伴を許可しないものもあるが、JDS で家族の同伴が許可されるのであれば広報時に家族同伴可能である点もハイライトするとよい」との提案もあった。こういった留学経験者の提案・アイデアを積極的に JDS の募集時に活用して欲しい。

(2) 募集方法

SDPS を通じて、各対象機関に募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを配布する。 また、表 27 の通り、各地にて募集説明会を実施する。なお、開催場所は案であり、運営委員会で別途決定する。

開催時期	会場		
2020 年 8 月下旬~9 月下旬	ナイロビ市内(主要対象機関、SDPS での合同説明会等)		
2020 年 8 月下旬~9 月中旬	カウンティ(ナイロビ、モンバサ)		

表 27 募集説明会開催案

さらに、運営委員会及び対象機関からの協力を得て、募集説明会をケニアの首都ナイロビ の主要省庁及び地方都市で実施する。

また、JICA ケニア帰国研修員同窓会 JEPAK(JICA Ex-participants Alumni of Kenya)、ケニア日本留学生同窓会 KEJAA(Kenya-Japan Alumni Association)、JICA 専門家等のネットワークも活用し、より多くの潜在的候補者へ効果的に募集情報が伝達されるように広報と募集方法を検討する。JICA 専門家は道路、橋梁、給水、保健医療等の分野でケニアへ派遣されて中央・地方で活躍しているため、専門家を通しての広報活動も期待できる。

ABE イニシアティブの留学経験者から、ケニアで JDS の認知度を上げるためには、JDS 紹介セミナーや留学生の来日前のオリエンテーションの実施時から、現地で活躍する JICA 関係者が候補者・留学生と関わることで、より日本留学のアピールが期待できるとの言及があった。実際、ABE イニシアティブの留学経験者の多くが、日本留学を選んだ理由に、JICA 関係者との業務での関わり等を挙げている。JICA 関係者には、JDS の広報塔の役割も期待したい。

本準備調査で訪問したJETRO事務所及び在ケニア日本大使館やJICAケニア事務所のJDSへの関心は高く、関係省庁内の優秀な候補者への宣伝・募集への協力を得られることが確認できた。これら日本関係者の協力を得られるよう、JICA 関係者等を集めた会議に参加し、JDS事業を説明する機会を得ることで協力を促すことも一案である。

(3) 候補者の応募準備のサポート

ケニアでは英語力について問題無いと想定されるが、修士課程へ入学するために必要な 研修計画書の作成方法について募集説明会で説明する等、他国同様に支援をする必要があ る。

(4) 女性への応募勧奨

JICA のジェンダー指針³⁶に沿って、男性だけでなく女性の JDS 事業への参加を促すため、女性の候補者の募集方法について、「女性の応募を歓迎する」旨募集要項に記載したり、女性のみを対象とした募集説明会を実施する等の取組を検討したりする等、女性へのアプローチ方法を検討し工夫することを提案する。前述のケニア政府の公務員制度に係る方針「Human Resource Policies and Procedures Manual for the Public Service, May 2016」に明記されているように、ケニア政府自身がジェンダーバランスやマイノリティー配慮を積極的に実施しているため、SDPS や PSC の協力を得ながら積極的に行う。

2-5-2. 選考方法

選考は、受入大学による書類選考、受入大学による専門面接及び運営委員会による総合面接の3段階で実施する。選考にあたっては、ガイドラインを策定し、本事業の趣旨に沿った候補者を選定するものとする。

2-6. 来日前オリエンテーション、来日後研修、付加価値提供活動

2-6-1. 来日前オリエンテーション及び来日後研修

JDS を通じた知日家・親日家の育成のためには、背景知識として、我が国の社会や開発経験につき理解することが求められる。また、他国の JDS 帰国留学生に対して行った、来日前・来日後のオリエンテーションに関するアンケートにおいては、日本語研修、日本の社会や文化についての講義について有用であったと回答した帰国留学生が半数以上を占め多かった。ついては、①我が国の社会や開発経験、ケニアに対する援助方針等の基礎知識、②JDS 留学生としての自覚を持つためのプログラム、③日本で円滑に留学生活を開始することを目的とするオリエンテーション、④日本文化・日本語に関するプログラムの4点を念頭に実施する。

^{36 「}人材育成奨学計画にかかるジェンダー指針」、2015年8月、JICA 社会基盤・平和構築部、ジェンダー平等・貧困削減推進室

来日前の現地事前オリエンテーションでは、他国同様に、在ケニア日本大使館による我が国の開発経験及びケニアに対する援助方針のブリーフ、及びJICA ケニア事務所によるケニアで実施中のプロジェクトについての説明を依頼する。

来日後には、本事業の趣旨・目的、JDS 留学生に期待される役割、他案件との連携の可能性等を伝え、JDS 留学生の参加意識・モチベーションの向上を図る。また、リーダーシップ研修を取り入れ、アクティブなグループワークを通じて、リーダーとしての自覚を促し、自身にリーダーとして必要な素養について学ぶ機会を持つ。

日本の政治・経済や社会・文化についての基礎知識については、従来通り大学教員に依頼 して講義形式で実施する。

加えて、滞日中の規則や手続き、生活情報の提供を行う。特に、滞日中の安全管理に関しては、地震・津波・台風・大雪などの自然災害、さらに犯罪や交通ルールについて説明し、 安心安全に日本での生活を送るための心得や備えを伝える。防災訓練施設を用いた体験型 訓練も実施する。

日本語研修は35時間程度実施し、日本での必要な会話能力の習得のみならず、体験型学習を通じて、日本の文化や生活習慣、社会マナーの理解を促進し、実生活で役立つコミュニケーションのノウハウを教授する。

その他、慣れない生活環境の中でカルチャーショックを克服し、異文化理解を進めるためのワークショップ、国費留学生等の日本留学した先輩留学生の経験談を聞く場を設け、JDS 留学生が円滑に日本に適応できるよう機会提供を行う。

2-6-2. 付加価値提供活動内容

JDS の事業目的にあるように、JDS 留学生は帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、また日本のよき理解者として両国友好関係の拡大と強化に貢献することが求められている。大学院での教育による学位の取得のみならず、JDS 事業として付加価値を高めるプログラムを提供することにより、事業目的の達成に貢献するとともに、JDS 各国において他ドナーから類似事業が提供される中、JDS 事業の魅力や他事業に対する比較優位性も向上させることが可能となる。

このため、各受入大学での質の高い教育・研究を根幹として、来日前後のオリエンテーション、大学から提供される特別プログラム、中間研修など既存プログラムの質の向上のほか、滞日中のネットワーキングや JICA 等でのインターンシップなど、留学生にとって有用な機会がより多く提供されることが望ましい。

他国で実施した帰国留学生へのアンケート結果によれば、回答した JDS 帰国留学生のうち半数以上について、滞日中のプログラムとして、日本の省庁でのインターン、日本人行政官とのネットワーキング等の要望が高かった。2016 年度から実施代理機関が行ってきた行政官とのネットワーキングイベント (2020 年から JDS の事業内にて実施予定)、外務省やJICA での個別インターンシップ等、既に実施されつつあるが、これらの試みが事業として継続され、一層促進され発展していくことが望ましい。

このほか、地域社会との交流イベントも留学生にとって関心が高い。実施代理機関がJDS 留学生の帰国前に行うアンケートにおいて、日本語とともに、日本人と交流する機会をより 多く持ちたかったとの声が挙げられることも多い。地域の国際交流団体との連携によるイ ベントの実施やホームステイ等、地域社会・日本人との交流する機会の提供により、日本社 会をより深く経験することに繋がり、親日家・知日家の育成にも貢献できる。

2019 年度に実施した JDS の基礎研究においても、JDS が今後も価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるために、付加価値化、ブランド化の手段として以下のとおり提言がなされている。上述のとおりすでに実施されてつつあるプログラムもあるが、より特徴を際立たせた奨学金プログラムとして差別化を図るために、これら提言のあった取り組みを推進していくことが必要である。

タイミング 事業の付加価値を高めるための取り組み例 入学前 日本語研修の強化(3か月程度実施) JICA 課題部、日本の省庁・地方自治体等の行政機関との交流会 日本の開発経験、日本の政治と行政、日本外交とアジア・アフリカ、 日本の文化と社会に関する講義 留学中 リーダーシップ研修 政府機関、NGO、企業等におけるインターンシップ JDS 留学生としての接遇やセレモニー(来日時の要人表敬等) フォローアップ活動の強化 帰国留学生リストの日本側関係機関における共有・周知 留学後 帰国留学生リストのオンライン・データベース化 同窓会ネットワークへの支援 帰国留学生の研究活動支援や家族への支援

表 28 JDS がより魅力を高めるための付加価値化の手段について37

2-6-3. 特別プログラム内容

受入大学が JDS 留学生に対して、既存の大学プログラムに加えて、受入国、開発課題等のニーズ及び他国 JDS 留学生の状況に応じて追加的な活動を行う。

³⁷ 「人材育成支援無償(JDS)事業の効果検証」基礎研究報告書、2020年2月、株式会社国際開発センター (110ページ) 等を纏めた

特別プログラムの内容は以下の目的に沿うものとする。

- (a) JDS 留学生が当該国の開発課題解決のために、より実践的・具体的な事例紹介等を 通じて実践的な知識・経験を習得すること
- (b) 特別プログラムの活動を通じ、JDS 留学生あるいは対象国関連機関が、本邦及び海外の研究者・機関と将来の活動に貢献するネットワークを構築すること
- (c) 限られた期間内に、JDS 留学生が必要に応じたサポートを得て、学業研究及び関係 者とのコミュニケーションを円滑に行い、目的を達成すること

JDS の受入れ実績のある多くの大学で、特別プログラムを活用し、フィールドトリップや 国内外のセミナーを実施している。その中でも、特にフィールドトリップは他国の JDS 帰 国留学生へのアンケートでは評価が高かった。各受入大学には、特別プログラムの活用を奨 励すると共に、大学が上記の目的に資する有益なプログラムを提供できるよう、実施代理機 関により適切なコンサルテーションが行われることが望ましい。

2-7. モニタリング・厚生補導

2-7-1. 実施体制

大学関係者との良好な関係構築及び非常時の迅速な対応を念頭に、受入大学毎に担当者 を配置する。受入大学が地方都市に位置する場合、最寄りの支所に担当者を配置する。

2-7-2. 厚生補導

担当者は留学生来日後から帰国直前まで留学生からの学生生活、日常生活に関する相談をうける。その他、住宅手配、転入の届出や国民健康保険への加入補助、保険金請求の補助、住宅退去等の諸手続きを支援する。

2-7-3. モニタリング

事業の円滑な実施を確認するうえで、JDS 留学生の学業研究及び日常生活における状況を 把握することが必要である。適切なモニタリングを行うため、大学関係者との間で良好な関 係を築き、日常的に留学生の情報が入ってくるよう体制を整える。また、定期的に留学生と の面談機会を持ち、大学での研究・生活状況を把握し、必要な支援を的確なタイミングで提 供できるように備える。

特に面談形式で行う定期モニタリングは、日常的には分からない留学生の抱える問題を早期に発見することができ、不成業や体調の悪化等のトラブルを未然に防ぐ予防的な措置となる。さらには、学業研究で顕著な成果を挙げる等の好事例も定期モニタリングの機会を通じて把握し、定期報告書や事業広報等で事業成果として報告する。

定期モニタリングはモニタリングシートを活用して実施する。モニタリングシートには、 留学生、モニタリング担当者及び指導教員からのコメントを記載し、1枚のシートで各留学 生の状況が把握できるようにする。

2-7-4. 緊急時対応

健康・生活上のトラブル等について夜間や週末、祝祭日、年末年始等にも対応できるよう、 民間のコールセンターと連携した体制をとる。

また、大規模災害時など電話回線が使えない場合でも全留学生の安否状況、居場所等の情報を迅速かつ正確に集約することが可能な、メール配信・安否確認システムを整備する。

2-8. フォローアップの計画

JDS事業の目標は「ケニアの社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院における学位取得(修士及び博士)を通じ、帰国後に中核人材で同国の開発課題の解決に寄与し、また人的ネットワーク構築を通して将来的に同国と我が国のパートナーシップに資する」ことである。この目的を達成するためには、本邦大学への留学による専門知識の習得、研究、人的ネットワークの構築だけでなく、留学中の留学生及び帰国留学生に対して様々なフォローアップを仕掛ける必要がある。そしてフォローアップが効果的になされるためには、ケニア政府及び事業関係者による理解と協力、そして主体的な取り組みに依るところが大きい。また、留学生が帰国した後には、SDPSの監督の下に、各留学生の所属機関及び政府全体におけるJDS留学生の活用が期待される。

留学中の留学生のフォローアップ方法としては、所属機関によるフォローアップだけでなく、「2-6-2.付加価値提供活動内容」にて記載のように、JDS 留学生に与えられたミッションについての意識付けを行い、JDS 留学生としてのアイデンティティを醸成する中間集合研修(リーダーシップ研修)や、我が国の行政官との交流イベントの開催、受入大学とのワークショップの共催、JICA の技術協力プロジェクトで実施する本邦研修に関係する JDS 留学生を参加させる機会を与える等、様々な方法を検討する必要がある。

また、帰国留学生のフォローアップの方法として、ケニアの他ドナーによる帰国留学生のフォローアップの方法では、英国政府奨学金のチーヴニングのように奨学生だけに特化してフォローアップ活動の支援資金を提供したり、同窓会を運営したりしているケースと、KOICA のように留学生・短期研修員を対象とした同窓会を運営するケースと様々な方法が確認された。KOICA 事務所からは、KOICA の奨学生と ABE イニシアティブや JDS 留学生との交流イベントを実施したいという案も出ており、今後こういった取り組みからの相乗効果も期待できる。

我が国の現地における同窓会では、JICA ケニア帰国研修員同窓会 JEPAK(JICA Exparticipants Alumni of Kenya)もしくは日本留学者で構成される KEJAA(Kenya Japan Alumni Association)がある。JDS 帰国留学生はいずれにも加入が可能であり、第 1~2 期生が帰国の際は JEPAK への加入が想定されるが、帰国生が 40 名を超える規模になった際には JDS 帰国留学生にフォーカスしたフォローアップの一環として、JDS の帰国留学生に特化した、同窓会を設立し徐々に大きくなる同窓会を育てていくのも一案であろう。

他国で JDS 帰国留学生のフォローアップに関するアンケートを実施したところ、期待するネットワーク方法として JDS 留学生同士で連絡できる SNS の活用、定期同窓会パーティー、フォローアップ方法として JICA 専門家等による専門的なセミナーへの参加を挙げる者が多く確認された。また、ABE イニシアティブの帰国研修員からも同様のコメントがあったと同時に、定期的なイベントの開催と継続的なフォローアップによって、より良い関係の維持が可能との意見もあった。

こういったアンケート結果や意見等も参考にしつつ、ケニア留学生のニーズに合ったフォローアップ方法を検討することが重要である。

また、JDS 事業の上位目標を達成するには、JDS 留学生が、帰国後、ケニアの開発に寄与するような役職への就任や昇進につながるよう支援していくことが必要である。ケニア側の運営委員会より対象機関に対して、JDS 留学生がケニアの開発に貢献できる人材であり、復職や重要ポストへの割り当てについて配慮するよう協力を依頼することが重要である。

第3章 JDS 事業の妥当性の検証

3-1. JDS 事業と開発課題及び国別開発協力方針との整合性

ケニアの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS 事業とケニアの開発計画との整合性等について以下の通り分析した。

3-1-1. ケニアの開発計画との整合性

2008年にケニア政府は2030年には中所得国入りを目指す長期国家開発計画「ビジョン・2030」を公表した。この戦略を軸に、①2030年までに毎年平均経済成長率10%以上の達成、②公平な社会発展と清潔で安全な環境社会整備、③民主的政治システムの持続を目指すとしている。また、2017年末に、ケニア政府は、今後5年間の重点経済政策として、①工業化及び製造業・農産加工業の振興、②食料安全保障・栄養、③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、④手頃な住宅へのアクセス改善の4つの柱からなる「ビッグ・フォー」を公表した。

ケニア JDS の事業では、中央政府に係る行政能力の向上だけでなく、財政、司法、都市・地域開発等の広範囲に亘る分野を網羅しているため、これら政策の目標達成のために必要不可欠な人材育成の支援の一環として位置づけることができる。

3-1-2. 我が国の対ケニア国別開発協力方針との整合性

2012年4月に策定された我が国の「対ケニア国別開発協力方針(旧 国別援助方針)」では、基本方針を「持続的な経済・社会の発展の促進」とし、援助重点分野(中目標)には5つの分野が設定され、13の開発課題(小目標)が設定されている。「ケニア共和国 JICA 国別分析ペーパー」でも同方針に準じて協力方向性を分析している。本事業は以下の各開発課題への対応のために、それぞれの分野の中心となる中核的人材の育成を行う案件として位置づけられ、我が国及び JICA の協力方針と合致する。

JDS の重点分野と開発課題は、日本国政府の方針と合致する形で設定されており、整合性は極めて高い。(図 9)

日本国政府の対ケニア国別開発協力方針

重点分野(中目標)	開発課題(小目標)			
1. 経済インフラ整備	1-1. 輸送インフラ整備			
	1-2. 電力アクセス改善	JDS事業の援助重点分野及び開発		
	1-3. 民間セクターの開発		JDS開発課題	
2. 農業開発	2-1. 市場に対応した農業開発		1-1 中央政府及び地方政府に係る	
	3-1. 水資源保全		行政能力の向上	
3. 環境保全	3-2. 気候変動対策		1-2 経済計画/政策及び公共財政 管理/公共投資管理に係る能力向 上	
	3-3. 環境管理能力向上			
4. 人材育成	4-1. 基礎教育の充実		1-3 法律策定・運用に係る能力向 上	
	4-2. 高等教育の拡充			
5. 保健・医療	5-1. エイズ・感染症問題の 改善		1-4 都市および地域開発計画/政策に係る能力向上	
	5-2. 保健システム強化			
6. その他	6-1. 南南協力			
	6-2. 平和構築·定着			

図 9 日本国政府の対ケニア国別開発協力方針と JDS 事業の整合性

3-1-3. 我が国無償資金協力による実施の妥当性

無償資金協力の対象国は、世銀グループの国際開発協会(IDA)の無利子融資適格国の基準(1人当たりGNI1,215ドル)を参照して決定される。対象案件は、開発途上国の国造りや貧困の緩和に必要な基本的分野でありながらも、相手国政府の自己資金や借入資金などでの実施が困難な事業であることなどを基準に決定される。無償資金協力では、日本をはじめとするドナーの実施する技術協力や有利子融資事業とも広く連携をはかりながら、被援助国の自立に向けた国造りに貢献している。

ケニアは、一人当たり GNI が 2018 年には 1,620 米ドル³⁸となり、世界銀行の分類では低中所得国である。大規模な公共投資、サービス産業の振興、底堅い内需などに支えられ、堅調な経済成長を遂げている一方、気候変動やテロ等による脆弱性は高い状況にある。我が国は主要援助国の一つであり、円借款による経済インフラ支援だけでなく無償資金協力による給水、保健等への支援も実施してきた。これらを踏まえ、JDS 事業の無償資金協力による実施の妥当性について、外務省の通知文書にある検討すべき観点³⁹を参照し、「我が国の対外政策」「供与先となる途上国が置かれている状況」の 2 点から複合的に精査した。その中でも以下の点について、意義が高い。

³⁸ 外務省ホームページ(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/data.html)(2020 年 3 月 18 日閲覧)

^{39「}所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」、2014年4月、外務省

(1) 外交的観点

JDS 事業は、ケニアの社会経済開発の政策立案・実施を担う若手行政官を対象としたものであり、JDS 留学生は、ケニアの将来の知日派リーダーになることが期待されている。JDS 帰国留学生は、日本のよき理解者として、二国間関係の強化に向けた、貴重な外交資産になり得る。

例えば、同国を含むアフリカ諸国で実施されている ABE イニシアティブを通じて、産業開発に貢献する日本とケニアの人脈が強化され、中長期的には日本企業がケニアで経済活動を進める水先案内人となって活躍することが期待されている。このように、JDS 留学生が我が国と同国との外交活動を進める橋渡しとなって活躍することが期待できることより、外交的観点から JDS 事業を実施する妥当性は高い。

(2) 重要政策との関係

累積の支援額では、ケニアはサブサハラ・アフリカ地域において、我が国 ODA の最大の支援国である。ケニアは東アフリカ地域のゲートウェイとして地理的要衝を占め、地域経済を先導し、さらに地域の平和と安定にも貢献している。同国の経済・社会の安定を確保し、インフラ整備、人材育成などを支援することは我が国企業を含めた民間主導型の持続的な経済成長につながり、東アフリカ地域内での成長モデルとなることが期待されている。

3-2. JDS 事業で期待される効果

人材育成に関するプロジェクトにおいては、長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、プロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、「当該開発課題に携わる人材の能力が向上する」こととしている。また、留学生が習得した知識や経験が帰国後、各対象機関にて効果的に活用されることを通じて、「当該開発課題に関する関係行政機関の能力が向上する」ことを上位目標としている。これらを通して、究極的には「母国の開発課題解決に貢献すること」に帰結することが期待されている。

JDS 事業は、本調査結果に基づく妥当性の検証を経て、最終的には日本政府によりケニアでの実施の是非が検討されるが、JDS 留学生を送る側であるケニア政府及び対象機関には修学中及び帰国後のサポートが、また受入大学には、当該国の開発課題の解決に資する研究・教育プログラムの提供がそれぞれ求められることから、プロジェクト目標の達成が両者によって促進されることが期待される。

プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての評価指標は、上記の視点に鑑み、以下の通り全てのコンポーネントにおいて共通する指標が設定されている。

- 帰国留学生の修士号取得
- 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

指標「帰国留学生の修士号取得」及び「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」については、①募集時における各サブプログラム及びコンポーネントの主要対象機関の人事担当や事業趣旨に合致した人材をターゲットにした応募勧奨、②学問的基礎知識・関連する職務経験・基本的な素養・帰国後の貢献可能性等を踏まえた選考が挙げられる。また、来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング(面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス)を確実に実施することにより、高い成業率の達成及び能力の向上が期待される。

指標「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」については、ケニアでは定められた勤務年数が昇進の条件となる所謂「年功序列」制度によって昇進する制度であるが、留学生が帰国した際に留学前の所属先もしくは留学で得た知識を活かせるポストに復職することは重要であり、日本で取得した知識・能力を活用できるよう各所属先に働きかけることが望ましい。

また、JDS 事業の有効性を評価するためには、日本での留学経験が帰国後の専門キャリアにおいてどのように活用されていくか中長期的に追跡することが不可欠である。こうしたモニタリング等を通じて、留学成果の発現に必要なフォローアップ施策を実施し、JDS 帰国留学生のプロフェッショナル・スキルの向上とネットワーク形成を支援していくことが求められている。適切なフォローアップは、事業成果を明らかにするだけでなく、JDS 帰国留学生とのネットワークを維持継続し、また将来の知日派リーダーという貴重な人材の活用や連携の促進の面において日本側にも便益を生むことができる。

3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性

JDS の基礎研究では、成果・インパクトに影響する要素・要因として以下のとおり分析している。他ドナー奨学金事業との比較優位性を持つためには、プラス要因を維持・向上していくほか、マイナス要因を改善していくことが求められる。

衣 29 基礎研究で示された JDS の成果に影響 9 る妾囚				
項目 プラス要因		マイナス要因		
募集・選定・来日前	・選考の透明性が高い ・大学教員が現地面接を行い、適切 な人材選定に寄与。 ・受入分野が開発ニーズに合致 ・相手国政府による応募勧奨	・実務経験の要件を設定 ・対象機関・分野が限定 ・選考期間が長い ・英語力向上の事前研修が少ない ・日本文化や言語を学ぶ研修がない ・留学中の規則が厳しい		
来日中	・日本で質の高い教育機会を提供 ・学生に対する生活支援が手厚い	・日本の省庁の認識が低い		
帰国後	・帰国留学生と受入大学間のネット ワーク構築 ・復職規定がある。日本政府が相手 国政府へ帰国留学生の適切な配置を 働きかけている	・日本政府や企業等が帰国留学生を活用するための仕組みが未整備・帰国後の日本からの情報入手や他国帰国留学生との情報交換手段がなく、「元 JDS 留学生」としてのアイデンティティが持ちにくい		

表 29 基礎研究で示された JDS の成果に影響する要因

JDS の優位性として、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられている点が大きい。候補者の選考から大学が深く事業に関わるだけでなく、既存の大学プログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国及び留学生個人に即したカリキュラムが提供される等、上述の各項目で一貫した選考・指導・受入れ・フォローアップ体制が整えられていることが利点である。

さらに、年毎のプロジェクト方針の設定に実施代理機関が積極的に関わるだけでなく、候補者の募集・選考と日本への送り出し、留学期間を通しての実施代理機関による定期モニタリング等の留学生が享受する手厚いサポートにより、我が国大学院修士課程過去 10 年(2008年~2017年)の成業平均率は87.8%であるが、JDSでは過去20年において98.6%に上る。JDS留学生が現役公務員であることを考えると、この高い成業率は比較優位として誇って良い点である。また、帰国後の復職サポートや同窓会活動の企画等があることも他ドナーの奨学金とJDSを比較した場合の比較優位点として挙げられる。

また、現在留学中のケニアの ABE イニシアティブ留学生から日本留学の比較優位点をヒアリングした際には、「日本というブランドに惹かれた (先進国、高度のインフラ、文化等)」、「高い技術が学べる」「日本人の高いコンプライアンス意識」「治安が非常に良い」等が日本留学の比較優位点として挙げられたのは注目に値する。なお、マイナス要因について、ケニアと日本の気候が異なるため、環境に慣れるまでに時間を要す点等が挙げられていた。これらの点も勘案しつつ、事業での対応策を検討することが求められる。

3-4. プロジェクト評価指標関連データ

3-4-1. JDS 事業の成果・インパクトに係る指標

ケニアにおける JDS の事業成果・インパクトに係る指標案は下表の通りである。事業の 実施を通じてこれらの定量的情報を蓄積し、成果・インパクトを評価していく。

開始年		〇年
年間受入上限人	、数	〇名
受入実績	合計	〇名
	性別	男性〇名、女性〇名(女性の割合〇%)
	平均年齡	〇歳(来日時)
帰国留学生	合計	〇名
	学位取得者	O名
	不成業者数	O名
	学位取得率	O%
所属機関タイ	来日時	中央省庁〇名(〇%)、その他の中央行政組織〇名(〇%)、
プ別		地方行政組織〇名(〇%)
	帰国後	中央省庁〇名(〇%)、その他の中央行政組織〇名(〇%)、
		地方行政組織〇名(〇%)、その他〇名(〇%)
管理職率	来日時	〇名(〇%)
(課長以上)	帰国後	〇名(〇%)

表 30 ケニア JDS のデータシート(案)

また、定性的効果を測る項目としては、JDSにおけるグッドプラクティスの定義として以下の項目に着目して情報収集を行う。

表 31 JDS の定性的効果項目(案)

1. 当国の開発課題の解決への貢献

昇進、組織内での影響力をつけ、政策立案に主要人物として携わる

修士課程の研究を特に活かす

JDS 同窓会の一員として、政策に関わる活動を実施

2. 親日家として日本との関係強化への貢献

JICA 事業のカウンターパートとして従事

日本との外交交渉への参加

日本の民間企業との連携、日本の大学との共同研究への参加

JDS 同窓会として、日本との関係強化に関わる活動を実施

3. 上記以外のネットワークの活用

JDS 留学生同士のネットワークを活用して業務を円滑に進めた

4. その他の副次的な成果

大学の国際化への貢献(主に滞日生)、地域の国際化への貢献(主に滞日生)

職場以外で、JDS の名前を使い、社会貢献活動や、日本に関わる活動など、JDS の価値を高める活動を企画・実施した

アカデミズムへの貢献(成績優秀、ジャーナルへの掲載、研究成果の普及等)

3-4-2. JDS 留学生の能力向上調査 (JDS の事業効果の測定)

より多面的な評価を目指して、JDS 事業終了時の評価指標を設定する。JDS の事業効果の 測定については、プロジェクト管理や進捗のほか、関係機関の主体性や帰国留学生の活躍状 況等、幅広い基準を基にする取り組みが考えられるが、JDS の特徴でもある JDS 留学生モニタリングという留学生情報管理機能に着目し、同機能を主に活用して「JDS 留学生の能力 向上の度合い(政策の立案及び実施に求められる能力)」と「大学カリキュラムの適切度」 について評価するための指標を設定し、アンケート調査を実施する。主な調査対象者は JDS 留学生本人である。

(1) 調査内容

「留学生の能力向上の度合い」については、「若手行政官の育成」が JDS の事業目的であることに鑑み、JDS を通じて、開発途上国において政策の立案及び実施に求められる能力の変遷を調査することを目的とする。具体的には「科学的な調査・分析能力」「論理的な思考能力」「問題解決能力」「リーダーシップ」といった技能・思考能力の向上や、「倫理性」「規律性」「責任感」「積極性」といった態度の変遷を測るための調査を行う。

また、大学カリキュラムと開発課題の合致度・妥当性については、調査開始前のカリキュラムの審査をもって確認されているため、実際に提示されたカリキュラムが実行されているか、また提供されるカリキュラムが実際の成果として開発課題に資するものであるかどうかを確認できるよう、調査項目を設定する。

(2) 調査方法

留学による能力向上度合いを図るため、留学生の修了時にアンケート調査を実施する。修 了後の帰国直前に大学・研究科毎に留学生を招集して実施する帰国前評価会の事前レポー トに代わるアンケートを配布し、原則として全ての対象留学生より回答を得る。

また、帰国前評価会ではアンケートへの回答を基に、大学・研究科毎の教育の質に関する評価、支援体制の充実度、日本での留学生活、JDSの改善点等を留学生から直接具体的にヒアリングすることでグッドプラクティスや課題を集め、事業の改善の参考とする。

3-5. 課題・提言

本準備調査を通じて得られたケニア JDS 事業の課題・提言は、以下の通りである。

(1) 実施体制について

① 効果的な事業設計

今般の調査では、公務員人事政策の策定及び公務員の採用・昇進を担う PSC と、公務員の研修・人材育成を担う SDPS から、事業枠組みの設定にあたり、公務員の人事制度と公務員の海外研修制度について具体的な情報を得ることができた。本体事業の実施が始まり、優秀な公務員を戦略的に募集・選考して我が国へ派遣するために、さらに公務員の人事制度と海外研修制度について情報収集を行うことで、今後事業を実施する上でより効果的な募集・選考が可能となる事業設計をすることが重要である。

② 運営委員会メンバーの積極的な参画

「2-1-2. JDS の実施体制」において、JDS 運営ガイドラインに基づく運営委員会の機能・役割、実施機関、JICA 事務所、エージェントの役割について説明しているが、我が国の閣議にて JDS の実施が承認されたらすぐ、再度関係者の間でそれぞれの役割を確認することが重要である。

また、JDS が事業として開始されたら、運営委員会メンバーは公務員の留学事業を含む研修事業を掌握し、候補者の募集・選考から送り出しまでの政府内の規則と諸手続きに精通しているため、候補者の募集に関する計画の検討段階から積極的に事業に参画してもらい、優秀な応募者の獲得とスムーズな送り出しに繋げることが重要である。そのためには、運営委員会メンバーには JDS についての十分な理解に加えて、JDS に期待をかけてもらう必要がある。

③ G/A の締結から資金請求の手続きについて

2019年10月の現地調査時、SDPSに対して、G/A締結後から資金請求までの流れについて説明し概ね理解を得た。また、当調査での合意内容を反映したミニッツの締結にあたり、SDPSの担当局長が2020年1月に着任したのを受け、再度この流れについて説明を司法長官オフィス代表も同席の上で依頼されたが、署名までに4カ月間を要した。今後は、2020年8月までにG/A及びエージェントの契約締結が予定されるが、ケニア側政府関係者内の合意を得るため、再度、具体的且つきめ細かな説明をケニア側に行う必要がある。また、JDSは他無償事業と異なり、G/A締結の翌年3月末までに留学候補者の選考を終えて大学へ出願する必要があるため、各締結は7月末には終える必要があり、それまでに各関係機関のフォローアップが肝要となる。

(2) 事業実施における外部要因

① 新型コロナウイルスの影響について

本年 2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大について、本調査では 2020 年 2 月~3 月に実施予定であった 2 回目の現地調査の実施を阻む外部要因となり、面談等に支障が生じた。現在時点では、事業の実施及び来年の留学生来日に影響するかどうかは不透明である。新型コロナウイルスに関する状況が、2020 年度の応募者数に影響するかどうかも現時点では予測ができないが、当件に関して他ドナーから 2020 年夏・秋の留学生の受入動向や 2020 年度の応募者数の変化、及び政府内の留学に関する反応等の情報収集を行いつつ留意する必要がある。

② 安全管理の留意点について

ケニアは、アル・シャバーブ及び他の武装集団の脅威を低減することを目的としたアフリカ連合ソマリア・ミッション(AMISOM)へ派兵しており、同武装集団による報復テロの脅威への対策が課題となっている。2019年1月15日には首都ナイロビにあるホテルを含む複合施設がアル・シャバーブによるテロ攻撃の標的となり、ケニア政府の発表では、21名が死亡する惨事が発生した。そのため、引き続き安全管理には留意が必要である。

具体的には、2020年7月頃に予定する JDS プロジェクト事務所の設置の際には、JICA ケニア事務所の安全担当者と相談しつつ進める必要がある。また、現地にて長く活動する日本関係者からの助言等も参考にする。さらに、今後事業を実施するにあたり、ナイロビ市内での安全管理だけでなく、モンバサ・カウンティで募集説明会等を実施する場合は、JICA ケニア事務所及び在ケニア日本大使館から事前に情報収集を行い、十分に安全管理には留意し事業活動を行うことが重要である。

(3) 大学配置について

基礎研究にて「戦略性強化のためのデザイン改善」として、短期研修の選択肢拡大が提案されている。また、ケニアでは英国の奨学金プログラムでは1年で修士号を取得可能なコースが中心であり、ケニアと英国との歴史的背景からも人気が高く2,000名の応募者が応募している。そのため、こういったドナーの奨学金プログラムが実施される同国で後進として奨学金事業を開始するには、JDSでも2年コースのみならず1年コースの修士プログラムを選択肢として提供することが優秀な候補者獲得の鍵となる。

一方、大学配置は既にケニア側と合意に達しており、ケニア側が2年コースだけでなく1年コースにも興味を示している状況であれば、政策研究大学院大学政策研究科のように1年及び2年の両コースを提供可能な大学については、積極的に1年コースを推薦することも一案である。

(4) JDS の対象機関・対象グループについて

JICA が提案しケニア側が合意した対象機関に所属する公務員及び地方公務員を対象とする方向で合意した。

対象機関については、本調査中にコンポーネント 1-3「法律策定・運用に係る能力向上」について、法律政策分野の関係機関に絞りたい旨 SDPS から提案があり、いくつか政府機関の追加と削除が提案された。また、同提案に対して JICA 事務所からも「実際の事業実施では各コンポーネントに配置された対象機関の枠をはずし応募可能としたい」旨提案があった。ついては、事業開始と共に開催される第一回運営委員会で全体方針を固める際に、再度これらの点を勘案の上で協議し、合意を得る必要がある。

(5) 候補者の募集活動について

ケニアでは、英国、中国、韓国等のドナー間の留学生の獲得は競争が活発であるため、より効果的に、ケニアで新規事業となる JDS の魅力・利点をアピールする宣伝方法を検討する必要がある。そのためには、JDS の対象となる中央政府公務員及びナイロビ及びモンバサ・カウンティに勤務する地方公務員に向けた広報がそれぞれ必要である。

そのため基本方針として、まずは窓口となる SDPS の JDS 担当から各省の研修担当 (SDPS デスク担当) へ情報の共有・伝達をしてもらうことになるため、現地で JDS 事業を実施する実施代理機関については、SDPS 及び各省庁の SDPS デスク担当へのきめ細かい説明と良好な人間関係を構築することが重要である。信頼関係を構築した上で協力を仰ぐことで、各省庁内での情報普及・浸透に一定の効果が見込めることになる。

また、SDPS 及び主要対象機関(SDPS デスク担当)に足繁く通い、地道な営業活動を行うことが肝要である。さらに、JDS について潜在的候補者に認知してもらうために、できるだけ多くの省庁内で JDS 候補者募集に係る説明会を実施することが望ましい。

また、安全面からモンバサでの募集説明会が難しい面も考慮し、様々な広報ツールやアクセス・チャンネルを用いて、より多くの潜在的候補者に情報が行き渡るような募集活動を行う必要がある。プレスリリースや新聞記事などのメディアを活用した広報や、JICA専門家、JICA帰国研修員同窓会等の日本関係者と連携し、JDSの魅力を発信していくことも有効である。

JDS の魅力を発信するコンテンツとしては、我が国の国際レベルの修士・博士プログラムの提供に加え、当該国に即したカリキュラムを提供する目的で考案された「特別プログラム」を提供するなどきめ細やかな指導体制・受入体制が整えられていること、更に行政官交流会等の留学の付加価値を高めるプログラムが提供される予定であること、また滞日期間中を通して定期モニタリング等の留学生が受けられる手厚いサポートがあること、といった他の奨学金との比較優位点も積極的にアピールすることが重要である。

加えて、現在、JICA が推進する「JICA 開発大学院連携(JProUD)」において、留学生自身の専門分野の研究に加えて、日本の開発経験が学べる点も大きなアピール材料になろう。

(6) 他の JICA 案件との関係性の整理、連携可能性の検討

JDS を ODA 事業として実施する以上、単なる個人への奨学金プログラムではなく、他の案件と同様、ケニアにおける国別開発協力方針の中の重点分野への貢献に係る「開発のための投入」という観点から、他の ODA 事業との一層の連携が重要である。前にも触れているが JICA ケニア事務所内の所員や専門家への本事業の周知、有能な相手国人材の JDS への応募勧奨、日本留学生同窓会ネットワークの活用などが求められる。

そのため、まず本調査ではケニアにて我が国が実施する全人材育成事業の把握、すなわち、既に実施されている ABE イニシアティブ、SDGs グローバルリーダー・コース等を含めた日本の人材育成に係る全体像及び今後の方向性を検討し、それらをもとにした JDS の位置づけの明確化を行った。具体的には、JDS を含む留学生事業を、ケニアの政策(ビッグ・フォー)、対象者、研究課題に基づき、分類・整理し、さらに他事業との連携可能性について検討した。(図 10)

すなわち、ケニアの開発アジェンダ(ビッグ・フォー)との整合性を保ちつつ、将来の行政官幹部候補生育成の核となる事業として JDS を位置付けることで、産業開発分野優先のABE イニシアティブ、JICA プロジェクトとの連結性や技術者育成・研究に重きを置く SDGs グローバルリーダー・コース、課題別研修等との棲み分けが明確となり、ケニアにおけるJICA としての総合的な人材育成戦略を示した。

JDS が開始される際には、JICA 事業関係者が集まる場にて当図を共有し、JDS についての説明と協力依頼だけではなく、他事業との連携可能性について共に検討することが期待される。

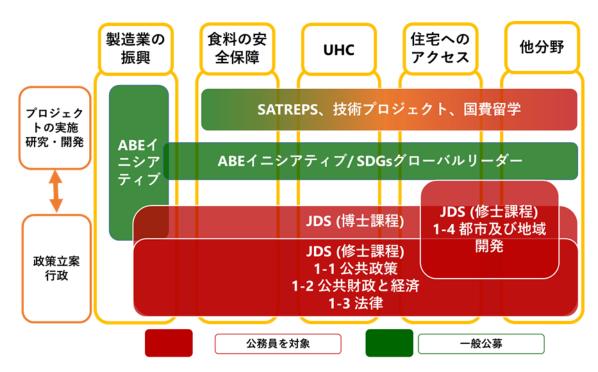


図 10 ビッグ・フォー、我が国の人材育成事業及び JDS との関係図40

なお、当図では ABE イニシアティブと JDS 博士課程を重ねているが、ABE イニシアティブの 2019 年度来日生まで留学生の一部は公務員であったため、彼らが修士課程を修了し帰国後には JDS の博士課程の対象者として人材育成を図ることが検討できることを示している。 ABE イニシアティブの研修員の多くが博士留学を希望しており、彼らのフォローアップも期待できる。

また、次のマトリックスを用いて連携するプロジェクトや専門家を検討し、JDS 事業関係者で共有することも一案である。例えば、「持続的森林管理のための能力開発プロジェクト」と連携しながら、JDS 事業において本邦大学院での学位取得を通じて環境管理等に携わる人材の育成を図ることが検討できる。

40

⁴⁰ JICA 提供資料

表 32 JICA 事業連携検討表 (例)

	表 32 	T	
コンポーネント	指導可能な大学	案件名	想定される研究テーマ
1-1 中央政府及び地 方政府に係る行政能力 の向上	広島大学大学院 政策研究大学院大学	・アフリカ保健システムアリカトナーフリカト・フリカト・フリートを強いアフリカートを発展では、アフリン・大きないでは、大力では、大力ができる。 いっぱい はい	・政治経済学、ガバナンス /行政 ・地方行政、地方分権、地 方自治 ・国際関係・保健政策・食 料安全保障
1-2 経済計画/政策 及び公共財政管理/公 共投資管理に係る能力 向上	国際大学大学院	・東部アフリカ地域にお ける貿易円滑化及び国境 管理能力向上プロジェク ト	・理論経済学(マクロ、ミクロ) ・公共財政管理/公共投資・産業政策 ・金融政策・債務管理・保健財政
1-3 法律策定・運用に係る能力向上	九州大学	・東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト	・行政関連法・ビジネス関連法 連法 ・国際関係法(ビジネス関 連、海洋関連、等)
1-4 都市および地域 開発計画/政策に係る 能力向上	東洋大学	・モンバサ港周辺道路開発事業(第二期) ・オルカリア1 一、二及び三号機地熱発電所改修事業 ・無収水削減能力向上プロジェクト ・持続的森林管理のための能力開発プロジェクト	・都市計画・地域開発/地 方開発計画 ・都市インフラ計画(運輸 交通、上下水道、廃棄 物、等)・環境管理、気候 変動対策

このように、社会経済開発の推進に資する若手行政官の能力強化のためには、JDS 事業のみではなく、他のプログラムとの連携、補完が不可欠である。過去に、JICA の課題別研修や国別研修へ参加した若手公務員のリストも、JDS 留学の潜在的候補者として JICA 事務所から共有されることを提案したい。

さらに、今後、新たに長期研修員の招聘が検討される場合には、JDS との差別化を十分に配慮されることが望まれる。

(7) 日本の大学との連携について

「1-4-3.日本の大学の活動状況」で既述のように、近年、日本の大学においても学生の獲得だけでなく研究領域・フィールドとしてのアフリカへの関心が高まると同時にアフリカの大学・研究機関との学術連携等が模索されている。JICA の技術協力プロジェクトの担い手として活動してきた大学の中からも、今後アフリカへの進出に向けた動きが活発化することが予想される。その中でもとりわけ、文部科学省「留学コーディネーター配置事業」により、アフリカ地域の採択大学としてザンビアに活動拠点を置く北海道大学はその中心と

なるべき存在である。JDS においても、多数の応募者を獲得するために、同学と協同して日本留学をアピールしていくことが求められる。本邦大学および JICA 双方は連携を強化しつつ、ケニアにおける JDS を日・アフリカ大学間の連携推進のための触媒となる可能性があることを強く意識すべきであろう。

(8) ジェンダー配慮について

本準備調査ではJICAのジェンダー指針に従い、ケニアのジェンダーに関する国家政策と 公務員の政策、公務員制度におけるジェンダー配慮の取組み等について調査を行った。本調 査の結果、ケニア政府のジェンダー配慮に関する方針に沿って当国のJDS事業にてジェン ダー配慮が必要であるとの結果に至った。

ついては、2020年7月頃から本体事業が開始され、第一回運営委員会で2020年度事業の全体方針を固める際には、本準備調査の結果を踏まえ、女性のJDS事業への参加促進の方針及び方法を検討し、ケニア側関係者と協議・合意することが重要である。とくに、女性の候補者の募集方法について、「女性の応募を歓迎する」旨募集要項に記載したり、女性のみを対象とした募集説明会を実施する等の取組を実施している他JDS国のケースも参考になる。キルギスでは、JICAの事業におけるジェンダー推進の観点から、2013年度より男女のバランスに配慮した独自の募集・選考方法をキルギス側と検討し実践した結果、女性の参加数を伸ばすことに成功している。さらに、ケニアではKOICAの奨学金事業では女性の割合を40%と定めており、現地の他ドナーの取組や意見も参考になる。こういったベストプラクティスを参考にしつつ、ケニア側と共にケニアにマッチした独自の方策を検討することを期待したい。

なお、本準備調査で訪問した省庁では、SDPS のプリンシパルセクレタリー(事務次官)や局長を始め、局長以上のポストに多くの女性が就いて活躍している状況を確認することができた。また、そういった上級職に就く女性の中には海外の大学院へ留学し、女性が留学することに積極的な考えを持っていた。ABE イニシアティブで留学した政府関係機関からの長期研修員の中に、産業省の女性公務員を含む数名ではあるが日本留学した女性公務員がおり、帰国後に省庁内で活躍していることが確認できた。このような女性の上級職者及び女性の日本留学経験者に募集説明会に参加してもらい、日本留学の魅力やメリット、女性が留学する際のチャレンジとその解決方法等を共有してもらう等、まず女性が応募しやすい環境を整えることも一案である。

(9) 留学生の送り出し準備について

公務員の海外研修は「1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況」で前述のように、留学を含む長期研修の際は、渡航前に留学生の所属先が用意し SDPS が承認する「Training Bond(宣誓書)」に留学生は署名し、留学後に政府への復職を誓う必要がある。また、宣誓書の承認から署名までに通常 2~3 カ月を要すため、誓約書がスムーズに承認・署名されるように、選考自身は3月末には終えて余裕を持って準備する必要がある。

(10) 来日前のオリエンテーションについて

特にケニアの留学生は、JDSの中ではガーナに次ぐアフリカからの留学生となり、JDSの留学生の多くがアジア地域からの留学生であることを考慮すると、JDS留学生の中でマイノリティーグループとなる可能性がある。また、大学内でもケニアもしくはアフリカからの留学生が少ない場合、コミュニケーション方法の違いにより仲間作りができず、環境に馴染めないため研究に支障がでる可能性もある。また、ケニアは赤道直下の国で年間の気温の変化が少ないため、日本の冬は、日本人が想像する以上にケニア人にとっては寒さが厳しい。こういった点も考慮に入れて、ケニア留学生が日本で円滑に留学生活を送ることができるような準備を促すための来日前オリエンテーションを提供することを期待したい。

(11) 付加価値プログラムの必要性

現地調査で訪問した省庁からは、2年間の滞日中に、官庁や企業でのインターンシップ等より実践的な研修が有益との提案が出された。留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係構築、また他奨学金との差別化の観点から、このような付加価値が見込める取り組みをより一層進めるべきである。その際、特別プログラムの経費の活用についても、受入大学側に依頼するだけではなく、より JICA の意図に沿って使用できる仕組みの検討が必要である。

(12) 日本語習得の必要性

日本人の心や精神性の深いところまで理解し、将来日本とケニアとの懸け橋となるには、日本語の習得が有用なツールの1つである。現地調査では、我が国へ留学した経験を持つ者からヒアリングする機会があったが、彼らが一様に訴えたのは日本語の必要性であった。他国で実施した帰国留学生へのアンケートでも同じく日本語の必要性が高いことが確認された。英語で学位を取得するJDS 留学生は、2年間日本に滞在しても日本人や日本文化への理解が十分に深まらない。専門の学術分野の知識習得のみを目的とするプロジェクトであれば、それでも問題ないが、将来二国間の友好関係に寄与する人材を育てることも目的とするのであれば、事業の活動のひとつに日本文化理解を促進するプログラムが必要である。言語は文化理解の基礎であり、日本人とコミュニケーションを図る必須のツールである。さらに日本語学習を継続させるには、日本語が必要となる機会を提供することが不可欠である。そのため、日本の官庁や企業等でのインターンシップだけでなく一般の日本人と触れあうことのできるホームステイ・プログラム等も有効である。

(13) ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用と実施代理機関の役割

①帰国後のフォローアップのための滞日中に取るべき施策

継続的なフォローアップを容易にし、その活動を「我が国とケニアのパートナーシップ強化」という事業成果の発現に繋げるためには、まずは滞日中から我が国へのロイヤリティを高め、帰国後も我が国との関係を保つ動機を与える必要がある。帰国後のフォローアップでは、滞日中に高めたロイヤリティを維持・発展させる施策を実施することによって、より高い事業成果の発現が期待できる。

現在、他の JDS 事業対象国では実施代理機関が、同窓会の立ち上げやその他イベント開催の支援を行い、帰国留学生の組織化を図っている。しかしながら、一定期間我が国との関係性が途切れた帰国留学生のロイヤリティを再び高めるには、時間とコストが追加的に必要となり、必ずしも効率的とは言えない。従って、滞日中の留学生に対して提供する施策と帰国後フォローアップ施策は、継ぎ目のない施策として一体的に検討されるべきである。

②帰国後のフォローアップ施策

持続的にフォローアップを行うには、滞日中に高めたロイヤリティを維持・向上するための施策を実施するため、現地で先行して活動を行う JICA ケニア帰国研修員同窓会 JEPAK、ケニア日本留学生同窓会 KEJAA、KAKEHASHI アフリカ、チーヴニング奨学金の同窓会組織等のノウハウを吸収し、連携を図りながら、日本側が支援し、フォローアップ・コンテンツを充実させることが期待される。

中でも KAKEHASHI アフリカは、ケニアにおいて日本留学経験者のネットワークとしては比較的新しい組織であるが、JICA 事務所関係者や企業を含め日本関係者とのネットワーキングフェアや定期セミナーの実施を元研修員が主導して積極的に行っている。他の JDS 実施国では元留学生主導の同窓会活動を軌道に乗せるために事業関係者は皆頭を抱えているが、こういったグッドプラクティスを是非参考にして欲しい。

活動が軌道に乗るまでの数年間は、日本側による資金援助や活動のファシリテーターとしての役割が求められる。なお、長崎大学のケニア拠点事務所や北海道大学のサテライト拠点とも協働しつつ、日本関係者が一丸となってケニアの日本留学経験者をとりまとめていくトップリーダーの再生産が図られるような仕組み作りを検討することが重要である。多様なメニューの研修・留学生事業を実施するJICAケニア事務所と共に先進的なフォローアップのあり方を検討することが期待される。

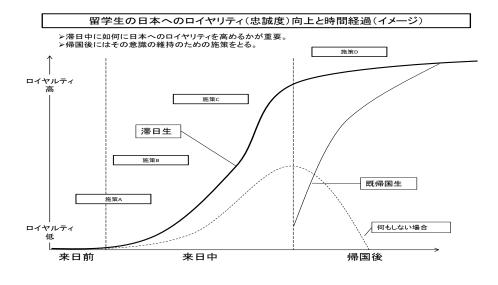


図 11 留学生の日本へのロイヤリティと時間経過イメージ41

⁴¹ コンサルタント作成。

③フォローアップのための行政官ネットワーク構築

日本へのロイヤリティ向上という観点から、滞日中の JDS 留学生に対して提供すべき施策としては、日本文化理解講座や、日本の開発経験を伝えるセミナー等が一般的に考えられるが、JDS 留学生が各国の政策立案に携わる行政官であるという JDS 事業最大の特徴を活かした施策が望ましい。親日・知日家として我が国とケニアとの架け橋となる事が期待されている JDS 留学生にとって、将来のキャリアパスにおいても有用なネットワークとは、日本の省庁とのネットワークであろう。行政官との交流や、我が国省庁関係者を講師としたセミナーやワークショップ開催等を通じたネットワーク構築支援が望まれる。

こうした施策によって形成されたネットワークは、帰国後の業務においても実用的なものであり、維持することにインセンティブが働くため、継続的な関係構築が期待できる。

④実施代理機関に求められる役割

(a) 媒介者としての役割

JDS 留学生は滞日中に様々な日本人とのネットワークを築いている。しかしながら、個人同士の関係性構築では、適切な相手と出会うことは容易ではない上に、点としてのネットワークでしかなく、散発的な効果しか期待できない。そこで、実施代理機関が JDS 留学生と我が国の ODA 関係者や各省庁との媒介として機能することを期待したい。実施代理機関が双方の関心に基づいたマッチングや、組織的ネットワーク構築機能を果たし、より高い事業成果につながる事が期待される。

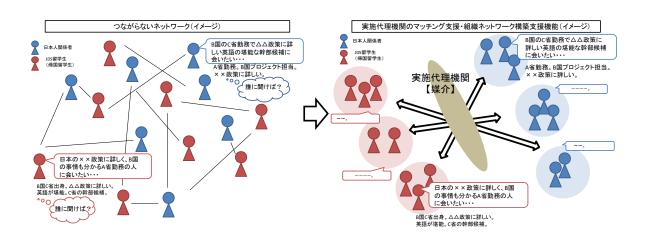


図 12 実施代理機関が担う媒介者としての機能

(b) 留学生との強固なネットワーク基盤

モニタリング等で定期的にコンタクトを取り、また緊急時にはすぐに手を差し伸べる実施代理機関は、JDS 留学生にとって、強固な信頼関係で結ばれているパートナーのような存在である。このため、実施代理機関は JDS 留学生の資質等を含めた情報を詳細に、かつ一元的に把握することが可能となっている。

また、一般的に、留学生のフォローアップで問題となるのは帰国後の所在情報であるが、他国のJDS事業の例では、実施代理機関とJDS留学生との信頼関係基盤があることにより、JDS留学生が帰国後にも所属先や活躍ぶりを具体的に把握できる関係性と体制とが既に整えられている。

実施代理機関に求められる役割は、互いの信頼関係を基礎とした、滞日中・帰国後のJDS 留学生とのネットワーク基盤としての機能であろう。実施代理機関が果たしている JDS 留学生との関係性構築の機能は、フォローアップの観点から着目されるべき点である。

(c) 我が国の各省庁とのネットワーク基盤

他方、我が国の省庁関係者に対する JDS 事業の広報活動も重要である。実施代理機関が独自に行ったアンケート調査によると、我が国省庁関係者の JDS 事業への認知度は極めて低い状況にある⁴²。しかしながら、我が国の省庁関係者にとって JDS 留学生とのネットワークの重要性は高い。例えばインフラ輸出の観点からは、人材育成はインフラ輸出のあらゆる取り組みの土台を形成するものであるとされ、その多面的意義が経協インフラ戦略会議でも指摘されている⁴³。

各省庁がケニアで展開する事業に関係する省庁出身者が日本にいる事、帰国留学生が実際に各国で昇進を果たし、外交・経済面でも重要な役割を担っている事、実施代理機関の存在によって適切なネットワークを容易に選択できる利便性を知らしめ、JDS 事業を活用するという機運を高めることが肝要である。

従って、実施代理機関は、ODA 関係者のみならず、我が国の各省庁とのネットワークと情報発信力を持つことが期待される。

以上のような取り組みをもって、JDS 事業が相手国の開発と我が国の経済成長を同時に達成する人材育成事業となり、我が国とケニアが Win-Win の関係を構築する事が可能になる。

3-6. 結論

本準備調査では、JDS の趣旨・特徴及びケニアの政治・社会的背景や情勢等を念頭に置きながら、ケニアの国家開発計画や我が国の援助方針等に基づく同国の優先開発課題を整理し、JDS 事業の枠組みとして合意した。また、当該国の公務員制度の特徴を踏まえつつ、当該サブプログラムと関連があると想定される対象機関に対し、各機関の役割・位置づけや人材育成ニーズ、潜在的候補者の有無等についての補足調査を行い、その結果に基づき4期分を1つのパッケージとしたJDS の事業規模と、各サブプログラムの事業計画案(サブプログラム基本計画)が策定された。上述のとおり、ケニアにおいてJDS 事業を実施する妥当性は高いと判断でき、その意義は十分にあると言える。

⁴² JICE 主催「行政官交流会」アンケートによる。

⁴³ 内閣府第16回経協インフラ会議(2015年3月2日)

また、ケニアで訪問した各省庁において JDS への期待が高く、若手行政官を育成する JDS に対するケニア政府の期待が伺われ、ケニア政府のニーズに合致していることが確認できた。

さらに、ケニア側の運営委員会議長となる予定の SDPS はケニア公務員の研修を統括する中心組織であり、政府内の海外研修派遣プロセスについても影響力を持つことから、ケニア側の体制も盤石であり心強い。

本準備調査では、特にケニアの公務員制度の特徴について調査を行った。つまり、ケニアの公務員制度の中で JDS 事業が事業目標を達成すると共に、ケニア政府の人材育成のために活用されるプロジェクトとなるように制度設計を行うための情報収集と分析である。

本準備調査を実施するまでに、ケニアの若手公務員は、政府の財政難を理由として長年雇用が止められており、各省庁では 40 歳以下の若手公務員の数が少ないことがドナーの間で認識されてきたが、その状況を詳らかに調査した資料は存在しない。そのため、本調査では公務員制度だけでなく公務員の年齢・男女別の人数等も調査した。その結果、JDS の対象となる 40 歳以下の公務員について一定数を確認し候補者の確保も可能であることが判明した。本調査で調べたケニア特有の公務員制度、各省庁の公務員数や人材育成ニーズに関する情報と分析結果は、2020 年 7 月以降に予定される JDS の事業立上げと実施運営に大いに活用されることを期待したい。

また、本準備調査では JDS の目的のひとつである「開発課題解決に資する行政官の育成」を念頭に置きながらも、ケニアにおいては数多くの開発のプロジェクトが実施され、長期と短期の研修員も多数招聘されている現状があることを踏まえ、JDS がケニアで果たすべき役割を明確にし、対象分野・機関を絞り込むことで事業成果を高める制度設計を目指した。

例えば、ABE イニシアティブでは日本企業のアフリカ進出支援が事業目的であることから、公務員出身の ABE 研修員は海外投資や貿易を担う機関の出身者もしくは技術系公務員が多い。また、ケニアの国費留学生事業では現在、理工系の学生をターゲットにしている。そのため、JDS はより国家戦略や政策の立案と実施に関わる公務員を中心に置くことで、これら事業と差別化を図った。

今回ケニアで行った制度設計にて、ケニアの JDS 事業の目的を「ハイレベルの政策担当者の育成及び開発課題解決に貢献する専門知識を備えた中核行政官の育成」と設定した。これは、2019 年度に実施された基礎研究調査で提言された目的⁴⁴、とも合致している。そのため、実際に事業を実施する上では、ケニア行政機関の中でも、いわゆる政策官庁及びラインミニストリーから出来るだけ多くのJDS 留学生を輩出することを目指すことが肝要である。

JICA の北岡伸一理事長も自らの著作45の中で、アフリカ諸国の留学生事業における経済 関係の官庁からのリクルートの必要性を説いているように、将来的には、彼らが国家の中枢

^{44 「}人材育成支援無償 (JDS) 事業の効果検証」基礎研究報告書、2020年2月、株式会社国際開発センター、(117ページ)

⁴⁵ 北岡伸一「世界地図を読み直す―協力と均衡の地政学」、2019年5月

となる政策の立案や意思決定を担うような人材に成長していくことになる。ケニア政府内に、こうした人材を一人でも多く増やすことで、JDS のもう一つの目的である二国間関係の強化、すなわち、JICA ケニア事務所を含む我が国関係者とケニア政府内のキーパーソンとの間のネットワーク構築の促進も期待できる。さらに、長期間継続して JDS を実施することにより、これまで以上に開発課題解決に貢献できる人材の輩出とその効果が発現できる。

以上

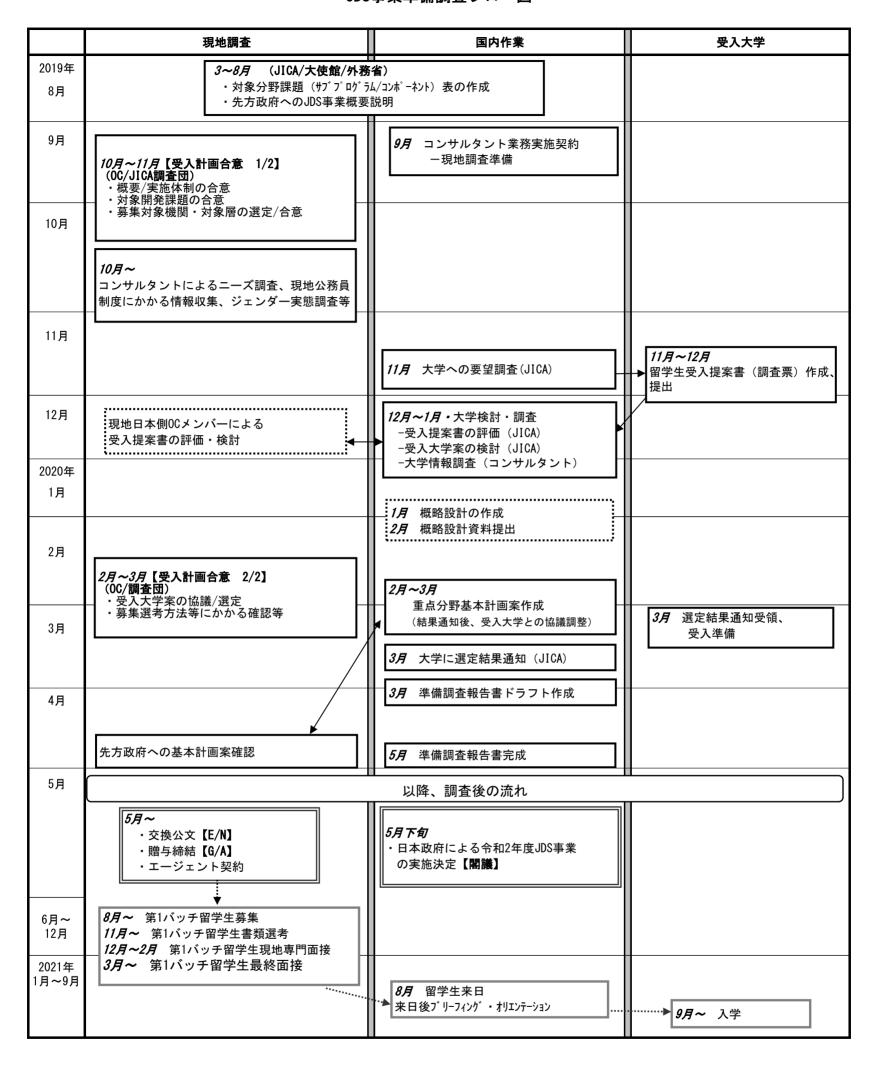
付属 資料

- 1. 調査団員・氏名(JICA 官団員調査団)
- 2. JDS 事業準備調査フロー図
- 3. 面会者リスト
- 4. 協議議事録 (M/D)
- 5. 重点分野/開発課題毎の4ヵ年受入人数

調査団員・氏名(JICA 官団員調査団)

氏名	役割	所属·役職		
加藤隆一	団長	独立行政法人国際協力機構		
加漆一性	四天	アフリカ部 部長		
		独立行政法人国際協力機構		
山江 海邦	協力計画	資金協力業務部 実施監理第二課		
		副調査役		
<コンサルタント>				
塩野谷 剛	業務主任/人材育	一般財団法人日本国際協力センター		
温到"台 啊 	成計画	留学生事業第一部長		
塔卡 和带了	阿 農量 (1)	一般財団法人日本国際協力センター		
橋本 和華子	和華子 留学計画(1) 一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課 副当 OPMAC 株式会社			
巨次川 そん	OPMAC 株式会社			
長谷川 さわ留学計画(2)OPMAC 株式会社 事業部 上席コンサルタント		事業部 上席コンサルタント		
日服 土木	甘水桂却位生	一般財団法人日本国際協力センター		
星野 未来	基礎情報収集	留学生事業第一部 留学生事業課 職員		

JDS事業準備調査フロ一図



人材育成奨学計画(JDS)準備調査(ケニア) 面会者リスト

1. ミニッツ協議

Date and Time	Contact Persons	Remarks
2019 October 8th, Tue 11:00-12:30	■State Department of Public Service -Dr. Simon M. Angote, Director of Human Resource Management & Development (HRD & M) -Mr. Jackson S Alwang'a, Deputy Director of HRM& D	
October 9th, Wed 9:00-10:30	■JICA Kenya Office -Mr. Sugimoto Satoshi, Senior Representative -Mr. Takahashi Yukio, Representative, Energy Sector& Private Sector Investment Finance (PSIF) -Ms. Joyce Gatambia, Programme Officer	Discussion with the Operating Committee
October 17th Thu. 10:00-	■State Department of Public Service -Mr. Stephen Wambua Kakulu, Deputy Director of HRM&D -Mr. Jackson Alwanga, Deputy Director of HRM& D	Members
October 22nd Tue. 9:00-12:00	■JICA Kenya Office -Mr. Kato Ryuichi, Director General, Africa Department -Mr. Sugimoto Satoshi, Senior Representative -Mr. Yamae Mikuni, Deputy Assistant Director	
October 22n Tue. 14:00-16:00	■Minutes Discussion (SDPS) -Ms. Mary W. Kimonye, Principal Administrative Secretary/Accounting Officer, -Ms. Mary Maungu, Secretary of HRM - Mr. Jackson Alwanga, Deputy Director of HRM& D -Mr. Stephen Wambua Kakulu, Deputy Director of HRM&D -Ms. Wangari M. Ndia -Mr. Kefa Moegi Motendo, Legal Unit (JDS Survey Team) -Mr. Kato Ryuichi, Director General, Africa Department -Mr. Sugimoto Satoshi, Senior Representative -Mr. Yamae Mikuni, Deputy Assistant Director -Ms. Joyce Gatambia, Programme Officer	Discussion on the 2nd Operating Committee Members

2. 想定される対象機関、関係者への訪問

Date	Contact Persons	Remarks
2019	■Ministry of Transport, Infrastructure, Housing, Urban	
	Development & Public Works	
October 11th, Fri	-Mr, Benedict Mutunga Joseph, Regional Mechanical	
12:30-13:30	Engineer, Bungoma Region	
	■Ministry of Industrialization, Trade and Enterprise	
	Development	
October 14th	-Dr. Judy Njeru, Director of HRM&D	
Mon.	-Mrs. Jenipher Odera, Principal of HRM	
9:00-10:00	-Mrs. Ruth K. Bosire, Director HRM&D	E
	-Mrs. Jayne Kwamboka Asuma, Deputy Director,	Expected
	HRM&D	Target Organizations
	■Ministry of Agriculture, Livestock, Fisheries and	Organizations
October 14th	Cooperatives- State Department (SD) of Crop	
Mon.	Development and Agricultural Research Department	
11:00-11:30	-Mr. Sylvester Abuga, Senior HR	
11.00-11.50	-Mrs. Catherine K. Mwenda, Deputy Director of	
	HRM&D	
October 14th	■Ministry of Agriculture, Livestock, Fisheries and	
Mon.	Cooperatives - SD of Livestock	
11:30-12:00	-Mrs. Loice Abukutsa Ojango, Head of HRM&D	
October 14th	■Ministry of Agriculture, Livestock, Fisheries and	
Mon.	Cooperatives - SD of Fisheries	
12:00-12:30	-Mr. Sylvester Omondi Bolo, Director of HRM&D	
October 14th	■Ministry of Water and Sanitation	
Mon.	-Mrs. Emmy Magotsi, HR Administrator	
12:30-13:00	-Mr. Henry M. Mosa, Director of HRM&D	
	■Public Service Commission	
	-Mr. S.K. Kirogo, Chairman	Expected
October 15th Tue.	-Dr. Reuben Chirchir, Commissioner	Target
8:00-9:30	-Mr. Andrew N. Muriuki, Commissioner	Organizations
0.00 7.50	-Dr. Obongo Sylvester, Director-Performance and	
	Service Delivery Transformation	
	-Mrs. Salma A. Ahmed, Commissioner	
October 15th Tue.	■Ministry of Foreign Affairs	
10:00-10:30	-Dr. Lilian Nzavi, Director HRM &D	
October 15th Tue.	■The National Treasury and Planning	
11:00-11:45	-Mrs. Agnes Mucheru, Senior Assistant HRM&D	

	-Mr. Charles M. Mutiso, Senior Assistant Director of Asia Pacific Division	
October 15th Tue.	■Kenya Revenue Authority	
12:00-12:30	-Mr. Eutycus Kariuki, Manager of Domestic Taxes	
October 15th Tue.	■Kenya National Bureau of Statistics	
15:00-16:00	-Mrs. Rose D. A Awino, Senior Manager of HRM&D	
October 15th Tue.	■Central Bank of Kenya	
16:00-16:30	-Mrs. Asenath Bore, Training Director	
October 16th Wed. 9:00-9:30	■Ministry of Devolution and ASALS-SD of Devolution -Mr. Daniel Ouma Okwiri, Principal of HRM& D	
October 16th	■Nairobi County	
Wed.	-Mrs. Beatrice Elachi , Speaker	
wed. 12:30-13:00	-Mr. Mike Awiti Wao, Chief staff	
12:30-13:00	-Ms. Alice Kahuthu, Deputy Director of HR	
October 16th	■Attorney General Office	
Wed.	-Mrs. Pauline Mcharo, Legal Advisory and Resource	
12:30-13:00	Development	
	■National Environmental Management Authority	
October 16th	(NEMA)	
Wed.	-Mrs. Esther Chege, HR	
14:00-15:00	-Mr. Cyrus Mbuvi, Deputy Director of HR	
	-Mr. Emmanuel Wekesa	
October 16th	■Ministry of Interior and Coordination for National	
Wed.	Government	
15:30-16:00	-Mrs. Agnes Kariuki, Deputy Director of Training	
13.30 10.00	-Mrs. Zipporah Mutahi, Deputy Director of HR	
October 17th Thu.	■Ministry of Environment and Forestry	
11:00-11:30	-Mrs. Rosemary Wamoto, Deputy Director of HRM&D	Evmontod
	■Ministry of Transport, Infrastructure, Housing, Urban	Expected Target
October 17th Thu.	Development & Public Works- SD of Urban	Organization
14:00-14:30	Development	Organization
	-Mr. Dennis Mwiroba, Deputy Director of HRM&D	
October 17th Thu.	■Ministry of Devolution and ASALS SD of ASALS	
14:00-14:30	-Mr. Hudson A. Mugodo, Director of HRM	
October 18th Fri.	■Water Resource Authority (WRA)	
10:00-10:30	-Ms. Nina Abira, HR Administrator	

October 18th, Fri.	■Ministry of Energy
10:00-10:30	-Mr. Isaac Kiva, Secretary, Renewable Energy
10.00 10.50	-Mrs. Nancy Wachira, Assistant Director of HRM&D
October 18th Fri.	■Ministry of Health
11:00-11:30	-Ms. Mary Njeri Ngurimu, HR Administrator
October 18th Fri.	■Ministry of Lands and Physical Planning
12:00-12:30	-Ms. Rachel, HR
	■Ministry of Transport, Infrastructure, Housing, Urban
October 18th Fri.	Development & Public Works-SD of Urban
12:30- 13:00	Development
	-Mr. Henry Obanyi, Director of HRM&D
October 22nd Tue. 10:00-10:30	■National Lands Commission -Mr. Ben Bett, Director of HRM
	■Public Service Commission
October 23rd	-Dr. Obongo Sylvester Odhiambo, Director of
Wed.	Performance and Service Delivery Transformation
10:00-11:30	-Ms. Joan A. Machayo, Director of HRM&D
October 23rd	■Ministry of Transport, Infrastructure, Housing, Urban
Wed.	Development and Public Works-Housing
11:30-12:00	-Mr. Dennis Mwiroba, Deputy Director of HRM
	■Office of the Director of Public Prosecutions
October 25th,	-Mrs. Mary Kathungu, Senior Assistant Director of HRD
Friday	-Mr. James Warui, Head Of Prosecutors Training
14:00-15:00	Institute
	-Mr. Edwin Balongo, Prosecution Counsel

3. その他機関等への訪問

Date and Time	Contact Persons	Remarks
		Information
2019	■JETRO Nairobi Office	Concerning
October 9th, Wed.		Hiring
11:00-12:30	-Mr. Naoe Atsuhiko, Exective Director	System in
		Kenya
	■Kenya Industrial Research and Development Institute	Information
	(KIRDI)	Concerning
October 9th, Wed.	-Dr. Martha Induli, Deputy Director, Research	Needs of
15:30-16:30	Technology and Innovation	Human
	-Mr. Benson Kipkemboi, Research Scientist Materials &	Resources in
	Processes Engineering Research Division	Kenya

October 10th, Thu. 11:00-11:30	■High Commission of India -Mr. Ashish Sinha, Deputy High Commissioner and DPR to UNEP & UN-HABITAT -Mr. Saurabh, Second Secretary	Organizations Related to Scholarship Programs in Kenya
October 11th, Fri 11:00-12:00	■The Embassy of Japan in Kenya -Mr. Tashiro Seiji, Director/ First Secretary Japan Information& Culture Center	Information Concerning MEXT Program and Alumni Activities in Kenya
October 14th, Mon. 15:00-16:00	■Kenya Agricultural & Livestock Research Organization (KALRO) -Dr. Joseph Gichane Mureithi, Deputy Director Greneral of Livestock	Information Concerning Needs of Human Resources in Kenya
October 16th, Wed. 9:00-10:00	■KOICA -Ms. Yunjung Han, Deputy Country Director -Ms. Aidah Mtende, Program Officer	Organizations Related to
October 18th, Fri. 8:00-9:00	■British Council -Thomas Richmond, Second Secretary Political -Ms. Anne Maina, Chevening Officer, Political Section	Scholarship Programs in Kenya
October 23rd, Wed. 12:00-	■JICA Ex-Participants Alumni of Kenya (JEPAK) -Mrs. Agnes Chika, Chairperson	Information Concerning Alumni Activities in Kenya
October 23rd, Wed. 15:30~16:30	■Kenya School of Government -Ms. Nura Mohamed, Director of HRM	Information Concerning Needs of Human Resources in Kenya

MINUTES OF DISCUSSIONS ON THE PREPARATORY SURVEY OF THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP TO THE REPUBLIC OF KENYA

Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") headed by Ryuichi Kato, Director General, Africa Department, JICA to from October 22 to 27, 2019.

The team held discussions with members of the State Department for Public Service, Ministry of Public Service, Youth and Gender on 22nd October, 2019. Both parties teached an agreement on implementation of the project for Human Resource Development Scholoship (hereinafter referred to as "the JDS Project") as attached hereto.

Nairobi, October 2:th, 101?

For Ryuichi KATO

eader

' reparatory Survey Team

Japan International Cooperation Agency

Mary W. KIMONYE (Mrs.), MBS Principal Administrative Successful

. secouriting Officer.

Ministry of Public Service, Youth and Gender

Witness:

Dr. Julius M. MUIA, EBS

Principal Secretary

The National Treasury

I. Objective of the Preparatory Survey

The Republic of Kenya (hereinafter referred to as "Kenya")side understood the objectives of the Preparatory Survey explained by the Team referring to ANNEX 1 "Flowchart of the Preparatory Survey of the JDS Project".

The main objectives of the Survey are:

- (1) To agree on the framework of the JDS Project to be implemented under Japan's grant aid from the Japanese fiscal year 2020 to 2023
- (2) To design the outline of the JDS Project through collecting basic information on human resource development for public servants in Kenya
- (3) To explain the outline of the JDS Project to the Kenya side
- (4) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Project

II. Objective of the JDS Project

The objective of the JDS Project is to support human resource development in recipient countries of Japanese Grant Aid, through highly capable, young public cervants and others, who we expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans as well as are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS Fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS Fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

III. Framework of the JDS Project

1. Project Implementation under the Operating Guidelines

The Kenya side confirmed that the IDS Project is implemented under the framework described in the "Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship (ANNEX 2)" and "Flowchart of JDS Kenya (ANNEX 3)" including the following items.

2. Implementation Coordination

Both sides confirmed that the implementation coordination of the JDS Project is as follows.

(1) Implementing Organization

Ministry of Public Service, Youth and Gender (hereinafter referred to as "MPSYG") is responsible for administrative matter of the JDS Project, and therefore MPSYG is regarded as the Implementing Organization.



(2) Operating Committee ("the Committee")

The Committee is composed of the representatives from the following organizations.

Kenya side

- Ministry of Public Service, Youth and Gender (Co-chair)
- National Treasury

Japan side

- JICA Kenya Office (Co-chair)
- Embassy of Japan

3. Target Areas of the JDS Project

Based on the discussion held between both sides, target priority areas as Sub-Program and target development issues as Component are identified as below.

Development Issue as Component

- Improvement of Public Administrative Capacity of Contral and County Governments
- Capacity Building for Economic Planning / Polic, and Public Financial Management / Public Investment Management
- · Capacity Building for Legal Development and Operation
- Capacity Building for Urban and Regional Development Plans / Policies

4. Target Organizations

Both sides agreed to select the candidates of the JDS Project from public servants mainly from the target organizations in accordance with the allocated Component mentioned above. The target organizations shall be finalized at the committee meeting before starting recruitment based on the tentative list of target organizations (ANNEX 4).

5. Maximum Number of JOS Tellows (Master's Program)

The total number of JDS Fellows for the first betch in the Japanese fiscal year 2021 slidll be at 12 and this number would indicate the maximum number per batch for four batches of Master's program, from the Japanese fiscal year 2020 to 33.3.

6. Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Fellows per University

The Kenya side agreed that the Team will select and propose suitable universities based on eligibility of proposals to the target areas and the universities shall be agreed during the next survey in February 2020

7. Monitoring and Evaluation

It was agreed that monitoring and evaluation of JDS graduates should be done actively by the Government of Kenya for expanding their outcomes and human network. In order to understand the features of the JDS Project, the Team recommended to dispatch a monitoring mission to Japan formed by the committee members in its implementation stage. The Kenya side welcomed to participate in the monitoring mission.



8. Introduction of PhD Program in Japan under the JDS Project

The Team explained that PhD Program could be also introduced in Kenya after confirmation of its needs in the target organizations in order to contribute to development of the country. PhD program would be offered at most one (1) slot per batch.

IV. Undertakings of the Project

Both sides confirmed the undertakings of the Project as described in Annex 5. Especially, the Government of Kenya shall open the Bank Account (Banking Arrangement: B/A) after signing on G/A. Afterwards, the Government of Kenya shall issue the Authorization to Pay (A/P) for the payment to the Agent (consultant) within one (1) month after the signing of the contract agreement. Within the framework of the JDS project, the Bank Account shall be opened for each G/A per batch of JDS Fellows, and the A/P shall be issued for each contract of the Agent.

V. Other Matters Discussed

1. Selection of the JDS Fellows

Both parties confirmed the importance of recruitment and selection of the appropriate candidates, and posting and allocation of the returned JDS Fellows in order to assure the project outcome.

Especially it was agreed that promotion of JDS and recruitment of the competent candidates should be done actively by Kenya.

2. Follow-up of the JDS Fellows

It was agreed that monitoring and evaluation of returned JDS Fellows should be done actively by Kenya for expanding their outcomes and human network.

ANNEX 1: Flowchart of the Preparatory Survey of the JDS Project

ANNEX 2: Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship

ANNEX 3: Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches (Draft)

ANNEX 4: Design of JDS Project for four batches (Draft)

ANNEX 5: Undertakings of the Project

74.14.14.

Flowchart of the Preparatory Survey of the JDS Project in Japan Field Survey **Accepting Universities** 2019 Mar. to Aug. (IICA/ Embassy/MOFA)

Formulation of the list of target areas and development issues (Sub-Program/ Component)

Explanation of the outline of JDS Project to the government of the recipient countries Aug. Sept. Sep. Conclusion of a contract with the Oct. [Agreement on the project framework 1/2] (OC/JICA Survey Team) Agreement on the new project framework nd implementation structure Agreement on JDS target issues (Subrogram, Component) ·Selection and agreement on Target Nov. Nov. Survey on the needs, collect information Nov. Implementation of the request survey of Nov. to Dec. of Civil Service System and survey on accepting universities (JICA) situation of gender equality by the consultant Dec. Evaluation and review of proposals from universities by the Japanese side of OC Dec. to Jan. Review of proposals from miversities members · Evaluation of proposals (JICA) · Consideration for the draft plan of accepting 2020 lan. to Feb. universities (JICA) [Agreement on the project framework 2/2] (OC/JICA Survey Team) Jan. Survey on the prospective accepting Japanese universities (Consultant) ·Selection and agreement on accepting universities and the number of fellows Agreement on selection procedures Confirmation of follow-up activities Preparation for the outline design of the budget Submission of the report on the budget to Feb. Ministry of Foreign Affairs Feb. to Mar. ormulation of the basic plan for the target priority area (arrangement for discussion with accepting university) Mar. Mar. Mar. Notification of the result of the selection Receipt of the result of the selection, and Confirmation of the basic plan for the target to accepting universities (JICA) preparation for accepting JDS fellows priority areas with the government of the recipient countries (remote) Mar. Preparation for the draft report on the preparatory survey Арг. Apr. Finalization of the report on the preparatory survey Flow after Preparatory Survey May Late May Exchange of Note (E/N) Decision on the implementation of JDS Grant Agreement (G/A) roject by Japanese government (cabinet ·Contract between a client of the recipient reeting) countries and an agent Aug.- Nov. [Recruitment & Selection 1/2]
OC meeting
Recruitment of candidates 2020 Jun 1st screening by application document Health examination to 2021 Dec.- Feb. [Selection 2/2] Feb. 2nd screening by Technical Interview with university faculty

7. W.N

Mar.

Jul. Aug.

Sep.

Jul. Pre-departure orientation



Sept. -Enrollment

Aug. Student Arrival
Briefing and Orientation

Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship by Japanese Grant Aid (JDS) under the New System

July, 2015

Japan International Cooperation Agency (JICA)

These operating guidelines apply to the Project for Human Resource Development Scholarship, which starts in/after Japanese fiscal Year 2015 under the New System.

PART 1 Basic Principles

1. Preface

The purpose of the Project for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as the "JDS") is to support human resource development in developing countries that receive Japanese grant aid (hereinafter referred to as "recipient countries") through accepting highly capable, young government officials and others, who are expected to engage in formulating and implementing social economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

Many of the issues of developing countries cannot be solved through the efforts of these countries alone, and thus responses amid a framework of international cooperation are vital. Furthermore, these responses cannot be separated from the actual development sites that are constantly trying to find solutions. This is why the JDS Project is expected to develop human resources that are capable of tackling development issues within the framework of international cooperation, including actual development sites.

These guidelines prescribe general guiding principles which are to be followed regarding the operation of the JDS Project as a whole. They are to be based on the Exchange of Notes (hereinafter referred to as the "E/N") concluded with the government of the recipient country when the Japanese government approves the implementation of grant aid (hereinafter referred to as the "Grant"). Also, they are to be

7×. K.

O

based on the Grant Agreement (hereinafter referred to as the "G/A") concluded between the government of the recipient country when the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") provides funds.

2. Overview of the JDS Project

(1) Basic Concept

- (a) JDS is designed to foster exceptional human resources capable of working to resolve various development challenges in the recipient countries in future by imparting advanced expertise to JDS fellows through studying at Japanese universities. The recruitment, selection, and dispatch of JDS fellows shall be conducted based on mutual agreement of the concerned officials from recipient countries and Japan.
- (b) JDS contributes to strengthen the partnership between Japan and the recipient country by graduating a wide range of fellows who have deep understanding about Japan.
- (c) The courses offered by the JDS are basically master's course with considering the applicability and duration of study, but limited number of doctor's courses could be also offered when the proper needs for the human resource development in more advanced level as well as appropriate candidates are identified.
- (d) The language of study shall, in principle, be English. This is based on the recognition that efforts to solve the development issues that developing countries face are undertaken under international cooperation frameworks and on the assumption that ex-JDS fellows will be active on the international stage after their return to their home countries.
- (e) For the purpose of the JDS Project which is to support human resource development, targeting highly capable, young government officials and others who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in future, the main fields of study are categorized in "Social Science" such as Law, Economics, Public Policy.

(2) JICA

JICA will perform necessary operations for the implementation of the JDS Project pursuant to international agreement in accordance with the relevant laws and ordinances of Japan.

(3) Implementing Organization

A designated authority of the government of the recipient countries shall take on a role of the Implementing Organization for JDS Project.

The Implementing Organization shall enter into contracts on the services for the JDS Project with an

701.101

agent recommended by JICA.

(4) The Consistency with the Framework of Japan's County Assistance Policy

The priority fields of study shall be selected by each government of recipient countries and JICA among the study fields which are regarded as highly effective to cooperate in implementing the JDS Project, in a point of view that the JDS Project shall be consistent with the framework of Japan's Country Assistance Policy determined by the Ministry of Foreign Affairs of Japan.

(5) Japanese Accepting Universities

JICA shall enquire Japanese universities; about educational programs suitable to the recipient countries' needs in each priority fields of study and select universities which offer most suitable educational programs as prospective accepting universities. JICA shall consult with the recipient countries' governments on selecting the university for JDS fellows among the prospective accepting universities above, and determine the accepting universities.

(6) Eligible Organizations

Organizations which are eligible for the JDS Project shall be determined in each priority fields of study unless determination of eligible organization is inappropriate due to country's government official system, in such a case as personnel rotation among organizations are commonly practiced. Several eligible organizations may be determined in each priority field of study.

The eligible organizations are required to cooperate in consultation with accepting universities, and in drafting the basic plan of the field of study.

Also, the Eligible Organizations are required to cooperate in inviting the applications from suitable persons among their officials.

(7) Preparatory Survey

Prior to the implementation of the JDS Project in the recipient countries, JICA shall conduct a preparatory survey. The preparatory survey shall be conducted every four year period to design the JDS Project for the period ("A batch of": JDS fellows shall be accepted in each fiscal year of the four-year period constitutes one cycle of the JDS Project).

The major objectives of the preparatory survey shall be as follows!:

(a) To agree on priority fields of study for JDS fellows,

¹ The following items are included in the preparatory survey started by July, 2015.

⁽f) To select the candidates for the first batch

⁽g) To prepare the basic plan of each priority field of study

- (b) To agree on accepting Japanese universities,
- (c) To agree on eligible organizations of each priority field of study,
- (d) To identify the needs for human resource development including number of potential candidates for the JDS Projects
- (e) Discussion on measures for promoting meaningful outcome from the JDS Project,
- (f) Finding the outcomes from the JDS Project, in the case where the Project continues, and
- (g) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Project.

(8) The Agent

After the conclusion of the E/N and G/A, JICA shall recommend the contractor of the preparatory survey as an agent (hereinafter referred to as "the Agent") to the recipient country.

The Agent, in accordance with a contract concluded with the Implementing Organization in the government of the recipient country, shall perform the following duties toward smooth implementation of the JDS Project:

- (a) To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates,
- (b) To provide JDS candidates with information on study in Japan,
- (c) To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS Fellows,
- (d) To handle payment of tuition fees and scholarships,
- (e) To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows,
- (f) To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows,
- (g) To organize JDS fellows' returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, Evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS Fellows' returning to their respective countries, and
- (h) To perform other duties necessary for JDS Project implementation.

(9) The Operating Committee

An Operating Committee shall be set in each recipient country towards the smooth implementation of the JDS Project.

The Operating Committee (hereinafter referred to as "the Committee") shall consist of government officials from related organizations of the recipient country (e.g.: diplomatic authorities, authorities in charge of economic cooperation, government official's personnel authorities, education authorities) and the relevant Japanese officials of Embassy of Japan and JICA. In principle, a representative of the government of the recipient country shall serve as chairperson, and a representative of the Government of Japan shall serve as vice chairperson. However, it shall be possible for representatives of the two



governments to serve as co-chairpersons based on an agreement between the two governments. The chairperson (representative of the government of the recipient country) shall chair and manage Committee meetings. A JICA representative shall serve as the head of the Committee's secretariat, and shall handle all administrative duties of the Committee, including calling Committee meetings and taking meeting minutes.

The major roles of the Committee are as follows:

- (a) To discuss the JDS Project design in the preparatory survey,
- (b) To select JDS fellows from the candidates,
- (c) To encourage the recipient country in utilization of ex-JDS fellows and following up them, and
- (d) To review other aspects related to the management and implementation of the JDS Project.

(10) Number of JDS Fellows

The number of JDS fellows of each batch shall be agreed by the both governments and stipulated in the contract between the recipient country and the Agent accordingly. In principle, two to five fellows shall be admitted in a graduate school for each fiscal year.

(11) Scope of Expenses covered by the Grant

Expenses covered by the Grant shall be divided into the following two categories:

- (a) Expenses for the purchase of services necessary for implementing the JDS Project:
 - · Expenses for recruitment and selection,
 - ·Expenses for pre-departure and after arrival orientation and arrangement in Japan,
 - Expenses for monitoring academic progress and living conditions of JDS fellows,
 - Expenses for JDS fellows' returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon graduation, meeting for reporting the results after JDS Fellows' returning to their respective countries
- (b) Expenses necessary for the JDS fellows and accepting universities in Japan:
 - ·Scholarships,

- · Allowances for travel to and from Japan,
- ·Outfit allowances,
- · Accommodation allowances for rent,
- ·Subsidiary allowances to purchase books,
- ·Shipping allowances,
- · Traveling and seminar allowances,
- ·Tuition fees,
- Expenses for Special Program as customized activities provided for JDS fellows by accepting universities to maximize the impact of the Project, and others.

3. Qualifications and Selection of JDS Fellows

(1) Qualifications and Requirements

- (a) Nationality: Applicants must be citizens of the recipient country
- (b) Age: In principle, JDS fellows shall be between the ages of 22 and 39 (both inclusive) as of the first of April of the fiscal year of their arrival in Japan.
- (c) Applicants must not be serving in the military.
- (d) Persons who have strong will to work for the development of recipient countries after their return home.
- (e) Persons have acquired a master's degree after studying abroad on a scholarship awarded by other foreign assistances are ineligible. Persons who are currently receiving or planning to receive another scholarship through other foreign assistance are ineligible as well.
- (f) JDS fellows must be in good health, both mentally and physically.
- (g) Persons who have English proficiency that is fluent enough for studying in Japan.

(2) Recruitment and Selection

(a) Recruitment and selection polices

- © Eligible organizations of each priority field of study shall invite applications for the JDS candidates from its own officials and submit qualified candidates to the Implementing Organization or the authority agreed among the Operating Committee. Recruitment from the public by the recipient country shall not be precluded if recruitment from the public is deemed to be reasonable.
- The selection of JDS fellows shall be unequivocally based on overall evaluation to each person's academic abilities and the suitability of research plan to the development issues in recipient countries. The fellows shall be determined through an examination of the application documents and interviews.

(b) System for Selection

- ①The Committee shall administer all parts of the selection process, from the system for selection to determination of fellows.
- The Committee shall address the following issues:
 - 1) Determination of specific method for selection of JDS fellows (including selection policy and selection criteria)
 - 2) Confirmation of the selection schedule
 - 3) Implementation and management of selection tests
 - 4) Determination of final candidates
- ③ After the accepting universities' admission approval for the candidates, the Committee shall determine JDS fellows.

4. Conditions for Study in Japan

(1) Benefits

(a) Scholarships

The Agent shall pay allowances, such as scholarships and tuition, directly to JDS fellows and accepting universities on behalf of the government of the recipient country in accordance with the contract signed with the recipient country. Each amount of the said allowances shall be specified separately.

(b) Term of Scholarship Payment, etc.

In principle, the scholarship shall be provided for the JDS fellow from his /her arrival date to the departure date after his/her acquisition of the scheduled degree within the initially

scheduled period of study. In principle, the extension of the period of study shall not be accepted. The recipient country shall cancel payment of the scholarship and arrange the JDS fellow's early return to the recipient country in any of the following cases:

- A false statement has been found in the JDS fellow's application.
- The JDS fellow violates any article of his/her pledge to the recipient country.
- The JDS fellow is subject to disciplinary action by the university or has no prospect of academic attainment within the initially scheduled period of study.

(2) Obligation to report

During the JDS fellow's study period in Japan, the recipient country shall monitor JDS fellows' academic progress regularly with the assistance of the Agent, and report the results to JICA.

(3) Follow up

Because a key of the JDS Project is to create human networks and to encourage JDS fellows to help the recipient country achieve development issues in economic and social development in their countries after their return home, the recipient country shall conduct surveys on the JDS fellow' activities after their return and promote academic and cultural exchange with Japan.

Furthermore, the recipient country shall study ways of assigning JDS fellows to the work that provides them with the opportunity to play important roles in the central government, etc., after their return home.

PART 2 Contract with Agent and Verification

1. Recommendation of Agent

In order to implement the JDS Project smoothly, following the conclusion of the G/A, JICA shall recommend the consultant that undertakes the preparatory survey to the recipient country as the Agent.

2. Contract Procedure

Pursuant to the provisions of the E/N and the G/A, the government of the recipient country shall enter into an agent contract with the Agent set forth in the preceding article. The Grant is ineligible unless JICA duly verifies the contract. The contract shall be made in duplicate and be submitted to JICA for its verification by the government of the recipient country through the Agent.

3. References to the G/A

The agent contract shall refer to the G/A in a manner that it reads as follows:

"JICA extends its grant to the Government of (name of the recipient country) on the basis of the Grant Agreement signed on (date) between the Government of (name of the recipient country) and JICA concerning the Project for Human Resource Development Scholarship"

4. References to the number of JDS fellows

The agent contract shall refer to the number of JDS fellows for each fiscal year of the four-year period, with said number serving as the upper limit.

5. Scope of Service

The agent contract shall clearly state all purchase of the services to be implemented by the Agent under the Grant.

In the event that a contract includes services which are not covered by the E/N and the G/A, such a contract shall not be verified by JICA.

6. Period of Execution

The agent contract shall clearly stipulate the contract period. That period shall not exceed the period of validity of the Grant as prescribed in the G/A.

7. Contract Price

The total amount of the contract price shall not exceed the amount of the Grant specified in the E/N and the G/A. The contract price shall be precisely and correctly stated in Japanese yen in the Contract using both words and figures. If there is a difference between the price in words and that in figures, the price in words is deemed correct.

8. Verification of Contracts

The agent contract shall clearly state that it shall be verified by JICA to be eligible for the Grant in accordance with the provisions of the E/N and the G/A.

9. Payment Procedure

In accordance with the E/N and the G/A, the contract shall have a clause stating that "payment shall be made in Japanese yen through a Japanese bank under an Authorization to Pay (A/P) issued by the Recipient or its designated authority." Payment shall be made in accordance with the procedures of JICA.

Because the payment includes the JDS fellows' living expenses in Japan, due care shall be

taken to ensure that the payment is made on the designated date in a timely manner. Thus, the government of the recipient country must issue an Authorization to Pay without delay.

10. Responsibilities and Obligations of the Recipient Country

The agent contract shall clearly state the responsibilities and obligations of the Recipient Country in accordance with the E/N and the G/A.

11. Amendments

If the agent contract requires amendment, it shall be made in the form of an Amendment to the Contract, referring to the contract presently in force identified by its verification date and number.

The Amendment to the Contract shall clearly state that:

- (1) all the clauses except that (those) which is (are) amended, remain unchanged.
- (2) the Amendment to the Contract shall be verified by JICA to be eligible for the Grant.

12. Project Modifications

The Grant shall be used properly based on the Contract between the Implementing Organization of recipient country and the Agent which is verified by JICA. If unpredicted circumstances, however, require any modifications of the project, as illustrated below except minor modifications, the recipient country through the Agent shall obtain prior consent from JICA. The prior consent for the modifications is conducted by JICA to ensure that the modifications for the project are appropriate and whether any modifications are required on the contract price or not, however it does not mean that JICA will assume the legal or technical responsibilities for the substance of the modifications.

- 1) significant change of dispatching numbers of JDS fellows;
- 2) change of sub-program (JDS priority area)

*If application of the Guidelines is inconsistent with the laws and regulations of the Government of the recipient country, the Government of the recipient country is requested to consult with JICA.

END

Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches

	JFY 2019	JFY 2020	JFY 2021	JFY 2022	JFY 2023	JFY 2024	JFY 2025	JFY 2026	-	JFY 2027
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	1st 2nd Half Half	1st Half 2nd Half	1st 2nd Half Half	1st 2nd Half Half	1st 2nd Half Half	1st 2r Half Ha	2nd 1st Half Half	2nd Haff
Preparatory Survey for Planning Outline Design for JFY 2020	[Preparatory Survey] (Agreement on Basic Plan for next 4 batches)	/ Survey.] n for next 4 batches)						**************************************		
		© ★ Lst Term	2nd Term	[3rd Term]	4th Term	5th Term				1
• 1st Batch E/N in JFY 2020 (①) for 5 Terms (for IDS Fellows 2021)	Cabint Meting	# G/A recruitmant & relation	arrival of IDS Fellows		return					
- 2nd Batch E/N in JFY 2021 (②) for 5 Terms (for JDS Fallows 2022)			Ø ← → ★ recruitment ② & selection	A arrival of IDS Fellows		A	7 - 1-27			
- 3rd Betch E/N In JFY 2022 (⑤) for 5 Terms (for JDS Fellows 2023)				A Continuent to the continuent	arrival of JDS Fellows		. Petum	6		
-4th Batch E/N in JFY 2023 (④) for 5 Terms (for JDS Fellows 2024)					© ←	arrival of		e e e e e e e e e e e e e e e e e e e		<u> </u>

⑤ : Cabinet Meeting
★ : Exchange of Notes (E/N), Grant Agreement (G/A)
▲ : Arrival
▼ : Return to the country

Payment Agent fee and Scholarship cost (covered by the Grant and payment of commission (not covered by the grant)
 Payment of Advising commission

Project Period for 8 years

ANNEX3

16

Design of JDS Project for the Succeeding Four Batches DRAFT as of 22 Oct 2019

-					
Sub-Program (JDS Priority Areas)		Components (JDS Development Issues)	Number of Fellows	Possible Fields of Study	Tentative List of Target Organizations
	7	Improvement of Administrative Capacity of Central and Local Governments	प	Political Economy, Governance / Administration Local administration, Decentralization, Local autonomy International relations Health Policy	Ministry of Foreign Affairs Ministry of Interior and Co-ordination of National Government The National Treasury and Planning Ministry of Industry, Trade & Co-operatives Ministry of Agriculture, Livestock, Fisheries and Irrigation Ministry of Health Ministry of Plealth Ministry of Public Service, Youth and Gender Counties*
In the property of the propert	1-2	Capacity Building for Economic Planning / Policy and Public Financial Management / Public Investment Management	m	Theoretical economics (Macro, Micro) Public financial management / Public investment Industrial policy Financial policy Debt management Food Security Health Finance	The National Treasury and Planning Central Bank of Kenya Kenya Revenue Authority Kenya Revenue Authority Ministry of Transport, Infrastructure, Housing, Urban Ministry of Transport, Infrastructure, Housing, Urban Ministry of Finergy Ministry of Energy Counties*
Administrative Functions		Capacity Building for Legal Development and Operation	C)	Administration related laws Business-related laws International relations laws (Business, Marine etc.)	• Office of Attorney-General • Ministry of Interior and Co-ordination of National Government • The National Treasury and Planning • Ministry of Industry, Trade & Co-operatives • Office of Director of Public Prosecutions
	4	Capacity Building for Urban and Regional Development Plans / Policies	n	City planning Regional development / Local development planning Uplanning Uplan infrastructure planning (Transportation, Water and sewage, Waste, etc.) Environmental management, Climate change countermeasures	Ministry of Transport, Infrastructure, Housing, Urban Development and Public Works Ministry of Lands and Physical Planning. National Land Commission Ministry of Water and Sanitation, Water Resource Authority Ministry of Environment and Forestry, National Environment Management Authority Counties*
Maximum Number	M Nu	mber per year	12	* Nairobi County and Mombasa County are releved Government.	 Nairobi County and Mombasa County are relevant regional governments for the assistant of the Japanese Government.

)d.10.

Undertakings of the Project

(1) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

		I	ı		
NO	ltems	Deadline	In charge	Estimated cost	Ref.
1	To establish an operating committee (hereinafter referred to as "the Committee") in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A	after signing on the	SDPS		
2	To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairperson of the Committee	Within 1 month after signing on the G/A	SDPS		
3	To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	Within I month after signing on the	SDPS/NT		
4	To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent	Within I month after receiving B/A from the Bank	SDPS/NT	-	
5	To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the B/A				
	1) Advising commission of A/P	Within I month after the signing of the agreement	SDPS	approx. JPY6,000	
	Payment commission for A/P	Every payment	SDPS	approx. 0.1% of the payment amount	approx. JPY 200,000 /per year
	To organize the first meeting of the Committee	Within 1 month after assigning the Agent	SDPS		per year
7	To organize the Committee meeting	During the Project	SDPS		
	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services be exempted.	During the Project	SDPS		
	To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work	During the Project	SDPS	ŕ	
	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project	During the Project	SDPS		
	To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project (B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to see)	During the Project	SDPS		

(B/A: Banking Arrangement. A/P: Authorization to pay)

SDPS: State Development for Public Service, Ministry of Public Service, Youth and Gender

NT: National Treasury

78. H.

K

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

No	[tems	Deadline	Amount (Million Japanese Yen)
1	To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates	During the Project	
2	To provide JDS candidates with information on study in Japan	During the Project	
3	To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows	During the Project	
4	To handle payment of tuition fees and scholarships	During the Project	
5	To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows	During the Project	
6	To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows	During the Project	
7	To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and	During the Project	
8	To perform other duties necessary for implementation of the Project.	During the Project	
	Total		TBC

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient.

つかりか.

K

-

	サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	4期分の受入人数(案)				
					第1期	第2期	第3期	第4期	計
1	行政機能の改善 Improvement of Administrative Functions	1-1 Improvement of Administrative Capacity of Central and Local	政策研究院大学大学院	政策研究科	2	2	2	2	8
			広島大学大学院	人間社会科学研究科	2	2	2	2	8
		1-2. 経済計画/ 政策及び公共財政管理/ 公共投資管理に係る能力向上 Capacity Building for Economic Planning/ Policy and Public Financial Mangement/ Public Investment Management	国際大学	国際関係学研究科	3	3	3	3	12
		1-3. 法律策定・運用に係る能力向上 1-3 Capacity Building for Legal Development and Operation	九州大学大学院	法学研究院	2	2	2	2	8
		1-4. 都市および地域開発計画/ 政策に 係る能力向上 Caoacity Building for Urban and Regional Develop,ent Plans/ Policies	東洋大学	国際学研究科	3	3	3	3	12
				合計	12	12	12	12	48